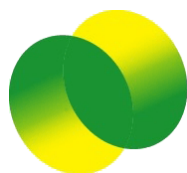


令和 4 事業年度業務実績報告書

令和 5 年 6 月
(一部変更) 令和 6 年 6 月 13 日



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

目 次

I	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
I－1	大学等の評価	2
	(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価	
	(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価	
I－2	国立大学法人等の施設整備支援	15
	(1) 施設費貸付事業	
	(2) 施設費交付事業	
	(3) 国から承継した財産等の処理	
I－3	学位授与	29
	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	
	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与	
	(3) 学位授与事業の普及啓発	
I－4	質保証連携	49
	(1) 大学等連携・活動支援	
	(2) 国際連携・活動支援	
I－5	調査研究	72
	(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究	
	(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	
I－6	大学・高専成長分野転換支援	91
	(1) 基金の設置	
	(2) 助成金の交付準備	
II	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	93
III～VI	財務内容の改善に関する事項（中期目標V）	99
III	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
IV	短期借入金の限度額	
V	重要な財産の処分等に関する計画	
VI	剰余金の使途	
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	105

<参考>

- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（令和4年度）

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の
向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I 国民に対して提供するサービスその
他の業務の質の向上に関する目標を達
成するためとるべき措置

I-1 大学等の評価

<年度計画>

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

(認証評価)

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。
- オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減を図る。

(選択評価)

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

(国立大学法人評価)

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

- ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人89法人の第3期中期目標期間終了時における教育研究の状況の評価について、評価結果を確定し、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出する。
- イ 中期目標期間終了時評価の検証に着手するとともに、第4期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、評価方法等を改善するための検討を進める。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

(認証評価)

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。
- オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減を図る。

自己評価 B

本年度評価の申請があったすべての評価対象校について、所定の評価方法により認証評価を実施し、評価結果を評価対象校に通知するとともに公表した。また、令和5年度実施の評価に関する大学等向け説明会を音声解説付スライド配付やウェブ形式等により実施し、大学4校、高等専門学校3校、法科大学院11校の申請を受け付けた。

大学、高等専門学校、法科大学院それぞれの申請状況に応じた適切な評価体制を整備し、評価担当者向けの研修を資料配付及びウェブ形式で実施した。

令和3年度に実施した認証評価の検証を行い、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づいて、評価説明会における説明内容を工夫し理解向上を図るなど、評価システムの改善につなげた。また、3巡目（平成30年度～令和3年度）に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する中間検証報告書を令和4年8月にウェブサイトを通じて公表した。さらに、大学機関別認証評価の3巡目（令和元年度～令和7年度）について、令和3年度分までの中間検証の分析を進めた。さらに、高等専門学校機関別認証評価の4巡目（令和7年度から）に向けて、ワーキンググループを立ち上げ、評価基準の改定等の検討を進めた。

中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な役割を果たすべく、認証評価機関連絡協議会の事務局を担い議論を主導するとともに、機関別認証評価制度に関する連絡会では機構の専門的知見の提供を行った。また、大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象とした「大学等の質保証人材育成セミナー」を開催し、セミナー後のアンケートからはおおむね肯定的な回答が得られた。大学質保証ポータルに掲載内容の充実を図り、大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供した。さらに、文部科学省「大学の世界展開力強化事業（国際質保証制度設計業務）」の補助事業者として、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組んだ。

令和4年度から実施する4巡目の法科大学院認証評価において運営費交付金の負担割合を削減できるよう、評価の質を維持しうる限度まで評価基準、評価方法及び評価実施体制について大幅な見直しを行い、令和4年度においてはそれに基づいて評価を進め、従来の

I-1 大学等の評価

方法に比べて物件費500万円程度縮減した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

ア-1 認証評価の実績

国・公・私立大学及び高等専門学校は、大学等の教育研究水準の向上に資するため学校教育法により教育研究、組織運営、施設整備の総合的な状況に関し7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている。

また、法科大学院等の専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関し、5年以内ごとに認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている。

令和4年度は、認証評価委員会、評価部会、専門部会等の評価の実施体制を整備し以下のとおり大学等からの求めに応じ評価を実施した。

評価結果は大学等へ通知するとともにウェブサイトに掲載した。

< 令和4年度の認証評価の実績 >

	件数	評価結果
大学	16大学	全ての大学が評価基準に適合していた。
高等専門学校	2校	全ての高等専門学校が評価基準に適合していた。
法科大学院	5法科大学院	4法科大学院が評価基準に適合、1法科大学院が評価基準に不適合。

< 令和4年度に評価した大学等一覧 >

【大学】16大学

- (国立) 北海道教育大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、
福井大学、滋賀医科大学、島根大学、山口大学、香川大学
- (公立) 秋田県立大学、東京都立大学、大阪府立大学、
九州歯科大学、福岡女子大学
- (私立) 日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

【高等専門学校】2校

- (国立) 富山高等専門学校
- (私立) サレジオ工業高等専門学校

【法科大学院】5法科大学院

- (国立) 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻
一橋大学大学院法学研究科法務専攻
金沢大学大学院法学研究科法務専攻
- (私立) 上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻
愛知大学大学院法務研究科法務専攻

【認証評価件数の推移（平成30年度以降）】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大 学	国立	1 大学	16大学	5 大学	43大学	9 大学
	公立	4 大学	0 大学	1 大学	0 大学	5 大学
	私立	0 大学	0 大学	0 大学	0 大学	2 大学
	合計	5 大学	16大学	6 大学	43大学	16大学
高等専門学校	国立	6 校	11校	13校	14校	1 校
	公立	0 校	1 校	0 校	1 校	0 校
	私立	0 校	1 校	0 校	1 校	1 校
	合計	6 校	13校	13校	16校	2 校
法科大学院	国立	9 大学院	1 大学院	1 大学院	0 大学院	3 大学院
	公立	2 大学院	0 大学院	0 大学院	0 大学院	0 大学院
	私立	2 大学院	0 大学院	0 大学院	0 大学院	2 大学院
	合計	13大学院	1 大学院	1 大学院	0 大学院	5 大学院

【認証評価結果の公表ウェブサイト（令和4年度分）】

- 令和4年度 大学機関別認証評価の評価結果（16大学分）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_hyoukakekka/r_4.html
- 令和4年度 高等専門学校機関別認証評価実施結果報告（2高等専門学校分）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyoukakekka/r_4.html
- 令和4年度 法科大学院認証評価実施結果報告（5法科大学院分）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_hyoukakekka/r_4.html

ア-2 説明会等

令和5年度に実施する評価について、大学等向け評価説明会及び自己評価担当者の研修を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、クラウド上での音声解説付スライド配付やウェブ形式で実施した。また、9月末までに大学（4校）、高等専門学校（3校）、法科大学院（11校）から申請を受け付けた。

イー1 評価体制の整備

以下のとおり、申請校数に応じた評価体制を整備した。

【大学】

大学機関別認証評価委員会（委員25人）、評価部会（4部会）・内部質保証専門部会（委員14人、専門委員50人）、運営小委員会（委員8人）、意見申立審査会（専門委員5人）

【高等専門学校】

I-1 大学等の評価

高等専門学校機関別認証評価委員会（委員19人）、評価部会（1部会、委員3人、専門委員4人）、財務専門部会（委員2人、専門委員2人）、意見申立審査会（専門委員5人）

【法科大学院】

法科大学院認証評価委員会（委員23人）、評価部会（2部会、委員4人、専門委員15人）、運営連絡会議（委員8人、専門委員9人）、意見申立審査専門部会（専門委員5人）

< 各委員会等開催状況 >

[大学]

○ 大学機関別認証評価委員会

第1回 令和4年5月23日（ウェブ会議）

- ・評価部会等の編成、自己評価実施要項等の改定について審議

第2回 令和4年9月（書面審議）

- ・大学機関別認証評価委員会委員についての報告、令和4年度訪問調査等の実施方法についての報告、対応状況報告書の提出についての報告

第3回 令和5年1月20日（ウェブ会議）

- ・評価結果（案）、改善状況の継続的確認、大学機関別認証評価自己評価実施要項等の改定について審議、令和5年度評価部会及び専門部会の編成について審議、「大学機関別認証評価における第三者による評価結果の活用に関する要領」に基づく評価結果の活用について審議

第4回 令和5年3月（書面審議）

- ・意見申立て及びその対応、評価結果、大学機関別認証評価自己評価実施要項等の改訂について、4巡目評価の見直しに係るワーキンググループの設置について

○ 大学機関別認証評価委員会評価部会及び内部質保証専門部会

第1回 令和4年6月（評価部会、内部質保証専門部会）（書面審議）

- ・役割分担（担当対象大学）、令和4年度スケジュールについて審議

第2回 令和4年8月（評価部会、内部質保証専門部会）（ウェブ会議）

（評価部会）

- ・書面調査の分析状況及び確認事項、新型コロナウイルス感染症対応についての確認事項等について、訪問調査の実施方法等について審議

（内部質保証専門部会）

- ・書面調査の分析状況及び確認事項、訪問調査の実施方法等について審議

第3回 令和4年12月～令和5年1月（評価部会、内部質保証専門部会）（ウェブ会議）

（評価部会）

- ・評価結果（原案）について審議

（内部質保証専門部会）

- ・基準の判断及びその根拠理由、より望ましい取組について、領域2に係る優れた成果が確認できる取組の候補について審議

〔高等専門学校〕

- 高等専門学校機関別認証評価委員会
 - 第1回 令和4年5月（書面審議）
 - ・評価部会の編成等、令和4年度の訪問調査等の実施方法、高等専門学校機関別認証評価検討ワーキンググループの編成等について審議
 - 第2回 令和4年8月19日（ウェブ会議）
 - ・高等専門学校機関別認証評価検討ワーキンググループの審議状況について報告、選択的評価事項の見直しに係る令和5年度～令和6年度の対応について審議
 - 第3回 令和5年1月31日（ウェブ会議）
 - ・評価結果（案）、改善状況、自己評価実施要項の改訂、令和5年度評価部会及び専門部会の体制等について審議
 - 第4回 令和5年3月14日（ウェブ会議）
 - ・評価結果、指定改善事項に係る追記事項、専門委員の選考、自己評価実施要項の改訂、高等専門学校機関別認証評価（4巡目）に向けた見直しについて審議

- 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会
 - 第1回 令和4年6月 評価部会、財務専門部会（書面審議）
 - ・部会長等の選出、役割分担（担当高等専門学校）の決定、令和4年度の訪問調査等の実施方法、成績評価資料等確認の役割分担等、令和4年度の書面調査等の実施方法について審議
 - 第2回 令和4年8月 評価部会、財務専門部会（書面審議）
 - ・書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、卒業（修了）生、一般教職員、現役学生の意見聴取等について審議
 - 第3回 令和5年1月 評価部会（書面審議）
 - ・評価結果（原案）について審議

〔法科大学院〕

- 法科大学院認証評価委員会
 - 第1回 令和4年5月31日（ウェブ会議）
 - ・委員長及び副委員長の選任、運営連絡会議及び専門委員選考委員会の編成、評価部会等の編成、令和4年度評価スケジュールについて審議
 - 第2回 令和4年10月4日（ウェブ会議）
 - ・評価における適合認定の判断、重要事項変更届における評価結果への付記事項選定に関する方針、自己評価実施要項等の改定について審議
 - 第3回 令和5年1月31日（ウェブ会議）
 - ・評価結果（案）、重要事項変更届等に基づく評価結果への付記事項等、令和5年度評価部会等の編成について審議
 - 第4回 令和5年3月14日（ウェブ会議）
 - ・評価結果、専門委員の選考について審議

- 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議
 - 第1回 令和4年6月3日（ウェブ会議）
 - ・主査及び副主査の選任、評価部会等の編成、4巡目法科大学院認証評価の実施方法等について審議
 - 第2回 令和4年9月22日（ウェブ会議）

I-1 大学等の評価

- ・ 書面調査による分析結果、重要事項変更届等、自己評価実施要項等の改定について審議

第3回 令和5年1月23日（ウェブ会議）

- ・ 評価結果（案）、重要事項変更届等に基づく評価結果への付記事項等、令和5年度評価部会等の編成について審議

○ 法科大学院認証評価委員会評価部会

第1回 令和4年6月（ウェブ会議）

- ・ 部会長及び副部会長の選任、評価部会に関するスケジュール、授業科目調査、訪問調査スケジュール等について審議

第2回 令和4年8月（ウェブ会議）

- ・ 書面調査の分析結果、答案等の確認、訪問調査スケジュール等について審議

第3回 令和4年12月（ウェブ会議）

- ・ 評価結果（原案）について審議

○ 法科大学院認証評価委員会意見申立審査専門部会

第1回 令和5年3月2日（ウェブ会議）

- ・ 部会長及び副部会長の選任、適合と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てについて審議

イー2 認証評価委員等に対する研修

令和4年6月に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、資料配付及びウェブ会議の形式で実施した。

【研修の実績】

	大 学	高等専門学校	法科大学院
参加人数	61人	9人	18人

ウ 認証評価 検証と改善

機構が行った評価の有効性・適切性について検証するため、評価事業部と研究開発部による「評価に関する検証ワーキンググループ」において、令和3年度実施の認証評価の対象校及び評価担当者に対して行ったアンケートの検証結果について報告した。アンケート調査の結果は、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックし、寄せられた意見に基づいて評価説明会における説明内容を工夫し理解向上を図るなど、評価システムの改善に努めた。

また、3巡目（平成30年度～令和3年度）に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する中間検証報告書を令和4年8月にウェブサイトを通じて公表した。さらに、大学機関別認証評価の3巡目（令和元年度～令和7年度）について、令和3年度分までの中間検証の分析を進めた。

○ 評価に関する検証ワーキンググループ開催日程：

第1回：令和4年6月23日、第2回：令和4年12月12日

「高等専門学校機関別認証評価結果に関する3巡目の検証結果報告書」（令和4年8月）
https://www.niad.ac.jp/media/006/202209/no6_12_2-zyunme_chukanhokoku_kosen.pdf

高等専門学校機関別認証評価の4巡目（令和7年度～令和13年度）に向けて、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に高等専門学校機関別認証評価検討ワーキンググループを設置し、3巡目に実施した高等専門学校機関別認証評価の中間検証の結果等も踏まえて、評価基準の改訂等について検討を進めた。

○ 高等専門学校機関別認証評価検討ワーキンググループ

第1回 令和4年6月（ウェブ会議）

- ・4巡目基準改定に向けた論点、選択的評価事項の見直し等について審議

第2回 令和4年7月（ウェブ会議）

- ・選択的評価事項の見直しに係る令和5年度～令和6年度の対応、4巡目認証評価基準の骨子（案）について審議

第3回 令和4年10月（ウェブ会議）

- ・具体的な改定案、高等専門学校設置基準の一部改正等、4巡目認証評価の見直しの方向性、国公立の高等専門学校関係団体へ実施する意見聴取について審議

第4回 令和4年12月（ウェブ会議）

- ・国公立の高等専門学校関係団体へのヒアリングの実施
- ・4巡目認証評価の見直しの方向性、5分冊の改定案（素案）について審議

第5回 令和5年2月（ウェブ会議）

- ・設置基準の一部改正に伴う事項、高等専門学校機関別認証評価実施大綱等の改訂について審議

エ 認証評価 先導的役割

認証評価事業の今後の在り方を検討する「認証評価事業の将来検討タスクフォース」（平成27年9月設置）においてとりまとめた中間報告に基づき、機構は、民間の認証評価機関における評価の実施体制の整備状況や評価を受ける教育機関への影響、中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえつつ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な機能をより重視し、我が国の認証評価を発展させていくべきと考えており、令和4年度においては、以下の取組などにより認証評価制度全体の先導的な役割を果たした。

- ・ 認証評価機関14機関で構成する認証評価機関連絡協議会の事務局として、協議会2回（令和4年9月、令和5年3月）、その下に設置しているワーキンググループ1回（令和5年2月）を開催し、協議会の議論を主導した。
- ・ 大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象として、大学等の質保証人材育成セミナーを、年4回（令和4年10月、12月、令和5年1月、3月）オンラインで開催した。各回開催後、「大学質保証ポータル」にセミナーの資料や講演動画を掲載し、質保証に関連する情報提供を行った。
- ・ 文部科学省「大学の世界展開力強化事業（国際質保証制度設計業務）」の補助事業者として、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に

I-1 大学等の評価

取り組んだ。

才 法科大学院認証評価

会議についてはウェブ会議で実施し、会議等の資料についてはオンラインストレージを利用して電子媒体で委員に送付するなどの取組を通じて、業務の効率化と経費の削減を図った。令和4年度から実施する4巡目の法科大学院認証評価において運営費交付金の負担割合を削減できるよう、評価の質を維持しうる限度まで評価基準、評価方法及び評価実施体制について大幅な見直しを行い、令和4年度においてはそれに基づいて、実際に対象法科大学院の状況に応じて3巡目時より短縮した日程での訪問調査を行うなどにより評価を実施し、従来の方法に比べて物件費500万円程度の縮減を図った。

(選択評価)**② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価**

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

自己評価 B

本年度申請のあったすべての評価対象校について、所定の評価方法により選択評価を実施し、評価結果を評価対象校に通知するとともに公表した。また、令和5年度に実施する評価について、音声解説付スライド配付やウェブ形式による説明会を実施し、申請を受け付けた。

大学、高等専門学校それぞれの申請状況に応じた適切な評価体制を整備し、評価担当者向けの研修を資料配付及びウェブ形式で実施した。

認証評価の検証について、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づいて、評価説明会における説明内容を工夫し理解向上を図るなど、評価システムの改善につなげた。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ**ア 選択評価の実施****イ 評価担当者の研修**

評価全体の改善に資するための先導的な取組として、以下のとおり、認証評価とは別に大学等の求めに応じて機構が独自に行う選択評価を実施した。

大学については、研究活動の状況（1校）及び地域貢献活動の状況（1校）の評価を行った。

高等専門学校については、研究活動の状況（2校）、地域貢献活動等の状況（1校）の評価を行った。

以上の評価の結果については、令和5年3月に、当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトに掲載した。

令和5年度に実施する評価について、大学等向け評価説明会と自己評価担当者の研修を実施した。令和5年度からは大学の負担を増やすことなく強みや特色を評価できるようにするため、選択評価の観点を任意の項目として認証評価の関連する評価基準に組み込むこととしており、その旨も併せて説明した。なお、令和5年度に従来の選択評価の申請を希望する大学及び高等専門学校はなかった。

大学機関別選択評価（地域貢献活動の状況）については、選択評価事項専門部会（委員5人、専門委員1人）を設置した。また、大学の研究活動の状況については、評価の実施

I-1 大学等の評価

に必要な書面調査担当の委員70人を確保した。なお、高等専門学校の選択的評価事項に係る評価（研究活動の状況、地域貢献活動等の状況）については、評価部会において機関別認証評価と並行して実施した。

評価担当者の研修を機関別認証評価における研修に併せて実施した。

【評価の実施状況】

〔大学〕

○ 評価対象大学

- ・ 選択的評価事項A「研究活動の状況」
（公立）大阪府立大学
- ・ 選択的評価事項B「地域貢献活動の状況」
（公立）大阪府立大学

〔高等専門学校〕

○ 評価対象高等専門学校

- ・ 選択的評価事項A「研究活動の状況」
（国立）富山高等専門学校
（私立）サレジオ工業高等専門学校
- ・ 選択的評価事項B「地域貢献活動等の状況」
（国立）富山高等専門学校

【令和4年度に実施した評価の公表】

○令和4年度 大学機関別選択評価の評価結果（1大学分）

https://www.niad.ac.jp/evaluation/selection_evaluation/se_university/daigakukika_hyoutakekka/r_4.html

○令和4年度 選択的評価事項に係る評価実施結果報告（2高等専門学校分）

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyoutakekka/r_4.html

ウ 評価の検証・改善

機構が行った評価の有効性・適切性について検証するため、評価事業部と研究開発部による「評価に関する検証ワーキンググループ」において、令和3年度実施の大学機関別選択評価及び高等専門学校の選択的評価事項に係る評価の対象校及び評価担当者に対して行ったアンケートの検証結果について報告した。アンケート調査の結果は、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックし、寄せられた意見に基づいて評価説明会における説明内容を工夫し理解向上を図るなど、評価システムの改善に努めた。

○ 評価に関する検証ワーキンググループ開催日程：

第1回：令和4年6月23日、第2回：令和4年12月12日

(国立大学教育研究評価)

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

- ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人89法人の第3期中期目標期間終了時における教育研究の状況の評価について、評価結果を確定し、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出する。
- イ 中期目標期間終了時評価の検証に着手するとともに、第4期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、評価方法等を改善するための検討を進める。

自己評価 B

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における中期目標期間終了時評価を実施し、評価報告書を確定した。また、評価報告書について、文部科学省国立大学法人評価委員会における審議・決定後、各法人に通知するとともに、ウェブサイトを通じて公表した。

中期目標の達成状況を担当した評価者へのアンケート調査を開始し、中期目標期間終了時評価の検証に着手した。また、国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループを開催し、第4期中期目標期間評価に向けた評価方法等を改善するための検討を開始した。

以上のことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、文部科学大臣が定めた中期目標の達成状況について文部科学省国立大学法人評価委員会の評価を受けることになっている。機構は、この評価委員会から要請を受け、業務実績のうち教育研究の状況について評価を実施している。令和4年度は、第3期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）における中期目標期間終了時評価を実施し、評価結果を確定の上、文部科学省国立大学法人評価委員会に提供した。評価結果については、各法人に通知するとともに、社会に公表した。

また、中期目標期間終了時評価の検証に着手するとともに、第4期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、評価方法等を改善するための検討を進めた。

ア 中期目標期間終了時評価の実施、評価結果の確定

a. 評価者への研修

達成状況判定会議の評価者に対し、共通理解の下で公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、実践的な評価者研修を6月にオンライン開催により3回（主担当向け2回、副担当・有識者向け1回）実施した。

b. 第3期中期目標期間終了時評価の実施

各法人から6月末までに各中期目標の達成状況報告書の提出を受け、達成状況判定会議における評価作業を開始した。

達成状況判定会議は、評価対象となる国立大学法人及び大学共同利用機関法人に応じて8グループに分かれており、各グループにおいて中期目標の達成状況の分析を行った。9月にグループごとの達成状況判定会議（第1回）を開催し、「分析に当たっての確認事項」として法人に書面での回答を求めた上で、十分な回答を得られなかった法人には12月にヒアリングを実施した。「分析に当たっての確認事項」における法人の回答及びヒアリ

I-1 大学等の評価

ングの結果を踏まえ、令和5年1月には達成状況判定会議（第2回）を開催し、第3期中期目標期間終了時評価における達成状況の評価結果（原案）を審議・確定した。その後、国立大学教育研究評価委員会に評価報告書（原案）として提出した。

2月には国立大学教育研究評価委員会を開催し、評価報告書（案）として審議・決定し、各法人に対する意見申立ての機会を設けた上で、国立大学教育研究評価委員会において評価報告書を確定し、文部科学省国立大学法人評価委員会に提供した。また、評価報告書について、文部科学省国立大学法人評価委員会における審議・決定後、3月に各法人に通知するとともに、ウェブサイトを通じて公表した。

※ 国立大学教育研究評価委員会、達成状況判定会議及びヒアリングについては、新型コロナウイルス感染拡大防止とともに、評価者及び法人の負担軽減の観点からすべてオンラインで開催した。

【第3期中期目標期間の評価結果の公表ウェブサイト】

・国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価結果について
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/hyoukakekka_R5/

イ 中期目標期間終了時評価の検証と第4期の評価に向けた評価方法等の検討

a. 中期目標期間終了時評価の検証

第3期中期目標期間における中期目標期間終了時評価の検証を行うため、中期目標の達成状況を担当した評価者へのアンケート調査を3月に開始した。

b. 第4期の評価に向けた評価方法等の検討

10月に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループを開催し、令和4年5月に開催した国立大学教育研究評価委員会で審議・確定した「第4期中期目標期間の教育研究評価に向けたデータ分析集等の見直しの方向性について」の方針に基づき、第4期中期目標期間における国立大学教育研究評価データの見直しに向けて、具体的な検討を開始した。また、12月に同ワーキンググループを開催し、第4期中期目標期間における評価方法等の検討を開始した。

【国立大学教育研究評価委員会 第67回（令和4年5月25日開催）の公表ウェブサイト】

・資料2 第4期中期目標期間の教育研究評価に向けたデータ分析集等の見直しの方向性について（案）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kokurituhyoukaiin/entry-4688.html

I－2 国立大学法人等の施設整備支援

＜年度計画＞

（１）施設費貸付事業

① 施設費の貸付

- ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達

- ア 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ウ 民間資金の調達に当たり、ＩＲ（インベスター・リレーションズ）活動として、訪問又はウェブ会議システム等の活用により年間20箇所以上の投資家に説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

- 高度化・複雑化する債権・債務の管理を適切に行い、長期借入金債務等の償還を確実に行う。
また、訪問又はウェブ会議システムの活用により年間6箇所以上の貸付先調査を実施する。

④ 調査及び分析

- 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、貸付先調査での意見聴取や審査基準に関する調査、分析を行う。

（２）施設費交付事業

① 施設費の交付

- 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

- 交付事業の実施にあたって、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。
また、そのために訪問又はウェブ会議システムの活用により年間14箇所以上の交付先調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

- 中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

（３）国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

- 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する42国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

- ア 国から承継した旧特定学校財産（東京大学生産技術研究所跡地）について、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。
- イ 処分後の財産（広島大学本部地区跡地）の利用状況について、適切に把握する。

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

- ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達

- ア 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ウ 民間資金の調達に当たり、I R（インベスター・リレーションズ）活動として、訪問又はウェブ会議システム等の活用により年間20箇所以上の投資家に説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

- 高度化・複雑化する債権・債務の管理体制の強化を図り、長期借入金債務等の償還を確実に行う。
- また、訪問又はウェブ会議システムの活用により年間6箇所以上の貸付先調査を実施する。

④ 調査及び分析

- 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、貸付先調査での意見聴取や審査基準に関する調査、分析を行う。

自己評価 B

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、令和4年度に必要な資金の貸付けを適切に行った。

貸付けの審査に当たっては、施設費貸付事業貸付審査会を開催し、精度の高い審査を実施するとともに、償還確実性を高めるため、貸付後の国立大学附属病院の財務状況や経営状況の把握に努めた。

施設費貸付事業に必要な資金の調達については、財政融資資金から長期借入れを行うとともに、債券の発行により市場から効率的に資金調達を行い、債務の償還も確実に行った。

債券の発行に当たっては、個別の投資家訪問に加えて、新たに対象者別の集合型I R（地方投資家や中央投資家を対象としたセミナー）や新たなI R動画の作成を行うなど、I R活動を積極的に行った。また、機構債券の信用格付においては、令和3年度に引き続き、2機関からそれぞれ「AA+」、「AAA」の高い格付けを取得し、加えて、ソーシャルボンド評価では、最上位の評価である「Social1」を取得した。さらに、新たな取組として、発行予定日の約1か月前に投資家の意見を聴取する「サウンディング」を2日間実施した。

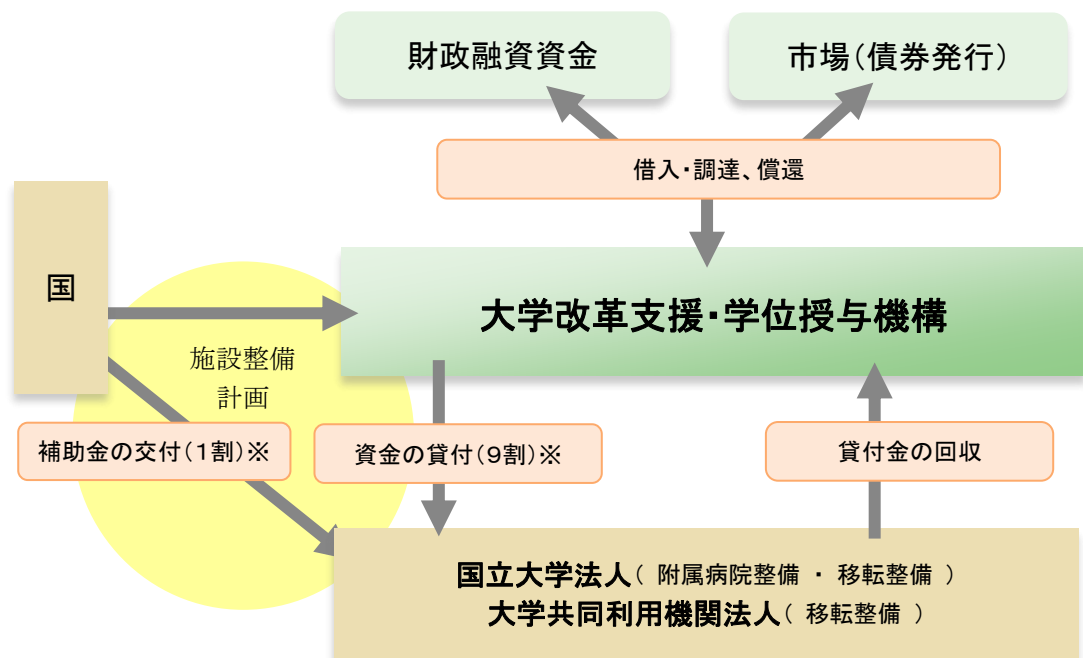
これらの取組により、市場環境が不安定な状況下でも着実に投資家の需要を捕捉し、当初発行予定額どおり、債券を発行した。また、国立大学附属病院への支援を通じて、すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉の促進及び質の高い医学教育の確保に貢献する機構債の社会貢献性及び投資意義についての投資家の理解を促進したことにより投資家層が拡大し、新たに8件の投資家から投資表明を受けた。

そのほか、財政融資資金及び市場への債務の償還、貸付先調査、貸付後の国立大学附属病院の財務状況や経営状況の把握についても適切に実施するとともに、国立大学法人に対して令和4年度決算から適用される国立大学法人会計基準の改訂について、国立大学法人の協力も得て、機構の貸付審査への影響についてシミュレーションし検討した結果、審査基準の見直しは必要ないものと判断することができた。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断しBとした。

実績・参考データ

○ 貸付事業の流れ



※設備整備計画については資金の貸付のみ。

○ 貸付事業の貸付メニュー

令和4年度の貸付メニュー（附属病院整備）

区分	貸付	据置	償還	貸付利率	
施設整備	30年	5年	25年	財政融資資金 借入金利同率	全期間固定
	15年	1年	14年		
設備整備	10年	無し	10年	財政融資資金 借入金利＋上乘	財政融資資金借入金利部分は全期間固定、上乘部分は5年後見直し
	5年	無し	5年		全期間固定

※平成30年度以前より継続している国庫債務負担行為事業に限り、貸付期間25年（据置5年、償還20年）とすることができる。

I - 2 国立大学法人等の施設整備支援

① 施設費の貸付

《貸付けの実施》

「令和4年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費貸付事業について」（令和4年3月28日付け 文部科学大臣の定め）に基づき、国立大学法人に対し附属病院の施設整備等に必要な資金の貸付けを行った。

令和4年度施設費貸付事業

(単位：百万円)

	当初計画額	貸付実績額
施設整備	(27法人／57事業) 49,557	(27法人／55事業) 39,826
設備整備	(24法人／31事業) 19,856	(24法人／31事業) 18,045
合計	(32法人／88事業) 69,413	(32法人／86事業) 57,872

国立大学法人における適切な事業の実施のため、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和4年5月25日及び令和5年1月27日 オンライン開催）において、国立大学法人の施設担当部課長等に対して、施設費貸付事業の留意点について説明を行った。また、事業の進捗状況について国立大学法人に対して定期的に報告を求め、適宜、文部科学省と情報の共有を図った。

《貸付け等の審査》

貸付審査を行うために、施設費貸付事業貸付審査会を10回開催した。貸付の審査にあたっては、国立大学法人より提出される借入申込書、財務諸表及び完済までの収支計画等により、事業の目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であるか、償還可能な財務状況となっているか、貸付金債権を担保することのできる不動産を有しているか、国立大学附属病院の教育、研究、診療及び地域貢献に係る使命・役割を果たしているかなどについて確認し、総合的な審査を行った。

施設費貸付事業貸付審査会（令和4年度10回開催）

開催回	開催日	議 事
第1回	令和4年4月13日	1. 施設費貸付事業貸付審査会について 2. 令和4年度施設費貸付事業計画額について 3. 令和4年度第1・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について
第2回	令和4年5月20日	1. 令和4年6月借入申込み時審査について 2. 令和4年度第2・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について 3. 令和4年度施設費貸付事業に係る貸付金利について
第3回	令和4年7月20日	1. 令和5年度借入事業要求時審査 2. 令和4年度8月借入申込み時審査について 3. 施設費貸付事業に係る収支状況の確認について
第4回	令和4年8月22日	1. 令和4年度9月借入申込み時審査について 2. 第3・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について
第5回	令和4年9月16日	1. 令和4年度10月借入申込み時審査について 2. 施設費貸付事業に係る貸付金利（令和4年10月～令和5年2月貸付）について 3. 施設費貸付事業に係る貸付金利（令和4年9月20日見直し分）について
第6回	令和4年10月20日	1. 令和4年度11月借入申込み時審査について 2. 完済までの収支計画における決算後比較（予実確認）

第7回	令和4年11月21日	1. 令和4年度12月借入申込み時審査について 2. 第4・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について
第8回	令和4年12月19日	1. 令和4年度1月借入申込み時審査について
第9回	令和5年2月20日	1. 施設費貸付事業に係る収支状況の確認について 2. 「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の一部改訂に伴う施設費貸付事業における貸付審査への影響について
第10回	令和5年3月10日	1. 令和4年度3月借入申込み時審査 2. 貸付後の確認（事業状況等の確認）について 3. 施設費貸付事業に係る貸付金利（令和5年3月貸付）について 4. 施設費貸付事業に係る貸付金利（令和5年3月20日見直し分）について 5. 令和5年度貸付審査会の体制・スケジュール等について

② 資金の調達

《長期借入れによる資金の調達》

施設費貸付事業の財源として、財政融資資金から53,368百万円の長期借入れを行った。

《債券発行による資金の調達》

第7回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（5年債）の発行により、5,000百万円の民間資金の調達を行った。

令和4年度の資金調達実績

（単位：百万円）

区分	調達額					
	財政融資資金			債券発行		
	新規貸付額	繰越貸付額	計	新規貸付額	既発行債券の償還分	計
施設整備	27,937	11,890	39,826	—	—	—
設備整備	11,569	1,972	13,541	4,504	496	5,000
合計	39,506	13,862	53,368	4,504	496	5,000

※四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

令和5年2月の機構債券の発行に向けて、令和4年7月開催の債券委員会（第1回）において債券の発行計画を決定し、令和4年9月開催の債券委員会（第2回）において主幹事会社、受託会社及び格付機関を選定した。

選定した主幹事会社と協力し、機構債券の購入を検討している投資家に対するIR（インベスター・リレーションズ）活動を実施した。令和4年度のIR活動においては、従来実施している個別投資家IRにより新規投資家の掘り起こしとリピーター投資家の確保に努めつつ、より幅広い投資家に対して効率的に働きかけを行えるよう、新たに対象者別の集合型IRを実施し、新たなIR動画を作成した。

個別投資家IRについては、令和4年11月から令和5年2月にかけて、訪問又はウェブ会議により19箇所の投資家訪問を実施した。個別投資家IRにおいては、機構の概要や発行予定の債券について丁寧に説明を行うとともに、投資家との対話を通じて、債券購入の可能性の把握に努めた。

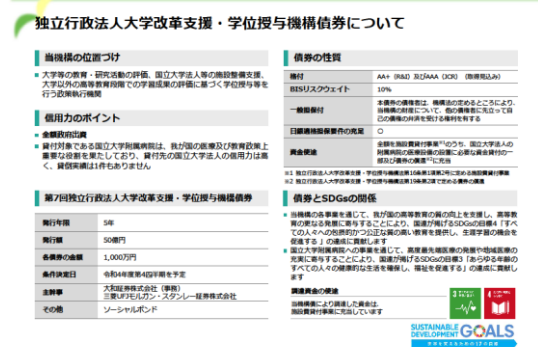
集合型IRについては、令和4年12月15日に北海道・東北地域の投資家を対象に、同月19日に九州・沖縄地区の投資家を対象に、令和5年1月23日に証券会社のセールスを対象に、同月24日に中央投資家を対象に、それぞれオンラインで実施した。このうち、北海道・東北地域の投資家対象のIRと九州・沖縄地区の投資家対象のIRは、「地域密着

I-2 国立大学法人等の施設整備支援

型セミナー」と題して該当地域に所在する国立大学附属病院の貸付事例を紹介するなど地域への貢献について説明し、地域との親和性を重視する地方投資家への訴求を図った。なお、「地域密着型セミナー」は新規の投資家が十分な検討を行えるよう12月に開催する一方で、証券会社のセールス対象のIRと中央投資家対象のIRは関心を持った投資家が速やかに購入できるよう1月下旬に開催した。

IR動画については、多忙な投資家にも見てもらえるよう、機構の概要や債券のポイントについて説明するコンパクトな動画を新たに作成した。当該動画では、機構債券のソーシャル性について訴求するため、貸付対象である国立大学附属病院の設備の画像も紹介しながら説明を行った。

令和4年度IR資料抜粋



動画配信

<https://youtu.be/iAqeNvwPocw?list=PLs6u4SqBHvMFg4KqmGXuddA5aG5mva9y3>



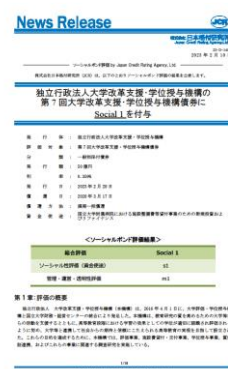
債券の発行体及び発行債券の格付として、令和5年2月に、格付投資情報センター（R&I）からAA+（令和3年度同）、日本格付研究所（JCR）からAAA（令和3年度同）を取得した。また、日本格付研究所（JCR）からは高いソーシャル性を評価され、最上位のSocial 1（令和3年度同）を取得した。

R&I 債券格付（抜粋）
価（抜粋）

JCR 債券格付（抜粋）



JCR ソーシャルボンド評



令和4年度は海外のインフレや日銀の金融政策の影響で市場環境が不安定な状況であったため、新たな取組として、発行予定日の約1か月前の令和5年1月に、その時点での投資家の意見を聴取する「サウンディング」を2日間実施した。「サウンディング」によって投資家の需要を丁寧に把握したことが、その後のスムーズな起債運営に繋がった。「サウンディング」で得られた意見も踏まえて発行条件や起債運営の日程を検討し、令和5年2月6日及び2月7日にソフトヒアリング、同月8日及び9日にプレマーケティングを実施した。

これらの取組の結果、市場環境が不安定な状況下でも着実に投資家の需要を捕捉し、令和5年2月開催の債券委員会（第3回）において債券の発行条件を決定し、同月28日に債券を発行した。

また、IR活動において、国立大学附属病院への支援を通じて、すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉の促進及び質の高い医学教育の確保に貢献する機構債の社会貢献性及び投資意義についての投資家の理解を促進したことにより、新たに8件の投資家から、ソーシャルボンドである機構債券に投資した旨の投資表明を受けた。

第7回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券発行要項（抜粋）

第7回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券 発行要項	
1. 債券の名称	第7回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券
2. 債券の総額	金50億円
3. 振替法の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。
4. 各債券の金額	1,000万円
5. 利率	年0.359パーセント
6. 発行価額	各債券の金額100円につき金100円
7. 償還金額	各債券の金額100円につき金100円
(以下、略)	

<https://www.niad.ac.jp/investor/media-download/5929/55bf72febb4d8803/>

I - 2 国立大学法人等の施設整備支援

③ 債務の償還

財政融資資金及び市場（債券）への債務償還にあたって、国立大学法人へ払込通知書を発行・送付して計画的に債権を回収し、48,893百万円（元金）の償還を滞りなく確実に行った。

令和4年度の財政融資資金等への債務償還実績（単位：百万円）

区分	令和3年度末 元金債務残高	新規借入額	繰越借入額	元金償還額	令和4年度末 元金債務残高	利子支払額
財政融資資金	594,164	39,506	13,862	43,893	603,639	1,232
債券	29,500	5,000	—	5,000	29,500	13
計	623,664	41,506	13,862	48,893	633,139	1,246

※四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

令和4年度の国立大学法人からの債権回収実績（単位：百万円）

回収額		令和4年度末債権額（元金）
元金	利息	
48,611	1,296	632,580

貸付事業に係る債権を確実に回収するため、令和4年11月から令和5年2月にかけて6箇所に対して貸付先調査を実施し、事業の進捗状況の確認や意見聴取等を行った。当該調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び国立大学法人の負担軽減等のため、現地調査に代えて、書面での事前調査及びウェブ会議システムを活用したヒアリング調査でも行うことを可能とした。4箇所に対して実施したウェブ会議システムを活用した調査においては、オンライン上で動画により整備箇所の説明を受け、計画どおりに事業が完了し、適切に機能しているか等の確認を行った。

令和4年度貸付先調査実績

No.	法人名	調査日
1	島根大学	11月17日
2	九州大学	12月7日
3	香川大学	12月8日、12月9日
4	佐賀大学	12月22日
5	滋賀医科大学	1月24日
6	鳥取大学	1月31日

④ 調査及び分析

貸付後の国立大学附属病院の財務状況や経営状況を把握するため、附属病院を有する国立大学法人に対して、過去に策定された完済までの収支計画と決算後実績額の比較及び自己点検を依頼し、令和4年10月に、当該資料に基づき各国立大学法人の収支見込みの妥当性を確認した。また、貸付先調査において、6法人から施設費貸付事業を効果的に行うための意見聴取を行った。

国立大学法人に対して令和4年度決算から適用される国立大学法人会計基準の改訂について、貸付先調査を行った6法人に協力を依頼し、機構の貸付審査への影響について調査

I－2 国立大学法人等の施設整備支援

及び分析を行った。令和5年2月開催の貸付審査会（第9回）においてシミュレーションし検討した結果、資産見返負債の会計処理の廃止により各事業年度の業務損益額に影響が生じる可能性があるが、その影響は極めて小さいものに留まることが確認できたため、審査基準の見直しは必要ないものと判断した。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

交付事業の実施に当たって、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

また、そのために訪問又はウェブ会議システムの活用により年間14箇所以上の交付先調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

自己評価 B

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行った。

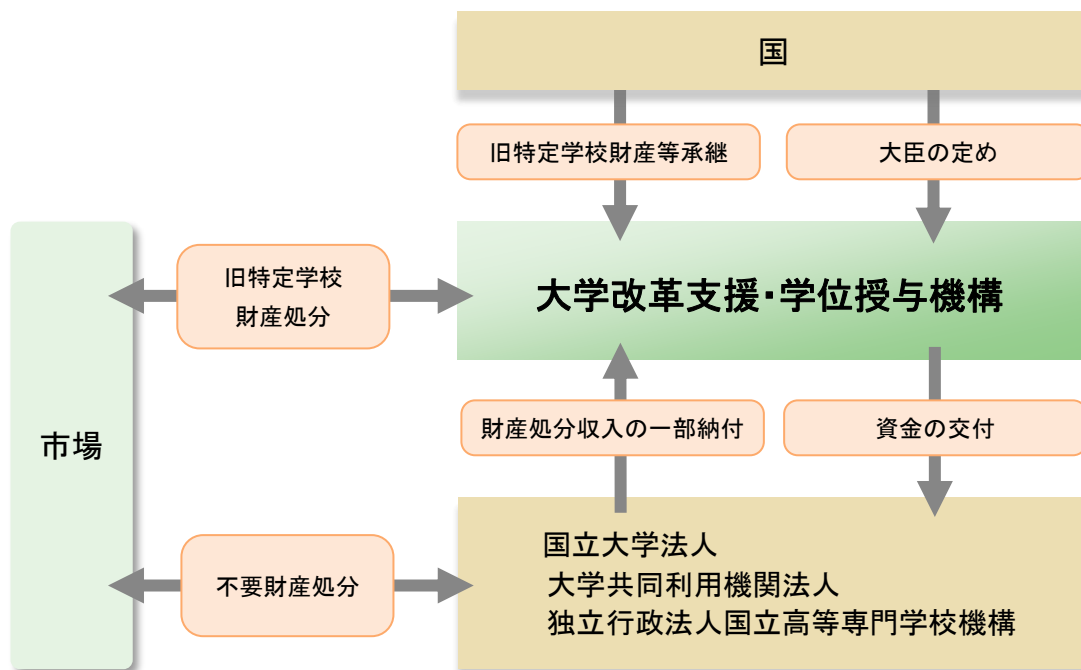
交付対象事業の適正な執行に係る留意点について各国立大学法人等の施設担当部課長等に対して周知するとともに、交付先調査を行った。

交付事業財源の確保については、交付先調査や文部科学省主催の説明会等を通じて、継続的に不要財産の処分計画の確認や交付事業の財源としての財産処分の重要性について周知し、協力を依頼した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

○ 交付事業の流れ



① 施設費の交付

「令和4年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費交付事業について」（令和4年4月1日付け 文部科学大臣の定め）に基づき、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構に対し施設整備等に必要な資金の交付を行った。

令和4年度施設費交付事業（営繕事業）

令和4年度	法人数	事業数	交付金額
当初計画	81 法人	81 件	2,010 百万円
交付実績	81 法人	81 件	2,010 百万円

② 交付対象事業の適正な実施の確保

交付決定にあたっては、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認した。また、国立大学法人等における適切な事業の実施のため、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和4年5月25日及び令和5年1月27日 オンライン開催）において、交付事業の留意点について、国立大学法人等の施設担当部課長等に対して説明を行った。

事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、交付決定の内容などの審査を行い、交付金の額の確定を行った。

交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、令和4年11月から令和5年2月にかけて15箇所に対して交付先調査を行った。当該調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び国立大学法人の負担軽減等のため、現地調査に代えて、書面での事前調査及びウェブ会議システムを活用したヒアリング調査でも行うことを可能とした。10箇所に対して実施したウェブ会議システムを活用した調査においては、オンライン上で動画により整備箇所の説明を受け、計画どおりに事業が完了し、適切に機能しているか等の確認を行った。

令和4年度交付先調査実績

No.	法人名	調査日
1	島根大学	11月17日
2	高エネルギー加速器研究機構	11月24日
3	総合研究大学院大学	11月30日
4	鹿児島大学	12月6日
5	九州大学	12月7日
6	香川大学	12月8日、9日
7	佐賀大学	12月22日
8	自然科学研究機構	1月13日
9	奈良先端科学技術大学院大学	1月13日
10	滋賀医科大学	1月24日
11	愛知教育大学	1月26日
12	和歌山大学	1月26日
13	鳥取大学	1月31日
14	奈良国立大学機構（奈良女子大学）	2月2日
15	北海道国立大学機構（北見工業大学）	2月2日

I－2 国立大学法人等の施設整備支援

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和4年5月25日及び令和5年1月27日 オンライン開催）において、国立大学法人等の施設担当部課長等に対して交付事業の財源としての不要財産処分の重要性について説明を行い、協力を要請した。

国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地等）について、交付先調査におけるヒアリングの際に、不要財産処分の計画等について確認を行い、協力を要請した。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する42国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

- ア 国から承継した旧特定学校財産（東京大学生産技術研究所跡地）について、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。
- イ 処分後の財産（広島大学本部地区跡地）の利用状況について、適切に把握する。

自己評価 B

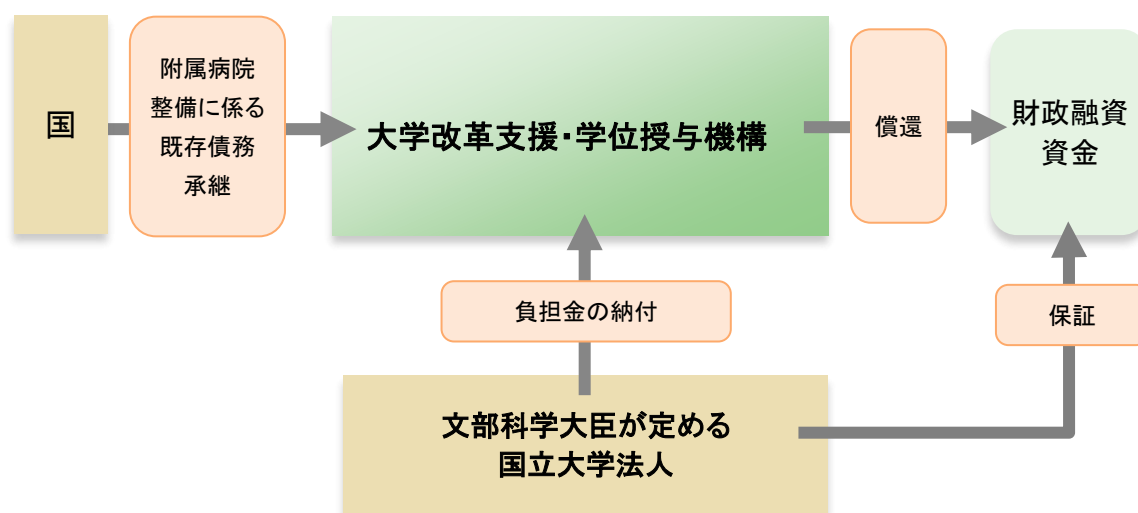
国から承継した債務について、国立大学法人から計画的に回収し、財政融資資金へ債務の償還を確実に行った。

旧特定学校財産の管理処分について、東京大学生産技術研究所跡地については、計画的な売却及び貸付を適切に行った。また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

○承継債務償還の流れ



I-2 国立大学法人等の施設整備支援

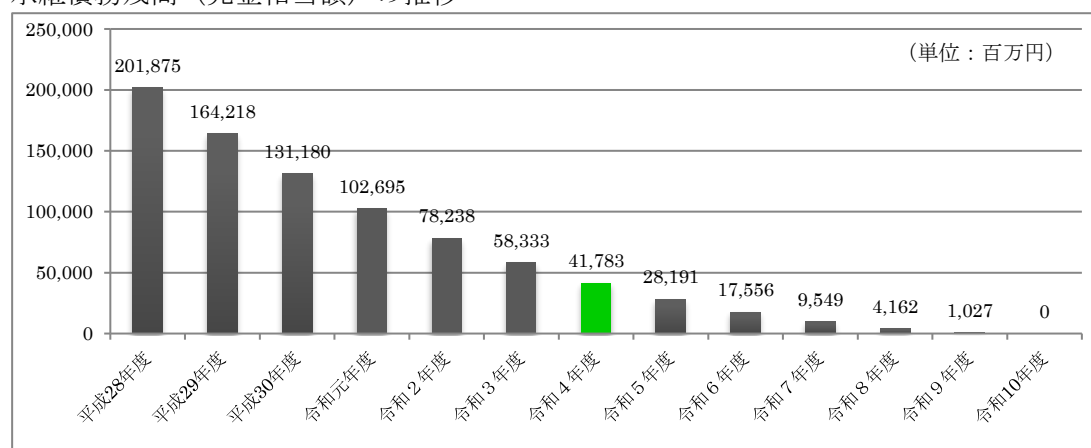
① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、国立大学法人から計画的に債権を回収し、財政融資資金への債務16,550百万円（元金）の償還を確実に行った。

令和4年度の財政融資資金への承継債務償還実績（単位：百万円）

令和3年度末 債務残高 (元金相当額)	償還額		令和4年度末 債務残高 (元金相当額)
	元金相当額	利子相当額	
58,333	16,550	521	41,783

承継債務残高（元金相当額）の推移



※令和4年度までは実績額、令和5年度以降は予定額。令和10年度完済予定。

② 旧特定学校財産の管理処分

《東京大学生産技術研究所跡地の管理処分》

国から承継した東京大学生産技術研究所跡地（29,974.81㎡）について、平成19年度から独立行政法人国立美術館に分割して売却を行っており、令和4年5月に153.11㎡を400百万円で売却した。

これにより、売却した総面積は28,137.64㎡（令和3年度までに売却した面積は27,984.53㎡）となり、全体の93.87%の売却が完了した。未売却の土地（1,837.17㎡、6.13%）については、同法人と使用契約を締結し、土地面積に応じた使用料を徴収した。

《処分後の財産の利用状況》

平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」として位置づけられている。令和2年度に必要な整備事業が完了しているが、事業者との不動産売買契約において、整備事業完了期日から5年間は当該プロジェクトの実施計画に定めるとおりの用途に供さなければならないこととしているため、広島市を通じて報告のあった事業の実績について確認を行った。

I - 3 学位授与

＜年度計画＞

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

学位授与事業を安定的かつ機動的に遂行するため、業務全般の基盤となる学位審査システムの強化を図る。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

② 専攻科の認定

学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

② 課程の認定

学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に係る機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

学位授与と事業を安定的かつ機動的に遂行するため、業務全般の基盤となる学位審査システムの強化を図る。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

② 専攻科の認定

学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

自己評価 B

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症の影響による令和4年度学位授与事業に関する特例措置について（機構長裁定）」（以下「新型コロナ特例措置」という。）を定めることにより、追試験の実施（4月期3人、10月期7人）等審査スケジュールの変更を可能とすることや、申請取下げ（4月期1人、10月期1人）を柔軟に認めるなどの感染症拡大防止の万全な措置を講じて実施した。なお、本来ならば申請取下げ（学位審査手数料等を返還する）は認めていないが、申請者が新型コロナウイルス感染症の影響によるやむを得ない理由がある場合に限り、申出により、申請取下げを認めることとした。これは取り下げた者への配慮だけではなく、感染力の強い新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図って試験を円滑に実施することが主な理由である。インフルエンザ等と異なり、①国及び自治体の方針として感染拡大防止の徹底が特に求められていたこと、②感染者や濃厚接触者に対する隔離措置が取られており、就業者（特に医療関係従事者）が多い申請者が懸念なく受験できるような配慮が特に求められていたこと等から、機構では、追試験の実施や手数料の返還により、申請者が安心して受験できるように、単なる自己都合とは区別して特例措置を講じた。

また、電子申請の推進については、令和元年度より原則すべて電子申請で受け付けることとしており、さらに令和2年度からは学修成果レポートについても紙媒体での提出から電子媒体による提出としている。なお、特例による学位授与申請については、これまでもすべて電子申請で受け付けてい

る。その他、不合格者が再度申請をする際に、学修成果の作成や、試験において留意すべき事項を提示するため、不合格者に対する理由の通知も継続して行い申請者に対する利便性の向上を図った。

申出に基づき、「専攻科の認定」を希望する短期大学1校1専攻を審査し、教育課程等が大学教育に相当する水準を有する認定専攻科として認定した。「特例の適用認定」を希望する短期大学1校1専攻を審査し、教育課程等が大学教育に相当する水準を有している特例適用専攻科として認定した。教育課程等について重要な変更が生じると認められた短期大学1校1専攻について、「専攻科の認定にかかる再審査」を実施し「可」と判定した。高等専門学校1校1専攻について、「特例適用専攻科の変更に係る審査」と併せて「専攻科の認定に係る再審査」を実施し、「可」と判定した。また、既に認定した短期大学5校7専攻の専攻科に対し、その水準が維持されているかについて対象校の審査を行い、「適」と判定した。

既に特例の適用を認定した短期大学1校1専攻及び高等専門学校12校20専攻に対し、特例適用を受けるための水準が維持されているかについて対象校の審査を行い、「適」と判定した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

我が国で学位を授与できるのは大学と機構のみと法令で定められている。機構においては、高等教育段階の多様な学習成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学以外のさまざまな学習の成果を評価し、大学の学部・大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる学習者に学位を授与している。この学位授与は「単位積み上げ型による学位授与」と「省庁大学校修了者に対する学位授与」の2通りで行っている。

I - 3 学位授与

①- 1 単位積み上げ型の学位授与の実績

単位積み上げ型の学位授与は4月期と10月期の年2回、以下の手順で行った。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「新型コロナ特例措置」を定め、スケジュールを変更するなど種々の措置を講じて審査を行った。4月期試験、10月期試験における追試験の実施等の措置により、年度内に事業を完了した。

< 令和4年度 単位積み上げ型の学位取得者数 > (人)

申請時期	申請者	学位取得者
4月期	324	281
10月期	2,375	2,293
合 計	2,699	2,574

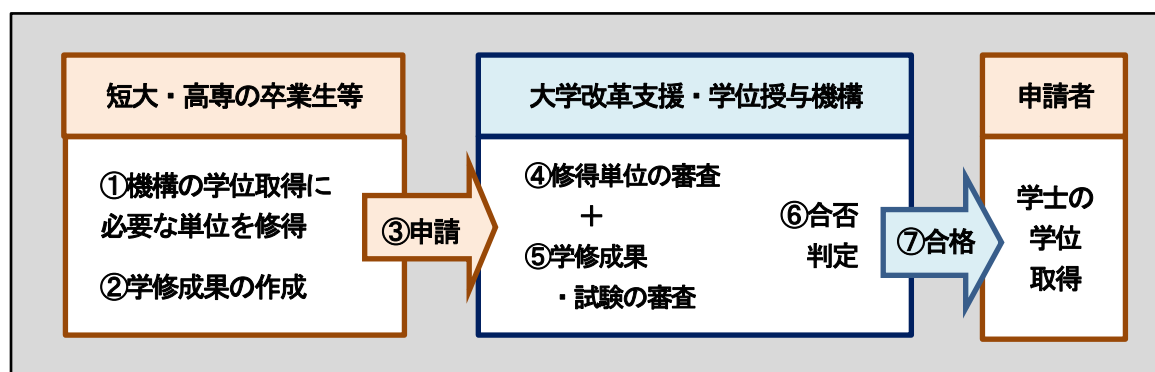
< 単位積み上げ型の学位取得者数 推移 > (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
文 学	18 [4]	11 [1]	12 [2]	21 [5]	21 [3]	13 [7]
教育学	238 [133]	181 [108]	210 [114]	183 [104]	172 [116]	165 [133]
神 学	0	0	0	0	0	0
社会学	2	1	1	0	1	0
教 養	8	3	3	2	4	2
学 芸	1	0	1	2	0	0
社会科学	1	2	1	1	1	0
法 学	6	3	5	2	2	0
政治学	1	0	0	1	1	0
経済学	1	2	1	2	1	3
商 学	1	0	0	1	1	1
経営学	10 [7]	11 [10]	3 [2]	9 [8]	13 [10]	8 [6]
理 学	2	2	6	3	4	5
薬科学	1	2	1	3	3	4
看護学	437 [37]	479 [31]	483 [30]	405 [18]	431 [20]	515 [19]
保健衛生学	97 [10]	104 [11]	97 [12]	101 [13]	98 [11]	90 [11]
鍼灸学	2	1	2	2	6	1
口腔保健学	59 [26]	75 [34]	63 [25]	82 [27]	70 [28]	86 [24]
柔道整復学	1	1	2	0	1	1
栄養学	46 [27]	50 [33]	36 [20]	39 [23]	33 [24]	27 [10]
工 学	1,433 [1,347]	1,596 [1,572]	1,469 [1,456]	1,534 [1,526]	1,536 [1,515]	1,517 [1,502]
芸術工学	0	0	0	0	0	0
商船学	12 [12]	16 [16]	13 [13]	11 [11]	15 [15]	7 [6]
農 学	1	0	0	1	0	0
水産学	0	0	0	0	0	0
家政学	5	4	2	4	5	8
芸術学	83 [27]	68 [20]	94 [21]	121 [30]	84 [20]	121 [35]
体育学	0	0	0	1	0	0
合 計	2,466 [1,630]	2,612 [1,836]	2,505 [1,695]	2,531 [1,765]	2,503 [1,762]	2,574 [1,753]

※ [] 内は特例適用による学位取得者数で内数

①-2 単位積み上げ型の学位授与 手順

単位積み上げ型の学位授与は4月期と10月期の年2回、以下の手順で行った。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「新型コロナ特例措置」を定め、申請取下げを柔軟に認めるなど種々の措置を講じて審査を行った。

①単位の修得

申請希望者は、機構の定める要件・基準を満たすように、必要な単位を大学の科目等履修生制度等により修得しなければならない。

②学修成果の作成

申請希望者は、単位修得を通じて身につけた学力が学士の水準に達していることを示すための学修成果（レポート等）を作成しなければならない。

③申請の受付

令和元年度から申請方法を、原則すべて電子申請とした。

- ・4月期の受付期間：3月12日～4月6日
- ・10月期の受付期間：9月10日～10月4日

④修得単位の審査

「修得単位」について、機構の定める要件・基準を満たしているか審査した。

- ・4月期の審査期間：5月～8月
- ・10月期の審査期間：11月～2月

⑤学修成果・試験の審査⑤-1 試験

申請者が提出した学修成果に基づき、レポート提出者には小論文試験、芸術学分野でレポート以外の演奏、創作、作品提出者には面接試験を行った。

- ・4月期の小論文試験日：6月12日（会場：東京・大阪）
面接試験日：6月12日（会場：東京）

- ・4月期の追試験日（小論文）：7月4日（東京）
- ・4月期の追試験日（面接試験）：7月8日（東京）

※新型コロナ特例措置により、発熱等の体調不良を申し出た申請者に対して実施

- ・10月期の面接試験日：12月11日（会場：東京）
小論文試験日：12月18日（会場：東京・大阪）

I－3 学位授与

- ・10月期の追試験日（面接試験）：12月21日（東京）
 - ・10月期の追試験日（小論文）：1月6日（東京）
- ※新型コロナ特例措置により、発熱等の体調不良を申し出た申請者に対して実施

- ・10月期の特別措置試験日（小論文）：12月17日（熊本）
- ※障害のある申請者への受験上の特別措置

⑤－2 学修成果・試験の審査

「学修成果・試験」について、学士の水準の学力を有しているか審査した。

- ・4月期の審査期間：5月～8月
- ・10月期の審査期間：11月～2月

⑥ 合否判定

学位審査会により修得単位の審査と学修成果・試験の審査の双方が「可」とされた場合に合格とした。

⑦ 結果の通知

判定結果は以下の時期までに通知した。

なお、不合格者に対してはその理由も通知した。

- ・4月期の通知時期：8月末
- ・10月期の通知時期：3月末

①－3 特例適用による学位授与の実績

令和4年度は特例適用により1,753人に学位を授与した。

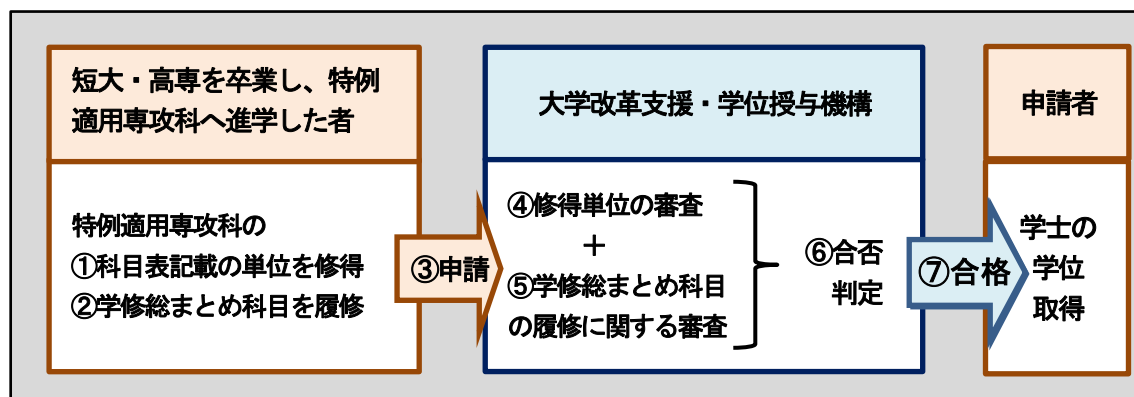
なお、この人数は「①－1」の単位積み上げ型の学位取得者数に含まれる。

< 令和4年度 特例適用による学位取得者数 > (人)

申請時期	申請者	学位取得者
4月期	7	6
10月期	1,759	1,747
合 計	1,766	1,753

①-4 特例適用による学位授与 手順

特例適用による学位授与は4月期と10月期の年2回、以下の手順で行った。

①単位の修得

申請希望者は、機構があらかじめ審査し認定した科目表に記載された授業科目を履修し単位を短期大学・高等専門学校（機構から特例の適用認定を受けた）専攻科で修得しなければならない。

②学修総まとめ科目の履修

申請希望者は、各専攻科の最終学年に学修総まとめ科目として設定された授業科目を履修しなければならない。

③申請の受付

申請方法はすべて電子申請としている。

- ・4月期の受付期間：3月22日～4月11日
- ・10月期の受付期間：9月22日～10月12日

④修得単位の審査

科目表に記載された授業科目を履修し、機構の定める要件・基準を満たしているか審査した。

⑤学修総まとめ科目の履修に関する審査

学修総まとめ科目を履修し、単位を修得しているかに加え、申請時に提出する「学修総まとめ科目履修計画書」及び専攻科修了確定時に提出する「学修総まとめ科目成果の要旨」等に基づき、申請者が学士の水準の学力を有しているか審査した。

⑥合否判定

学位審査会により修得単位の審査と学修総まとめ科目の履修に関する審査の双方が「可」とされ、かつ専攻科の修了が確認された場合に合格とした。

⑦結果の通知

判定結果は以下の時期までに通知した。

なお、不合格者に対してはその理由も通知した。

- ・4月期の通知時期：9月末
- ・10月期の通知時期：3月末

I - 3 学位授与

①-5 単位積み上げ型の学位授与 審査体制の整備

機構では、学位授与に係る審査を行うため「学位審査会」を設置し、その下に専攻分野ごとに審査や試験を行う専門委員会と部会を置いている。学位審査会では、その他、短期大学・高等専門学校の専攻科の認定、省庁大学校の課程の認定等に係る審査も行っている。

なお、新任の専門委員に対しては、管理部学位審査課と研究開発部が連携・協働して例年4月に開催している「学位審査会専門委員協議会」で学位授与制度の概要、審査手順、審査方法等を説明した（令和4年度はweb会議形式にて実施した）。

< 学位審査会 委員数 > 16人

< 専門委員会・部会 委員数（令和5年3月） > (人)

専門委員会		部会数	委 員 数		
			専 門	臨 時	合 計
1	文学・神学	10 部会	29	0	29
2	教育学	—	10	0	10
3	社会学	2 部会	5	0	5
4	教養・学芸	—	4	0	4
5	社会科学	—	10	5	15
6	法学・政治学	—	5	1	6
7	経済学・商学・経営学	—	7	0	7
8	理学	5 部会	25	0	25
9	医学・薬学	2 部会	27	2	29
10	看護学・保健衛生学・鍼灸学	7 部会	46	1	47
11	口腔保健学	—	6	0	6
12	柔道整復学	—	2	0	2
13	家政学・栄養学	2 部会	14	0	14
14	工学・芸術工学	12 部会	104	8	112
15	農学	—	2	0	2
16	水産学	—	10	0	10
17	芸術学	3 部会	22	5	27
18	体育学	—	3	0	3
19	商船学・海上保安	—	7	0	7
合計	19 専門委員会	43 部会	338	22	360

①-6 単位積み上げ型の学位授与 利便性向上の取組

ア. インターネットを利用した電子申請の推進

申請者の利便性向上と業務の合理化・効率化を図るため、令和元年度から原則としてインターネットを利用した電子申請のみとしたことに加え、さらに令和2年度からは学修成果レポートの提出方法を、印刷したものを5部送付する方法から、電子データをアップロードする方法に変更している。なお、特例適用による学位授与申請については、これまでもすべて電子申請で受け付けている。

イ. 不合格者に対する配慮

再申請の際の留意事項等を個別に伝えるため、学修成果・試験の審査で不可となった申請者のうち、試験欠席者以外の全員に対し、再度申請をする際に、学修成果の作成や、試験において留意すべき事項を提示するため、不可判定の具体的な理由を通知した。

< 不可判定理由を通知した人数 >

91 人（内訳：4 月期 35 人、10 月期 56 人）

②-1 専攻科の認定

機構では、短期大学・高等専門学校専攻科で修得した単位を機構の学位授与の申請要件となる大学の単位相当とすることができる専攻科として認定している。認定にあたっては、申出のあった短期大学・高等専門学校専攻科の教育課程、教員組織、施設設備等を学位審査会が審査し、大学教育に相当する水準に達していると認められた場合に認定を行っている。

令和4年度は以下のとおり認定等を行った。

○ 令和4年度認定専攻科（新規）

〔短期大学1校、1専攻〕

学校名	専攻名	設置者
関西女子短期大学	口腔保健学専攻	学校法人玉手山学園

○ 令和4年度認定専攻科（再審査）

〔高等専門学校1校、1専攻〕

学校名	専攻名	設置者
宇部工業高等専門学校	物質工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構

〔短期大学1校、1専攻〕

学校名	専攻名	設置者
富山福祉短期大学	看護学専攻	学校法人浦山学園

I - 3 学位授与

○ 令和4年度教育の実施状況等の審査（レビュー）実施専攻科

〔 新規の認定又は再審査の5年後、その後は7年ごとに認定専攻科の教育の実施状況等について審査している。 〕

〔短期大学5校、7専攻〕

学校名	専攻名①	専攻名②	設置者
大分県立芸術文化短期大学	音楽専攻		公立大学法人大分県立芸術文化短期大学
明倫短期大学	口腔保健衛生学専攻	生体技工専攻	学校法人明倫学園
愛知学院大学短期大学部	口腔保健学専攻		学校法人愛知学院
鳥取短期大学	食物栄養専攻	国際文化専攻	学校法人藤田学院
比治山大学短期大学部	美術専攻		学校法人比治山学園

②-2 特例適用の認定

認定を受けた短期大学・高等専門学校の特攻科は、機構が定める要件を満たすと学位審査会により判断された場合、学修成果・試験を課さない特例が適用される。

特例適用専攻科の学生が、専攻科での学修（機構の認定した科目の単位を修得すること及び学修総まとめ科目を履修すること）に基づく審査に合格して、専攻科を修了した場合に学位を授与している。

令和4年度は特例適用の認定等を以下のとおり行った。

○ 令和5年度特例適用専攻科（新規）

〔高等専門学校1校、1専攻〕

学校名	専攻名	設置者
倉敷市立短期大学	服飾美術専攻	倉敷市

○ 特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査（レビュー）実施専攻科

〔 特例適用認定後5年以内、その後は5年ごとに特例適用専攻科の教育の実施状況等について審査している。 〕

〔短期大学1校、1専攻〕

学校名	専攻名	設置者
高知学園短期大学	地域看護学専攻	学校法人高知学園

〔高等専門学校12校、20専攻〕

学校名	専攻名①	専攻名②	専攻名③	設置者
八戸工業高等専門学校	産業システム工学専攻			独立行政法人国立高等専門学校機構
仙台高等専門学校	生産システムデザイン工学専攻	情報電子システム工学専攻		独立行政法人国立高等専門学校機構
鶴岡工業高等専門学校	生産システム工学専攻			独立行政法人国立高等専門学校機構
茨城工業高等専門学校	産業技術システムデザイン工学専攻			独立行政法人国立高等専門学校機構
長野工業高等専門学校	生産環境システム専攻	電気情報システム専攻		独立行政法人国立高等専門学校機構
舞鶴工業高等専門学校	総合システム工学専攻			独立行政法人国立高等専門学校機構
和歌山工業高等専門学校	メカトロニクス工学専攻	エコシステム工学専攻		独立行政法人国立高等専門学校機構
松江工業高等専門学校	生産・建設システム工学専攻	電子情報システム工学専攻		独立行政法人国立高等専門学校機構
津山工業高等専門学校	機械・制御システム工学専攻	電子・情報システム工学専攻		独立行政法人国立高等専門学校機構
香川工業高等専門学校	創造工学専攻	電子情報通信工学専攻		独立行政法人国立高等専門学校機構
久留米工業高等専門学校	機械・電気システム工学専攻	物質工学専攻		独立行政法人国立高等専門学校機構
熊本工業高等専門学校	電子情報システム工学専攻	生産システム工学専攻		独立行政法人国立高等専門学校機構

I - 3 学位授与

＜分野別認定専攻科数及び特例適用専攻科専攻数（令和5年4月1日現在）＞

	短期大学専攻科		高等専門学校専攻科		合 計
	公立	私立	国公立	私立	
文学		3 (1)			3 (1)
教育学	1 (1)	15 (8)			16 (9)
教養		1			1
経済学・商学・経営学			2 (2)		2 (2)
工学・芸術工学			100 (100)	2 (2)	102 (102)
商船学			5 (5)		5 (5)
看護学		7 (1)			7 (1)
保健衛生学		3			3
口腔保健学		9 (2)			9 (2)
家政学・栄養学	1 (1)	5 (2)			6 (3)
芸術学（音楽・美術・演劇）	2 (1)	10 (1)			12 (2)
合 計	4 (3)	53 (15)	107 (107)	2 (2)	166 (127)

※（ ）内は特例適用専攻科の専攻数であり、内数。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

② 課程の認定

学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

自己評価 B

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「新型コロナ特例措置」を定め、万全の措置を講じた上で審査を実施して、年度内に事業を完了した。具体的には令和5年2月から3月にかけての審査を集中開催とすることや、例年の一部の審査にのみ導入していた遠隔会議システムの利用について、システムを増強するとともに、利用者のサポート体制を強化して、事業の合理化・効率化に努めた。

また、認定された課程について、当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか審査を行い、対象の3校4課程について、遠隔会議システムも利用して審査を行った。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

①-1 省庁大学校修了者に対する学位授与の実績

機構では、大学又は大学院に相当すると認める省庁大学校の課程を修了し、機構の審査に合格した者に学位を授与している。

令和4年度は、省庁大学校修了者1,206人に学位を授与した。

(内訳) ・学士 1,087人
 ・修士 87人
 ・博士 32人

I－3 学位授与

＜ 省庁大学校に対する学位取得者数 推移 ＞

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学 士	1,085	1,131	1,064	1,049	1,147	1,087
修 士	74	85	91	101	84	87
博 士	26	35	23	30	24	32
合 計	1,185	1,251	1,178	1,180	1,255	1,206

＜ 令和4年度学士の学位授与の実績 ＞

(人)

省庁大学校	専攻分野の名称	学位取得者数
防衛大学校 本科	人文科学	33
	社会科学	71
	理 学	36
	工 学	327
防衛医科大学校 医学教育部	医学科	医 学 71
	看護学科	看護学 110
水産大学校 本科	水産学	186
海上保安大学校 本科	海上保安	54
気象大学校 大学部	理 学	13
職業能力開発総合大学校 総合課程	生産技術	85
国立看護大学校 看護学部看護学科	看護学	101

＜ 令和4年度修士の学位授与の実績 ＞

(人)

省庁大学校	専攻分野の名称	学位取得者数
防衛大学校	理工学研究科前期課程	理 学 7
		工 学 37
	総合安全保障研究科前期課程	安全保障学 12
水産大学校 水産学研究科	水産学	11
職業能力開発総合大学校長期養成課程職業能力開発研究学域	生産工学	14
国立看護大学校 研究課程部看護学研究科前期課程	看護学	6

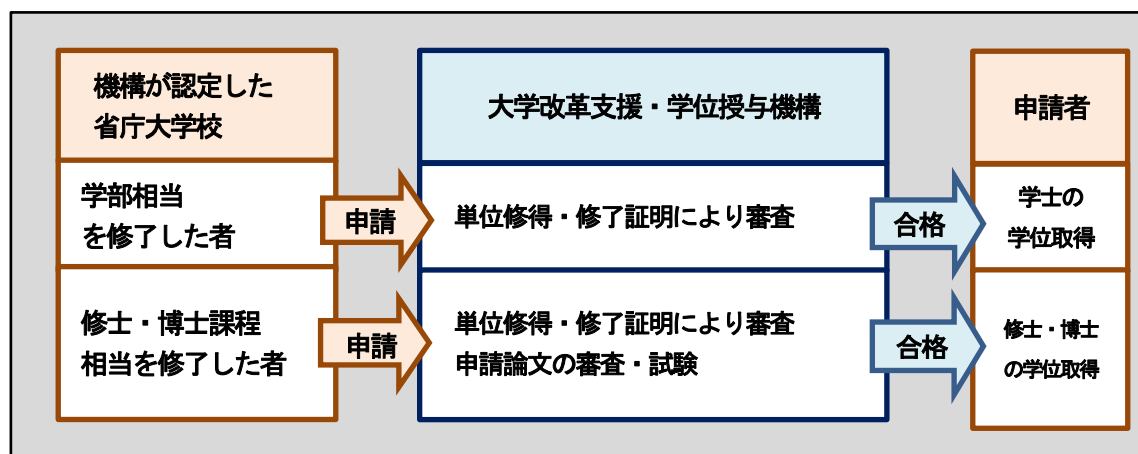
＜ 令和4年度博士の学位授与の実績 ＞

(人)

省庁大学校	専攻分野の名称	学位取得者数
防衛大学校	理工学研究科後期課程	理 学 0
		工 学 8
	総合安全保障研究科後期課程	安全保障学 1
防衛医科大学校 医学教育部医科学研究科	医 学	23
国立看護大学校 研究課程部看護学研究科後期課程	看護学	0

①-2 省庁大学校修了者に対する学位授与 手順

省庁大学校修了者に対する学位授与は以下の手順で行った。



①-3 省庁大学校修了者に対する学位授与 審査体制の整備

省庁大学校修了者に対する学位授与に係る審査は、単位積み上げ型の学位授与と同様に学位審査会で行った。

詳細は「①-5 単位積み上げ型の学位授与 審査体制の整備」を参照。

I - 3 学位授与

②-1 省庁大学校の課程の認定

機構では、各省庁大学校からの申出を受けて、各課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について学校教育法等の関係法令に照らして審査し、大学又は大学院と同等水準であると認めるものを、大学又は大学院に相当する教育を行う課程として認定している。また、認定を受けた課程に対しては、原則として5年ごとに教育の実施状況等の審査（レビュー）を行い、上記の水準が維持されていることを確認している。

令和4年度は以下のとおり3校4課程について教育の実施状況等の審査を行った。

○ 令和4年度教育の実施状況等の審査（レビュー）実施課程

1. 大学の学部に対応する教育を行う課程

3校3課程

学校名	課程名	所管省庁
海上保安大学校	本科	国土交通省
気象大学校	大学部	国土交通省
職業能力開発総合大学校	総合課程	厚生労働省

2. 大学院の修士課程に対応する教育を行う課程

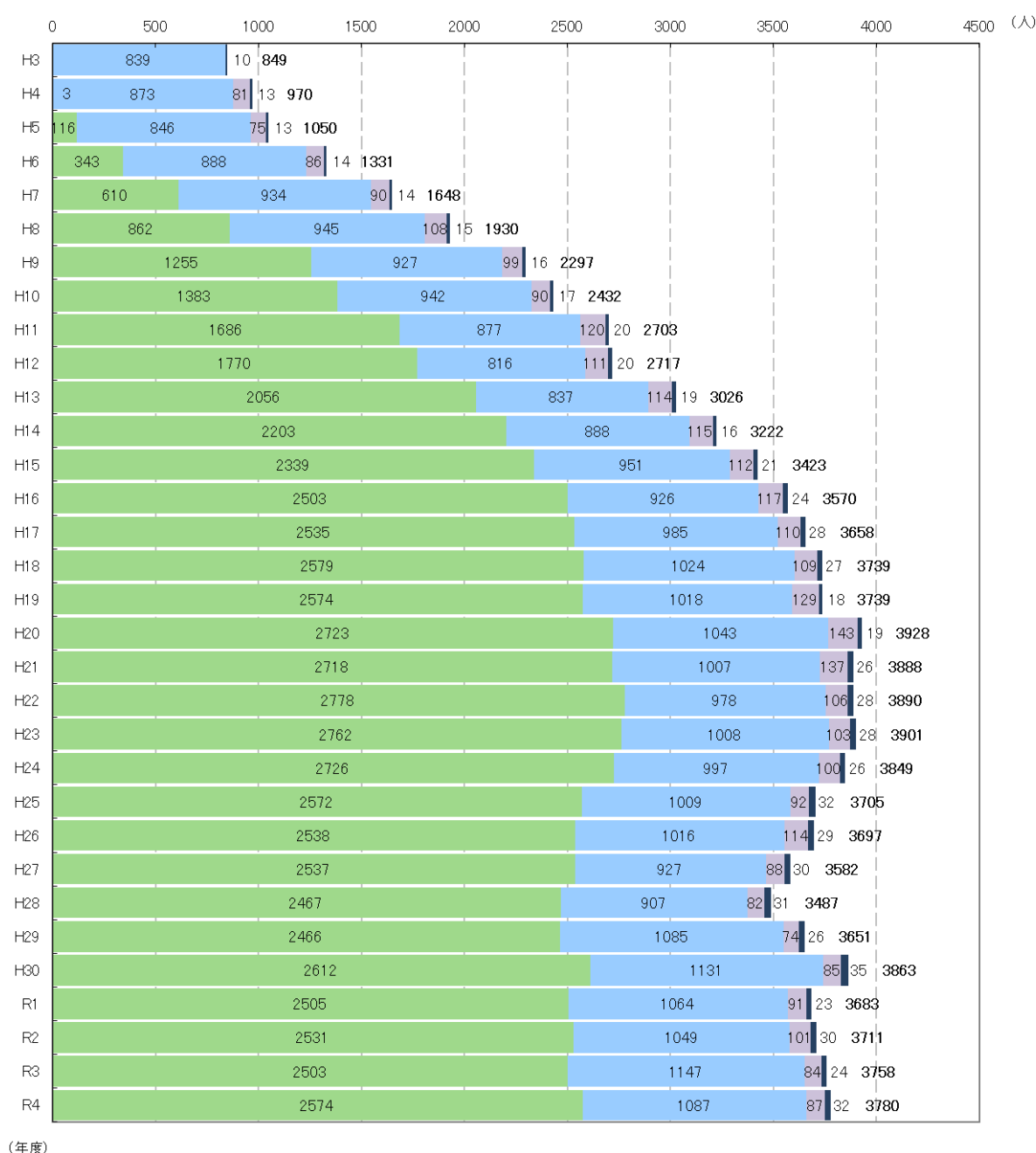
1校1課程

学校名	課程名	所管省庁
職業能力開発総合大学校	高度養成課程職業能力開発研究学域	厚生労働省

< 課程認定を受けている省庁大学校と学位の種類 >

省庁大学校名	学位の種類		
	学 士	修 士	博 士
防衛大学校	理学、工学、社会科学、人文科学	理学、工学、安全保障学	理学、工学、安全保障学
防衛医科大学校	医学、看護学	—	医学
水産大学校	水産学	水産学	—
海上保安大学校	海上保安	—	—
気象大学校	理学	—	—
職業能力開発総合大学校	生産技術	生産工学	—
国立看護大学校	看護学	看護学	看護学

すべての学位取得者数の推移（令和5年4月現在）



(年度)

学位取得者総数：98,677（人）

短期大学・高等専門学校卒業生等を対象とする単位積み上げ型の学位授与

■ 学士

機構認定の教育施設(各省庁大学校)の課程修了者への学位授与

■ 学士

■ 修士

■ 博士

(※各年度の太字は合計)

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実
に努める。

また、生涯学習に係る機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的
に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の
増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

自己評価 B

学位授与制度を紹介するリーフレット（『学士をめざそう！』）又は機構が授与する学位を説明し
たリーフレット（『機構が授与する学士の学位』）について、年度計画のとおり、関係各所約 7,000
機関に配布し、申請者の拡大や学位授与事業の社会における理解の増進を図った。

また、学位授与制度や学位授与申請に係る説明等を行った。

「学位取得者表彰制度（機構長緑秀賞）」に基づき、令和3年度の学位取得者のうち、1人を選考
の上、表彰した。機構教職員との懇談会も実施し、ウェブサイトや文教関係雑誌に記事を掲載するな
ど、学位授与事業の啓発に係る情報発信に努めた。

広報活動の成果の評価や利用動向の分析のため、ウェブサイトのアクセス件数を調査するととも
に、ウェブサイト上で学位授与事業に係る活動内容の情報発信に努めた。

学位授与申請者及び申請予定者が、平日の受付時間内に電話での問い合わせができない場合や、障
害等により電話での問合せができない場合にも対応することを可能とするため、令和3年11月にウ
ェブサイト内に学位授与申請関係専用の問合せフォームを作成した。令和4年度は問合せフォームに
168件の学位授与申請関係の問合せがあり、そのすべてに3営業日以内に回答し、関係者の利便性向
上を実現した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ**①-1 学士の学位をめざす方への説明会の実績**

機構では、放送大学との協定事業の一環として、学士の学位をめざす方への説明会を管理部学位審
査課と研究開発部が連携・協働して例年実施している。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参集による開催は中止とし、オン
ラインで6月に実施した。説明会では、制度概要や学位授与申請の具体的な手続等についての説明
を、約200人の参加登録者に向けて放送大学から限定同時配信を行った。

＜ 学士の学位をめざす方への説明会参加者数 推移 ＞

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
123	149	(160) ※	—	363 ※※	182 ※※

※令和元年度については申込者数としている。

※※令和3年度及び令和4年度についてはオンライン実施のため延べ視聴者数としている。

①-2 各種広報活動の実績

例年、学位授与制度を紹介するリーフレットを関係機関等へ配布している。また、放送大学各学習センターに対しては、リーフレット送付状に出前説明会の実施について案内している。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況を踏まえ、放送大学各学習センターが独自に行っている入学希望者や在学生向けの学位取得説明会等において、機構からもオンラインで参加し、在校生・卒業生の機構での学位取得を検討している専門学校関係者に対して説明を行った。

< 各種広報物の配布先 >

名 称	配布数	主な配布先
新しい学士への途	3,199部	申請予定者、短期大学、高等専門学校、都道府県
学位授与申請書類	2,976部	申請予定者、短期大学、高等専門学校、国会図書館
学士をめざそう！	14,808部	短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等専攻科、公立図書館、生涯学習センター
機構が授与する学士の学位	8,894部	大学、都道府県、学位取得者、ハローワーク、商工会議所、各国在日大使館

② 学位取得者表彰（機構長緑秀賞）

令和3年度の学士の学位取得者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められる者1人を表彰した。機構教職員との懇談会も実施し、ウェブサイトや文教関係雑誌に記事を掲載するなど、学位授与事業の啓発に係る情報発信に努めた。

I-3 学位授与

③ ウェブサイトによる情報発信

広報活動の成果の評価や利用動向の分析のため、ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査した。

ウェブサイトにおいて毎月発行する広報誌「機構ニュース」（第226号～第237号）により、学位授与事業に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。

○ 広報誌 機構ニュース

https://www.niad.ac.jp/publication/kikou/kikou_news/

令和3年度学位取得者表彰式及び懇談会を開催

9月9日（金）に当機構の竹橋オフィスで、第5回学位取得者表彰式を開催しました。

当機構では、学校教育法第104条の規定に基づき、我が国において大学以外で学位を授与する唯一の機関として、学位授与事業を実施しており、これまで9万5千人を超える人々に学位を授与しています。

学位取得者表彰は、学士の学位を取得した者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者を対象とする表彰制度で、平成29年度に「機構長緑秀賞」（機構ロゴマークにも使用されている希望を意味する“緑”色と、生涯学習に“秀”でた者に対する賞であることに由来）として創設されました。

今年度は、令和3年度の学士の学位取得者から原啓子氏を表彰しました。



受賞に際し挨拶の言葉を述べる原氏



機構役員と記念撮影をする受賞者

福田機構長より表彰状と記念品が授与された後、お祝いの挨拶があり、続いて、原氏から、感謝と喜びの言葉が述べられました。

また、懇談会では、原氏の学位取得のきっかけや、仕事と勉学を両立する上での努力等について、機構教職員との忌憚のない意見交換がなされました。原氏は、「自分がやりたいと思える分野について、思う存分勉強できることは、幸せなことなのだ実感した」と笑顔で述べられ、福田機構長及び機構教職員ともに感銘を受け、たいへん有意義で貴重な機会となりました。



懇談会の様子

※令和4年度の学位取得者表彰式
(第232号（令和4年10月発行）掲載記事)

I-4 質保証連携

<年度計画>

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

- ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。
- イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。
- ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

- ア 国立大学法人の財務に関係する情報収集、分析及び成果の提供を行う。
- イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して、これまでに得た試作結果の有用性等の検証と改善を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供するための検討を行う。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

本中期目標期間中における運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

国際的な質保証ネットワークや、覚書締結機関をはじめとする諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等を通じ、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組む。

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）として設置した「高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）」の活動を推進し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外の高等教育制度等に関する調査及び情報提供並びに海外のNIC等との連携を行う。

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

- ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集・蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。
- イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。
- ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

自己評価 B

国公立大学・公立短期大学の令和4年度大学基本情報を収集・整理し、ウェブサイト公表した。また、大学ポートレート・大学情報システム内に構築した「国公立大学情報活用サイト」を通して、当該情報を大学の評価活動やIR活動等に活用できる形で提供した。

大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員等を対象に、大学等の質保証人材育成セミナーをオンラインで開催し、セミナー後のアンケートからはおおむね肯定的な評価が得られた。

大学質保証ポータルに掲載内容の充実を図り、大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供した。

令和5年度の認証評価等について、音声解説付スライド配付やウェブ形式による自己評価担当者に対する研修会を実施した。

大学院を置く全国公私立大学を対象とした学位授与状況等調査を実施したほか、「令和3年度大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」及び、「令和4年度科目等履修生制度の開設大学一覧」について作成、公開した。後者については、学位授与事業に関する特別なプログラムを設けている大学等も引き続き掲載し、情報提供に努めた。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

①ーア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等の収集・蓄積・提供

機構では、国公立大学・公立短期大学から提供された学生数、教員数等の基礎的な情報を整理し、大学・短期大学関係者及び高等教育に関心のある第三者の利便に供するよう、「大学基本情報」としてウェブサイトで公開している。令和4年度も当該年度分の情報を令和4年7月に収集・整理し、9月30日にウェブサイトに掲載した（国立大学86校、公立大学99校、公立短期大学14校、株式会社立大学4校分）。また、国公立大学情報活用サイト（「③ー4 大学ポートレートの利便性向上、機能の改善・充実」参照）を通して、収集・蓄積した大学基本情報を大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する等に活用できる形で提供した。

大学基本情報 2022 (R4)		
一括ダウンロード		
大学基本情報 2022 (R4) の全ExcelファイルをZIP形式で一括ダウンロードします。		DOWNLOAD
個別ダウンロード		
学生教職員等	(7-A) 学生数	DOWNLOAD
	(7-B) 教員数（本務者）	DOWNLOAD
	(7-1) 教員数（本務者）（再掲）	DOWNLOAD
	(7-Z) 教員数（兼務者）	DOWNLOAD
	(7-C) 職員数	DOWNLOAD
学部学生内訳	(8-D) 学科別学生数 入学志願者数 入学者数	DOWNLOAD
	(8-2) 学科別学生数のうち休学者数	DOWNLOAD

大学基本情報ウェブサイト (<https://portal.niad.ac.jp/ptrt/table.html>)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価に活用するため、組織情報及び教育研究情報の収集・整理を進め、これらの情報を基に入力データ集及びデータ分析集を作成した。

① ーイ 質保証人材の能力開発

a. 大学等の自己評価担当者等に対する研修

- 令和5年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会

実施方法：クラウド上での音声解説付スライド配付及びウェブサイトへの資料掲載

実施期間：令和4年6月29日（水）～

（※音声解説付スライドの配付のみ7月14日（木）まで）

- 令和5年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

実施方法：オンラインにて実施、終了後ウェブサイトに資料掲載

実施期間：令和4年9月1日（木）

- 令和5年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

実施方法：オンラインにて実施、終了後ウェブサイトに資料掲載

実施期間：令和4年6月13日（月）

b. 大学等の質保証人材育成セミナー

テーマ：高等教育と生涯学習を横断する質保証

対象：大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員等

開催月日：令和4年10月6日（木）、12月5日（月）、令和5年1月30日（月）、3月13日（月）

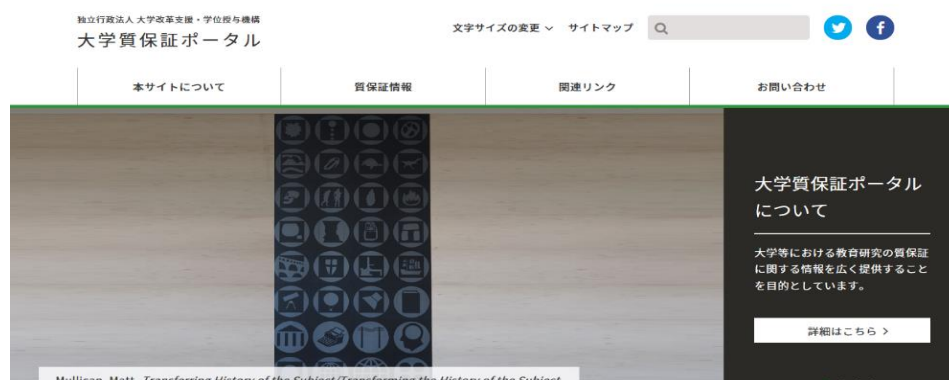
参加者数：724人

- ・アンケート結果、回答率

項 目	（5段階評価の平均値）
全体を通じた理解度	4.23
内容の有用度	4.08
セミナーの満足度	4.26
回答率	58.6%

c. 大学質保証ポータル (<https://niadqe.jp/>)

大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供することを目的とした「大学質保証ポータル」に、大学等の教職員が質保証等について学習できる教材として、セミナーの資料や動画を公開した。



①ーウ 学位授与に係る情報の収集・提供

a. 学位授与状況等調査

高等教育行政上の基礎資料を得ること及び学位授与に関連する情報を収集することを目的として、文部科学省と共同で、博士・修士・専門職学位の学位授与状況等についての調査を毎年度実施している。

令和4年度は、令和2年度の学位授与状況等を調査するため、事前に文部科学省と調整の上、令和4年10月27日付で、大学院を置く各国公私立大学（全658大学）へ調査票を送付した。令和5年3月までにすべての対象大学から回答を回収し、集計の上、令和5年3月29日付で調査結果を文部科学省に提出した。

なお、調査結果については、文部科学省より公表されている。

b. 機構が授与する学位の取得に必要な単位取得に関する情報の収集・整理・提供

< 科目等履修生制度の開設大学一覧 >

大学の科目等履修生制度の開設状況を調査し、その結果を公開した。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/

< 大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧 >

機構が認定した短期大学、高等専門学校の専攻科について、各大学等を調査し、その結果を公開した。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html

< 特別なプログラム等の開設大学紹介 >

大学が科目履修生に対して設けている機構の学位授与事業に関する特別なプログラム等について掲載している。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/1323201_3711.html

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

- ア 国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。
- イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して、これまでに得た試作結果の有用性等の検証と改善を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供するための検討を行う。

自己評価 A

各国立大学法人の令和3事業年度の財務諸表等について、国立大学法人の財務に係る調査、分析、データのとりまとめを行うにあたり、令和4年3月に改定された国立大学法人会計基準に対応するために有識者会議を設置し、本資料の継続性等の観点からの整理を行った上で「国立大学法人の財務」を各国立大学法人へ提供した。

また、国立大学法人の財務に携わる職員間の情報共有や意見交換の場を提供し、各国立大学法人に共通する経営上の課題の洗い出しや優れた取組を横展開につなげることを企図して、「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を開催した。令和4年度に2回開催した勉強会では、高度化する資産運用の体制をどのように構築するか、電気料金等の高騰にどのように対応していくか、学内予算の配分の不断の見直しをどのように進められるかなど、各大学の抱える共通の課題を取り上げた。参加大学からは、「自大学で実施していない他大学の取組を学ぶことができた」、「自大学でも資産運用の高度化に向けて取り組みたい」、「本勉強会を通じて他大学とのネットワークを構築することで、様々な場面で情報交換の機会を持つことができるようになった」との声が寄せられた。このように、国立大学法人の財務マネジメント機能の向上に資するという本勉強会の狙いは効果的に実現した。

さらに、勉強会を通して収集した優れた取組の横展開を図るため、「国立大学法人の財務経営に関する取組事例の報告会」を開催した。大学債の発行、キャンパス内への専修学校の誘致、柔軟な学内予算配分の制度化や、国立大学法人における資産運用等、全体として、大規模大学から小規模大学までを視野に入れた財務基盤の強化に資する広範な情報を提供し、国立大学法人等の財務担当の理事や部課長をはじめとして350人程度の参加があった。報告会終了後のアンケートでは、回答者の9割以上から「非常に有益だった」、「有益だった」との回答が得られた。このほか、機構が情報提供した「国立大学法人における資産運用に関するレポート」を参考として、業務上の余裕金の運用に係る文部科学大臣の認定を新たに受けた大学もあった。当該認定大学は勉強会参加大学であり、勉強会を起点とした課題解決がなされた成果事例である。このように、本勉強会及び本報告会は、国立大学法人の戦略的経営の実現や教育研究機能の一層の向上に向けて有益な情報を提供するとともに、具体的な実践の契機となった。

国立大学附属病院に対しても、機構が主催するワークショップにおいては、病院の関心が高い病院再開発など実践的なシナリオを題材として開催したことで、病院事務部長を対象に行ったフォローアップでは、約7割の病院が自院の課題解決のためにワークショップ参加者からの新たな提案を活用しようとしているとの結果が現れている。

また、ワークショップに参加できなかった事務職員やメディカルスタッフに対しても経営マインドの醸成が図られるよう、出前ワークショップ（関係者からの要請に基づき地方にて開催する、経営マインドの醸成に資する講義やグループワーク）を実施した。このほか、病院の財務・経営に関する講義動画を常時公開し、各国立大学の職員が自由に視聴できる環境を構築（令和5年3月末時点で41機関において延べ約1,940回視聴）した。

このように、事後のフォローや情報システムの活用を通じて、附属病院の中長期的な経

営人材養成機能強化、経営力強化に資する取組を効果的に実施した。

複数の国立大学法人（覚書締結大学）との間で実施している大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトにおいては、覚書締結大学から学内データの提供を受けて行うモデル開発や機構が有するデータに基づく比較・分析ツールの開発を進めた。

また、令和4年度は、機構が保有する教育研究情報等に基づき、大学の教育研究活動に関する複数の指標の状況を年単位でモニタリングするとともに、各指標を他大学と比較することにより自大学の強み・弱みの分析を可能とするツール（教育研究活動に対するモニタリング・ツール）の試作版の提供プラットフォームとしてBIツール（試作版）を開発した。

以上のように、これまでの取組に加えて、①国立大学法人に対しては、光熱費や物価の高騰等の大学を取り巻く社会経済情勢の変化が進む中、優れた財務の取組や資産運用等の有用な情報提供を目的とした「財務マネジメント機能の強化等に資する報告会」の開催。②国立大学附属病院に対しては、ワークショップに参加できない者に向けた出前ワークショップの実施やオンラインを通じて病院の財務・経営に関する知識が学べる講義動画を作成・配信し、常時視聴できる環境を構築した。

このように、国立大学の財政基盤強化や附属病院の人材養成支援に資する取組を強化したことなど、時宜に適った取組を行い、当初以上の成果をあげて計画を達成した。

以上のことから年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると判断し、Aとした。

実績・参考データ

②ーア 国立大学法人の財務に係る調査・分析

（１）国立大学法人の財務

平成16年度の法人化以降、国立大学法人の財務諸表等の財務に関する情報を集計・分析し、その結果を「国立大学法人の財務」としてとりまとめ、毎年度刊行することとしている。

このため、令和4年7月に文部科学省を通じて各国立大学法人の令和3年度に係る財務諸表等のデータを収集した。

新たにシステム開発業者に協力を依頼し、これまで手動で実施していた概要財務諸表、財務指標算出に係る作業の一部をすべて自動化する集計プログラムを開発するなど作業の効率化を実現した上で、10月末までに分析を行うために必要なデータの集計を行った。

また、令和4年3月の国立大学法人会計基準の改定により、令和3年度に係る財務諸表に生じた変更（新たな勘定科目である「減価償却引当特定資産」の計上等）を踏まえ、本資料の継続性を担保する観点から、当該変更による影響を踏まえた本資料の記載振りや注記すべき点などを検討するため、10月に「国立大学法人の財務」に係る有識者会議を開催した。

令和3年度に係る財務諸表等の分析結果のうち、①法人別概要財務諸表、②必要度の高い財務分析比率（17指標）を速報的に知らせるための「国立大学法人の財務（速報版）」については、10月に各国立大学法人に対して機構の国立大学法人専用ページを通じて提供した。また、国立大学法人の特性別・規模別の比較や経年推移の分析等を加えた確定版である「国立大学法人の財務」を令和5年3月に刊行・提供した。

(2) 国立大学法人の財務等に関する勉強会

コロナ禍において、国立大学法人の財務に携わる職員間での情報共有や意見交換の機会が乏しいとの声を受け、各大学の経営課題の共有や多様な観点からの解決方法の模索などの場を提供することで、国立大学法人の財務マネジメント機能の向上に資するよう、令和4年7月、8月に「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を開催した。大規模大学、中規模、小規模大学からバランスよくメンバーを選定することとし、勉強会は、合計17人で構成することとした。

第1回では、各大学から、教育研究機能の強化に向けた財務上の取組とその課題といったテーマについて報告、意見交換を実施した。その際、各大学の抱える共通の課題として、高度化する資産運用の体制をどのように構築するか、電気料金等の高騰にどのように対応していくか、学内予算の配分の不断の見直しをどのように進められるか、が挙げられた。

これを受けて、第2回では、機構においてとりまとめた、各大学における資金運用の体制や電気料金等の高騰への対応状況の調査結果を情報共有するとともに、学内予算の配分の見直しに着手した大学から、具体的見直しスキームや影響などの共有を行い、各大学における横展開の可能性について意見交換を実施した。電気料金等の高騰への対応状況の調査結果については、文部科学省担当課に情報共有することで、各国立大学法人の現状把握を支援した。

この他、令和4年9月には、大規模総合大学の要請をうけて、同大学の初回となる「大学債検討部会」（構成員：学長以下執行部20数名）に機構の職員を派遣し、機構の知見を活かした助言と意見交換、財務職員を対象に初期的な実務上の助言等を行った。なお、令和3年11、12月に機構は国立大学法人等を対象に「国立大学法人等の債券発行に関する説明会」を開催しており、これが今回の招請に繋がった。

(3) 国立大学法人の財務経営に関する取組事例の報告会

複数の国立大学法人から、各法人における戦略的経営の実現や教育研究機能の一層の向上に資する財務経営に関する様々な取組について情報共有することで、国立大学法人全体における財務マネジメント機能の一層の向上に資することを目的とする「国立大学法人の財務経営に関する取組事例の報告会」を令和5年1月に開催した。

なお、本報告会における発表大学や報告内容は、令和4年7月、8月の「国立大学法人の財務等に関する勉強会」における情報収集や意見交換を踏まえて、優れた取組の横展開を図ることを企図して設定したものである。具体的には、大阪大学・筑波大学からは、大学債の発行について、学内意思決定プロセス、IR活動における留意点、資金調達により推進する事業、償還財源の見通しなどが説明された。東京学芸大学からは、キャンパス内への専修学校の誘致について、学内意思決定プロセス、学校側との調整経緯、教育研究上の連携の見通しなどが説明された。福井大学からは、柔軟な学内予算配分の制度化、財務IRを通じたコストの見える化、自動処理の導入による財務経理業務の効率化などが説明された。併せて、機構からは、国立大学法人における資産運用について、中期計画における運用目標の記載、保有有価証券の一覧・割合などの調査結果、リスクと利回りに関する考察、私立大学における運用状況、米国大学の事例などの広範なレポートを情報提供した。全体として、大規模大学から小規模大学までを視野に入れた財務基盤の強化に資する事例を取り上げたものであり、参加大学の多くから、「非常に有益であった」、「再度の開催を期待する」との声が寄せられた。

【国立大学法人の財務等に関する勉強会】



【国立大学法人の財務経営に関する取組事例の報告会】



（４）病院経営分析検討チーム及び国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方ワーキンググループ

国立大学附属病院に対しても、安定的な病院経営に資するよう、国立大学附属病院事務部長等を構成委員とする「病院経営分析検討チーム」とその下に設置される国立大学附属病院経営企画担当課長等を構成委員とする「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方ワーキンググループ」をウェブ会議にて開催（チーム会議を３回、ワーキンググループを７回）し、国立大学附属病院の経営に係る情報の収集・分析・提供等によるソフト面からの支援について、以下の事業を企画・実行した。

これらの会議を通じた検討により、国立大学附属病院の人材養成に係る支援として、病院事務職員を対象に、病院経営に必要な財務スキルが習得できる「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」（全国国立大学病院事務部長会議総務委員会と共催）を11月14日から16日にグループワーク（14日：４グループ15大学、15日：２グループ８大学、16日：４グループ14大学）、同18日に４グループの代表大学による成果発表をオンラインで開催し、各大学病院から傍聴者を含めて290人（参加159人、傍聴131人。前回の244人から46人の増加）の参加があった。

このワークショップでは、今回新たに来るべき人口減少社会を見据えた地域の人口動態を踏まえた病床数の見直しや、平均で15年程度の周期で繰り返される病院再開発に備えるための今後の施設整備のための自己資金の確保といったシナリオを題材とし、病院経営にとってより実践的な内容にした。併せて、財務系や医事系などの部署間連携を促すチーム参加方式を継続するとともに、参加者の推薦や成果確認等への病院事務部長の関与を明確化することで、各病院における中長期的かつ組織的な人材養成プロセスをサポートする場となることを企図して開催した。

なお、オンラインでの開催に向けては、本ワークショップの実施に向けた担当委員の打ち合わせを計14回行い、トライアルを９月と10月に実施し、よりスムーズな進行となるよう改善を図った。

ワークショップ終了後の各国立大学病院事務部長へのフォローアップ調査において、本ワークショップで得た知識や経験をどのように活用したか（もしくは活用する予定か）について構想されていることはあるかとの設問に対し、69.2%が自院の課題解決のための新たな提案を活用する、56.4%が参加者から参加者以外へのワークショップで学んだ知識を普及することを促進する（病院内での勉強会の開催等）との回答を得た。

その他、病院執行部を支える人材の養成を支援するため、全国国立大学放射線技師会が主催する全国的な研修「新任放射線技師長研修会」（令和４年７月１日、新潟開催）において、新任の放射線技師長を対象に、出前ワークショップ（関係者からの要請に基づき地方にて開催する、経営マインドの醸成に資する講義やグループワーク）を実施するため、機構が委嘱した委員８人を現地に派遣した。

さらに、新たに、国立大学病院の財務・経営に関する講義動画（国立大学病院における

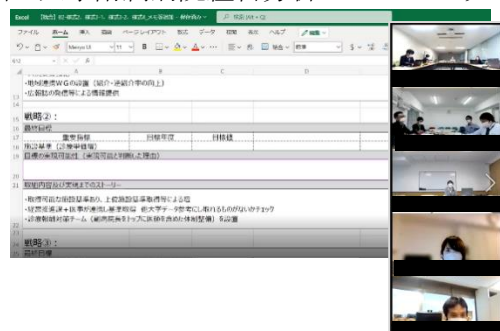
I-4 質保証連携

予算制度や財務諸表の着目ポイントなど）を、各国立大学の事務職員が自由に視聴できる学習コンテンツとしてウェブサイト上で令和4年9月に常時公開を開始し、令和5年3月末時点で41機関において延べ約1,940回視聴された。

また、国立大学附属病院の経営分析に係る支援として、各病院が自らの財務の安全性、効率性などを把握し経営判断の材料として活用できる指標や病院間比較・分析のためのデータ集（「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等」）について、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症が病院経営に与えた影響等の考察や、国立大学附属病院に実施したアンケート結果を踏まえ、より活用しやすく改良（視認性の向上や提供媒体の変更等）を加えた上で、令和5年3月に国立大学附属病院へ提供した。

その他、患者数や病床稼働率等のパラメータを変化させることで損益分岐点をシミュレートし、経営改善に必要な数値が算出できる経営分析ツール「CVPシミュレータ（Cost-Volume-Profit:損益分岐点）」を各大学病院の令和3年度決算情報を基に更新し、令和4年12月に国立大学附属病院へ提供した。

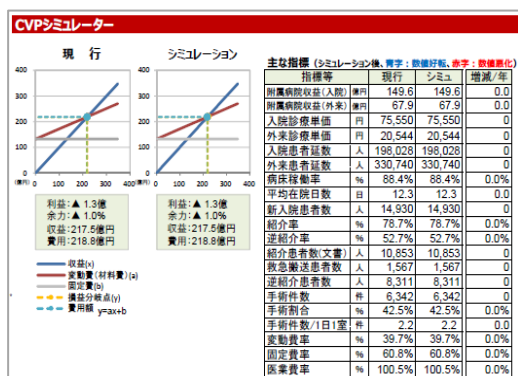
【国立大学附属病院経営分析ワークショップ】



【国立大学病院における決算資料から見る経営判断の指標等（令和4年度版）】



【CVPシミュレータ（Cost-Volume-Profit:損益分岐点）】



②ーイ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報の分析・提供

(1) 大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクト

複数の国立大学法人（覚書締結大学）との間で実施している教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトにおいては、覚書締結大学から学内データの提供を受けて行うモデル開発や機構が有するデータに基づく比較・分析ツール開発を行っているところであり、これらの検討のため、共同プロジェクト推進チーム会議を7回開催し、これまでの推進状況を共有するとともに課題等の検討を行った。

また、令和5年3月には、現職の国立大学法人理事や民間企業経営経験者等の外部有識者を交えた共同プロジェクト推進委員会を開催した。

イー① 覚書締結大学から学内データの提供を受けて行うモデル開発 (研究パフォーマンス確認モデル)

覚書締結大学と連携し、研究分野ごとにインプット（ヒト・モノ・カネ等の投資資源）とアウトプット（論文数等・特許数・競争的資金額等の研究成果）を対照させて達成可能なレベルのパフォーマンスを把握し、各年度のパフォーマンスを達成可能なレベルと比較して確認するモデルについては、7月には分析に必要なデータ（研究ユニットごとの研究費、競争的資金受入額、人件費、論文数といった約20種類）の追加提供を受け、より精度の高い分析を行った。令和5年1月に試行用のモデルに基づく分析結果を覚書締結大学に提示し、大学との意見交換を行った。得られた意見を基に、データの評価等に係る改善点を洗い出し、モデルの更なるブラッシュアップに着手した。

イー② 機構が有するデータに基づく比較・分析ツール開発 (教育研究活動に対するモニタリング・ツール)

また、国立大学法人運営費交付金の成果に基づく配分が強化される中、今後、各大学は教育・研究活動のパフォーマンスを定期的に確認し、適時に必要な対応をとることが今まで以上に求められると考えられることから、令和3年度から、機構が保有する教育研究情報等に基づき、大学の教育研究活動に関する複数の指標の状況を年単位でモニタリングするとともに、各指標を他大学と比較することにより自大学の強み・弱みの分析を可能とするツールの開発を進めた。令和4年度は、このモニタリング・ツール（試作版）の提供プラットフォームとしてBIツール（試作版）を開発し、令和5年2月に大学のIR活動等に詳しい有識者に同ツールを提示し意見聴取を行った。有識者からは、視認性や操作性の向上等のユーザーインターフェースの改善について助言を得られた。意見聴取の結果も踏まえながら、BIツール（試作版）の一層の改善に取り組んだ。

(財務情報と教育研究情報の連携・分析ツール)

さらに、機構が保有する財務情報と教育研究情報を連携することで、「各指標の相関関係に関する考察」や「大学のグループ分類に関する考察」といった新たな分析を可能とするツール（試作版）の開発に取り組んだ。具体的には、「国立大学法人の財務」及び「大学基本情報」のデータを活用することとした。これらのデータを組み合わせることで、新たな分析が可能となるようツール（試作版）の開発を進めている。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

本中期目標期間中における運営費交付金の削減目標の達成に向けて取り組む。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

自己評価 B

日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートの運用を行った。大学ポートレート運営会議において、大学ポートレートステークホルダー・ボードの意見や、文部科学省の中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実にについて（審議まとめ）」（以下、「審議まとめ」）の提言を踏まえた検討を行い、認証評価結果の項目について、表示内容の統一を図るなどの改善方針を決定した。

参加校数は令和3年度と同等であり、大学ポートレートウェブサイト（国公私立全体）のアクセス数は令和3年度から14.6%減少した。

運営費交付金の削減目標達成のため、システム改修事項等の精査を行った。

「国公立大学情報活用サイト」について、情報分析環境の利用を促進するため、大学基本情報分析レポートのリニューアルを行うとともに、オンラインの説明会を開催した。また、大学基本情報分析レポートの Tableau 版の作成及び公立大学実態調査データを基にした情報分析レポートの作成を行った。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

③-1 大学ポートレートの運用

大学ポートレートは、大学の情報の公表を求める社会的要請等を背景に、データベースを用いた大学の教育情報の公表・活用のための共通枠組みとして構築され、大学団体及び認証評価機関等による自主的かつ自律的な取組として実施されている。平成27年3月に大学の教育情報を公表するウェブサイトを公開後、平成30年10月に国際発信版ウェブサイトの英語版を、令和2年12月には中国語版を公開し、国公立の大学・短期大学の教育情報を国内外に向けて公表している。

運用は、大学団体等の関係者からなる大学ポートレート運営会議において審議された運営方針に基づき、日本私立学校振興・共済事業団と連携して行っている。両者の役割分担については、機構が国公私立共通のプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いを、日本私立学校振興・共済事業団が私立大学の情報の取扱いを担当している。

令和4年8月開催の大学ポートレート運営会議においては、「審議まとめ」に関する質疑応答を行った。また、大学ポートレートの改善に資するため、大学ポートレートステークホルダー・ボードを令和4年10月に開催し関係者から意見を聴取した。これらを踏まえ、令和5年1月開催の大学ポートレート運営会議で認証評価の掲載内容について適合・不適合を表示するなどの統一・改善の方針を決定した。

＜ 大学ポートレートの目的 ＞

- ・大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信することにより、大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上を図る。
- ・大学が自らの活動状況を把握・分析するために教育情報を活用することにより、エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化を図る。
- ・基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大学の負担を軽減することにより、大学運営の効率性の向上を図る。

公表ウェブサイト 国内版 (<https://portraits.niad.ac.jp/>)



(国公私共通検索画面)

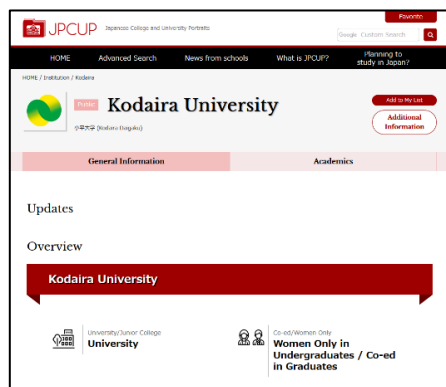


(大学情報の表示画面例)

公表ウェブサイト 国際発信版 (<https://jpcup.niad.ac.jp/>)



(検索画面)



(大学情報の表示画面例)

③-2 大学ポートレートの効果の検証

令和4年度の参加校数及びアクセス数は下表のとおりである。

令和5年1月には参加大学への説明責任を果たすこと、併せて現在不参加となっている大学へ大学ポートレート事業の活動実績を示すことで今後の参加への判断材料としてもらうため「大学ポートレートセンター活動報告2022」を作成し、すべての国立大学、公立大

I-4 質保証連携

学、公立短期大学、株式会社立大学へ送付した。

大学ポートレート及び大学ポートレート（国際発信版）の利用を促進するため、高等学校関係者参加の行事や日本学生支援機構を通じたチラシ配布に加え、大学に対して調査等を行う機関（報道機関、進学情報提供企業）等に対して本事業により収集している教育情報項目の提示等広報活動を実施し、従来の進学希望者や進路指導関係者だけでなく、広域な周知を図った。また、文部科学省初等中等教育局のメールマガジンへ寄稿した。

< 参加大学数 >

	参加（全体）		参加（国際発信版）	
	参加校数	参加割合	参加校数	参加割合
国立大学	86校	100.0%	82校	95.3%
公立大学	84校	84.8%	47校	47.5%
公立短期大学	11校	78.6%	2校	14.3%
株式会社立大学	3校	75.0%	2校	50.0%
計	184校	90.6%	133校	65.5%

< アクセス件数の推移 >

	国公立のみのアクセス数	国公立全体へのアクセス数※
平成30年度	856,136件	4,514,585件
令和元年度	1,011,391件	5,181,594件
令和2年度	1,187,246件	5,214,561件
令和3年度	1,508,086件	6,100,873件
令和4年度	1,523,710件	5,208,885件

※日本私立学校振興・共済事業団が運用する私学版ページを含む。

< 利用者への意見聴取 >

大学ポートレートが想定するステークホルダー（高等学校関係者等）からの意見又は評価を聴取する場である大学ポートレートステークホルダー・ボードを令和4年10月に開催し、進路指導に関わる高等学校長やPTA、企業関係者等から意見を聴取した。得られた意見は、令和5年1月開催の大学ポートレート運営会議（第18回）において報告した。

また、令和4年12月から令和5年3月にかけて、高校生やその保護者、進路指導に携わる高等学校教員等に対する調査を行い、大学ポートレートの認知度・利用実態や公表内容・機能等に関し意見を聴取した。

③-3 大学ポートレートの運営費交付金削減目標の達成に向けた取組

大学ポートレート事業の財源は国からの運営費交付金及び参加機関から徴収する負担金である。第4期中期目標期間における運営費交付金の削減目標達成のため、システム改修事項の精査等を行い外部事業者に委託して実施する事項を厳選した。

③-4 大学ポートレートの利便性向上、機能の改善・充実

大学ポートレート事業開始以降、大学ポートレートの利便性を向上するため、関係団体や大学ポートレートステークホルダー・ボード等からの意見を踏まえて機能改善を随時行

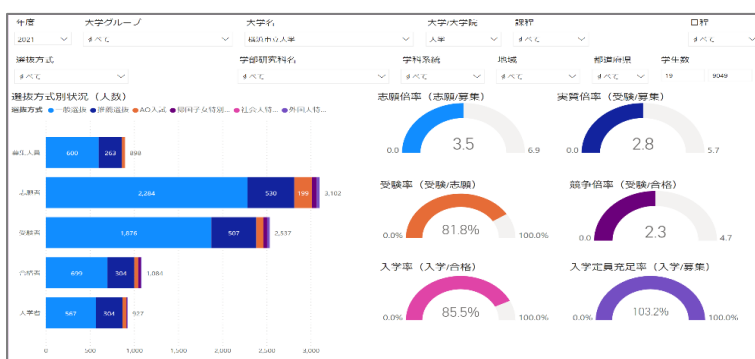
っている。令和4年度は、Web-API（外部のプログラムが直接データを取得できる連携の仕組み）を構築し、令和4年8月から当該機能により大学基本情報（2021年度）の提供を開始した。令和4年12月には大学基本情報（2022年度）を追加した。

BI（ビジネス・インテリジェンス）ツールを利用して大学、学部、学科名称、所在地、学部系統等でのベンチマーキングや経年変化の比較等ができる「国公立大学情報活用サイト」及び情報分析環境の利用促進のため、大学基本情報分析レポート（Power BI版）のリニューアルを行い、令和4年度の大学基本情報を追加して10月26日に参加機関に向けて公開した。また、本レポートの説明会をオンラインで10月25日に開催し、70大学から127人が参加した。アンケートでは、本分析レポートについて5段階評価で4.07の評価を得た。

大学基本情報分析レポートについてPower BI版に加えTableau版を作成した。また、公立大学協会から公立大学実態調査データの提供を受け、大学からの意見聴取等も行いつつ共同で公立大学実態分析レポートを作成した。



大学基本情報分析レポート
（出身高校所在地別入学者）



公立大学実態調査分析レポート
（入学志願者、入学者）

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。

自己評価 B

認証評価機関連絡協議会（2回）及び同ワーキンググループを（1回）開催するとともに、令和4年4月に評価担当職員研修をオンラインにより実施した。研修については、終了後のアンケートにおいておおむね肯定的な評価が得られた。

輪番制により開催した機関別認証評価制度に関する連絡会に3回参画した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響のため、議題を精選することによって会議開催回数を減らし、真に他機関との連携に必要な内容に絞り込んで集中的に議論を行った。

認証評価機関連絡協議会や機関別認証評価制度に関する連絡会においては、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換、各機関が抱える課題の共有を行った。また、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「審議まとめ」において求められた認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組について議論に着手した。

また、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、令和4年4月に令和3年度における各認証評価機関の評価結果と評価を受けた大学等の優れた点を取りまとめた資料を公表するとともに、評価結果や優れた取組のキーワード検索ができる機能を追加する改修を行った。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

令和4年4月に認証評価機関連絡協議会主催による「令和4年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修」を、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年度に続きオンラインにより実施した。研修は、文部科学省担当者による講演、初任者向け講演及び経験者向け講演の配信を行った。研修終了後のアンケート結果は以下のとおりであり、参加者からはおおむね肯定的な評価が得られた。

参加者数：120人（事前申込人数）

・アンケート結果、回答率

項 目	（5段階評価の平均値）
研修の必要性	4.57
講演内容の今後の業務への有用度	4.44
研修全体の満足度	3.96
回答率	62.5%

令和4年6月に認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、令和3年度における各認証評価機関の評価結果と評価を受けた大学等の優れた点を取りまとめた資料を公表し、文部科学省記者クラブにプレス発表を行った。

認証評価機関連絡協議会を開催し、上記取組や高等教育政策の動向、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う実地調査の取組等の情報共有を行った。また、評価担当職員研修について令和5年度もオンラインを用いた研修の実施が決定されたことを受け、各機関の職員による検討グループにおいて研修の企画・立案を行った。

さらに、協議会の下に設置するワーキンググループにおいて、各機関が共通で用いる認証評価共通基礎データ様式について検証を行い、様式を確定後、各機関に提供した。

○ 認証評価機関連絡協議会開催日程：

第1回：令和4年9月8日、第2回：令和5年3月6日（すべてウェブ会議）

○ 認証評価機関連絡協議会ワーキンググループ開催日程：

令和5年2月8日（ウェブ会議）

大学基準協会、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会及び大学教育質保証・評価センターとの5機関で構成する機関別認証評価制度に関する連絡会について、年4回開催予定であるところ、新型コロナウイルス感染症の影響のため主催機関（5機関の持ち回り）のスケジュール調整の結果、3回開催した。連絡会においては、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換、各機関が抱える課題の共有等を行った。

○ 機関別認証評価制度に関する連絡会開催日程：

第1回：令和4年5月11日、第2回：令和4年9月12日、第3回：令和5年1月31日（すべてウェブ会議）

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

国際的な質保証ネットワークや、覚書締結機関をはじめとする諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等を通じ、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組む。

自己評価 B

東・東南アジアの質保証機関間の意見交換の場を企画するなど国際的な質保証ネットワーク及び諸外国の質保証機関との情報交換・連携活動を積極的に行った。

ウェブサイトでの発信、大学質保証フォーラム開催等の各種の取組により、諸外国の質保証動向に関する国内外への情報提供を行った。大学質保証フォーラムについては参加者から高い満足度を得ることができた。

国際質保証制度設計業務については中国・韓国の質保証機関と連携しながら、共通質保証基準づくりを着実に進めた。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

①-1. 国際的な質保証ネットワーク及び諸外国の質保証機関との連携

アジア太平洋地域や世界的な質保証ネットワークの会合参加やアンケート調査回答、機構と覚書を締結している海外の質保証機関とのオンラインミーティング等の連携活動を通じて、機構を含む日本及び各国の高等教育質保証の取組に関する情報交換を行うとともに相互理解を深め、国際的な連携強化を図った。特に令和4年9月に ASEAN+3 (ASEAN10 各国及び日本・中国・韓国) の質保証機関ダイアログを機構が主催し、高等教育質保証を巡る課題についての意見交換を主導した。また、アジア太平洋地域の国際ネットワークや台湾の質保証機関が主催する国際会議にて日本の質保証制度や機構の認証評価の最新動向について発表した。

(a) 国際的な質保証ネットワーク関連の主な取組実績

- ・ INQAAHEの新国際ガイドラインに関するアンケート回答 (令和4年4月)
- ・ INQAAHEフォーラム2022参加 (令和4年6月・オンライン)
- ・ APQN2022年次会合での日本の認証評価等に関する発表 (令和4年11月・シンガポール)
- ・ INQAAHE・APQNの各会報への機構の取組の投稿

(b) 諸外国の質保証機関との主な取組実績

<アジア太平洋地域>

- ・ オーストラリアTEQSAとの今後の連携方策に関するオンラインミーティング開催 (令和4年6月)
- ・ マレーシアMQAによるマレーシア資格登録簿に関するアンケート回答 (令和4年7月)

- ・ TEQSAとの覚書更新（令和4年8月）
- ・ ASEAN+3質保証機関オンラインダイアログの開催（令和4年9月）
- ・ 台湾HEEACTとの覚書更新（令和4年9月）
- ・ HEEACT主催 2022 HEEACT Virtual International Conferenceでの日本の高等教育質保証の現状・展望に関する発表（令和4年10月）

<欧米地域>

- ・ フランスHcéresへの日本の質保証制度に関する情報提供（令和4年6月）
- ・ 英国QAAによる国際プログラムアクリディテーションに関するアンケート回答（令和4年6月）
- ・ 米国CHEA・CIQG2023年次会合参加（令和5年1月・米国）
- ・ QAA 主催 International Partner Forum 2023への参加及び機構の認証評価等に関する情報提供（令和5年3月・オンライン）
- ・ 英国高等教育関係機関への現地調査（令和5年3月）



HEEACT 主催 International Conference
発表を行う福田機構長



APQN2022 年次会合（於：シンガポール）

《海外機関等の略語の日本語名称等（出現順）》

INQAHE：高等教育質保証機関の国際ネットワーク
APQN：アジア太平洋質保証ネットワーク
TEQSA：高等教育質・基準機構（オーストラリア）
MQA：マレーシア資格機構
HEEACT：台湾高等教育評鑑中心基金会

Hcéres：研究・高等教育評価高等審議会（フランス）
QAA：高等教育質保証機構（英国）
CHEA：高等教育アクリディテーション協議会（米国）
CIQG：CHEA国際質グループ

①-2. 諸外国の質保証動向に関する国内外への情報提供

ウェブサイトを通じた国内向け情報提供として、諸外国の質保証機関との連携や個別の情報収集を通じて得た各国の高等教育質保証動向について、日本語で作成した記事の特設サイト「QA UPDATES」に掲載した。また、これらの記事を国内の高等教育関係者に広く周知するため、メールマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」を毎月配信した。

- (a) 各国の高等教育質保証動向
- ・ 特設サイト「QA UPDATES」への動向記事の年間掲載件数：44件
- (b) メールマガジン配信
- ・ 配信回数：22回（特別号含む）
 - ・ 登録者数：2,368人（令和4年度末時点）

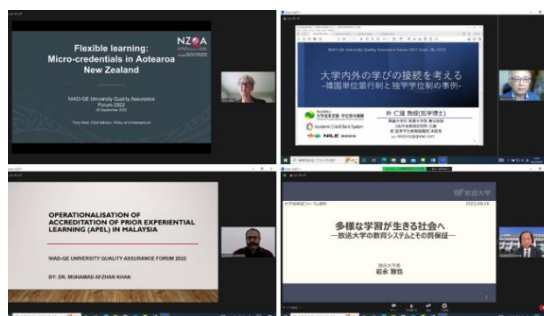


QA UPDATES ウェブサイト トップページ

I-4 質保証連携

令和4年9月に大学質保証フォーラム「大学内外の学びの接続を考える―多様な学習が生きる社会へ―」を評価事業部国際課と研究開発部が協働して開催した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和3年度に引き続きオンラインで開催した。入念な準備と幅広い周知活動により、国内外から395人の参加（視聴）があった。参加者アンケートでは、「とても良かった」又は「良かった」との回答が94.3%を占めた（※）。

（※）満足度は5段階で調査。回答数193件。



大学質保証フォーラム 各講演の様子



大学質保証フォーラム 開催案内フライヤー

①-3. 国際質保証制度設計業務

文部科学省「大学の世界展開力強化事業（国際質保証制度設計業務）」の補助事業者として、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組んだ。本業務は、日中韓3か国の政府により質の保証を伴った大学間交流を推進する「キャンパス・アジア」事業の一環として、中国・韓国の質保証機関である EQEA・KCUE と連携して取り組んでいるものである。

具体的には、国際的な大学・学生間交流に関するガイドライン等の海外の先行事例を参考に、本制度設計の中心となる共通質保証基準の素案を作成し、令和5年2・3月に EQEA 及び韓国 KCUE とオンラインミーティングを開催して基準案の検討を進めた。

《海外機関等の略語の日本語名称等（出現順）》

EQEA：中国教育部教育評価センター

KCUE：韓国大学教育協議会

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）として設置した「高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）」の活動を推進し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外の高等教育制度等に関する調査及び情報提供並びに海外のNIC等との連携を行う。

自己評価 B

ウェブサイト発信、国際会議での発表、セミナーシリーズの開催等により、東京規約に基づく日本のNICとして不可欠な国内外の教育制度等の情報提供を着実に実施した。

また、アジア太平洋国内情報センターネットワーク（APNNIC）の諸活動を通じて国際的な資格承認に関する議論に積極的に参画するとともに、海外のNIC等と個別の交流・連携を図った。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

②-1. 日本の高等教育制度等に関する調査・情報提供

NIC-Japan ウェブサイトに掲載している日本の高等教育機関一覧のうち専門学校について、利便性の向上等を目的として掲載項目の見直し及び検索機能の改修を行った。同時に、全高等教育機関（大学・高等専門学校・専門学校・省庁大学校）情報の最新版を掲載した。

海外のNIC等から寄せられる日本の教育制度・高等教育資格に関する問合せについては、必要な調査を行い随時回答した。

また、海外のNIC主催セミナーやアジア太平洋地域のNICネットワーク会合での講演・発表により、日本の教育制度等に関する国際発信を行った。



NIC-Japan ウェブサイト
高等教育機関検索画面

<主な講演・発表実績>

- ・ 韓国 KARIC 主催ウェビナーでの講演（令和4年4月）
- ・ 英国 UK ENIC2022 年次会合（オンライン）での録画発表（令和4年11月）
- ・ 第2回 APNNIC 会合（オンライン）パネルディスカッションでの発表（令和4年12月）

《海外機関等の略語の日本語名称等（出現順）》

KARIC：韓国高等教育情報センター

APNNIC：アジア太平洋国内情報センターネットワーク

UK ENIC：英国国内情報センター

②-2. 外国の高等教育制度等に関する情報収集・提供

関係各国の NIC 等のウェブサイトや国際ウェビナーを通じて、外国の教育制度・高等教育資格等に関する最新動向を収集した。

収集した外国の教育制度等の情報、特に各国の教育制度（大学入試や学事暦）における新型コロナウイルス感染症の影響に関する最新動向について、NIC-Japan ウェブサイトを通じて国内の高等教育関係者に提供した。

主に国内の高等教育関係者から寄せられる外国の教育制度・高等教育資格に関する問合せについては、必要な調査を行い随時回答した。

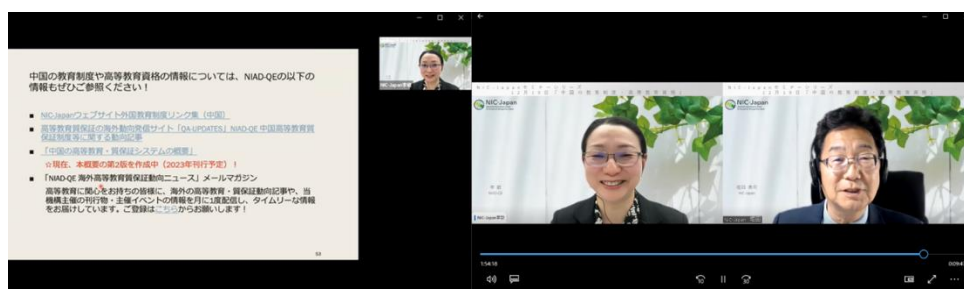
また、国内の高等教育関係者を主な対象とした NIC-Japan セミナーシリーズとして、台湾、中国及びタイの各教育制度・高等教育資格をテーマに計3回オンラインで開催した。

(a) 主な国際ウェビナー参加実績

- ・ 欧州委員会等主催オンラインセミナー（ウクライナの教育制度等）（令和4年4月）
- ・ 英国 UK ENIC2022 年次会合（オンライン）（令和4年11月）

(b) NIC-Japan セミナーシリーズ開催実績

- ・ 「台湾の教育制度・高等教育資格」（令和4年7月／参加者数138人）
- ・ 「中国の教育制度・高等教育資格」（令和4年12月／参加者数172人）
- ・ 「タイの高等教育制度・高等教育資格」（令和5年1月／参加者数146人）



NIC-Japan セミナーシリーズ「中国の教育制度・高等教育資格」

②-3. 海外のNIC等との連携

日本の NIC として加盟している APNNIC については、令和4年12月にオンラインで開催された第2回会合に参加し、アジア太平洋地域の資格承認を巡る議論に参画した。

また、韓国 KARIC 主催ウェビナーでの講演、オーストラリア教育省とのミーティング、モンゴルの NIC とのオンラインミーティング等により、海外の NIC との連携を深めた。

<主な連携活動実績>

- ・ APNNIC Directors' Informal Meeting（オンライン）への参加（令和4年4月）
- ・ RecoASIA^(※) プロジェクト「アジアにおける学修歴証明書類を持たない難民に対する資格承認に関するアンケート調査への回答（令和4年7月）」

(※) RecoASIA：アジア圏の資格承認に関する協力関係の促進を目的として、欧州及びアジア数か国の教育省、NIC 及び高等教育機関が参加するプロジェクト。「Reco」は Recognition（承認）を意味する。

- ・ オーストラリア教育省（同国の NIC）とのミーティング（対面・オンライン）の実施（令和4年8月）

- ・ RecoASIA プロジェクト運営委員会（オンライン）への参加（令和4年10月）
- ・ 第4回東京規約締約国委員会会合・第2回 APNNIC 会合（オンライン）への参加（令和4年11～12月）
- ・ NIC・モンゴルとのオンラインミーティングの実施（令和4年12月）



オーストラリア教育省とのミーティング
（対面・オンライン）



第2回 APNNIC 会合での発表

②-4. NIC-Japan の周知活動・ウェブサイト運営

国内外への NIC-Japan の周知活動について、日本学生支援機構（JASSO）主催の日本留学フェア（オンライン及び台湾）での NIC-Japan 紹介スライドの提供等、様々な機会を活用して実施した。

NIC-Japan ウェブサイトについては、国内外の高等教育制度等に関する情報、セミナーシリーズの講演資料、活動ニュース等の各種情報を随時掲載・更新した。



NIC-Japan 紹介スライド



NIC-Japan ウェブサイト

I - 5 調査研究

<年度計画>

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して、認定制度と研修制度に関する基礎研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して、認定制度と研修制度に関する基礎研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

自己評価 B

計画に沿った調査研究活動を行い、新型コロナウイルス感染症に起因する状況下においても業務の継続性を維持し、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して、認定制度と研修制度に関する基礎研究を行った。

【国立大学法人の財務情報と非財務情報の統合的な活用方法に関する調査研究】

財務データと非財務データを関連づけ、教育及び研究のパフォーマンスを定期的に確認するモデルの開発を進めた。モデルの開発に参加している2大学と令和3年度までに課題となっている点を確認する打合せを持ち、令和4年度以降中期目標期間終了に向けた方向

I-5 調査研究

性をおおむね定めた。取り組みのうち、研究のパフォーマンスについては、1大学から令和3年度のデータ入手し、モデルのデータ更新を行い、試行的なアウトプットを作成した。このアウトプットについては、大学側の内部意思決定に役立つ解釈を付し、その内容を大学側の実態に照らして検証した。

また、機構に蓄積されたデータを用いて、教育、研究のパフォーマンスを設置者、専攻分野が共通する学部・研究科等の間で相互比較する仕組みの開発にも継続して取り組んだ。具体的には、令和3年度に検討を進めた「データ処理方法」と「相互比較の表示方法」に基づいて、BIツールのパイロット版を開発し、表示の適切さや操作性について、有識者によるレビューも含めて検討を進めた。

さらに、国立大学の財務分析指標と教育、研究関連指標の相関・因果関係を確認するデータサイエンス的な研究も継続して実施した。

これらの取組は、大学連携・支援部による「大学改革基盤強化促進支援事業」と連携して実施された。

【国立大学法人を主対象としたガバナンスとマネジメントに関する調査研究】

令和3・4年度に、大学内部での評価システムと予算制度の実態把握を目的として、研究開発部の「質保証に係る国内外の連携に関する調査研究」と共同でインタビュー調査を実施した。令和4年度については、国立総合大学12校に対してインタビュー調査を行うとともに、令和3年度の調査対象10校とあわせて計22校に対してアンケート調査を実施し、予算制度のうち特に部局への配分方法について、基本的な情報収集を行った。令和3年度の調査の成果については、令和4年度中に国内学会で発表し、その後関連学会と国立大学協会からの依頼に基づき公開研究会にて発表を行い、論文を学術誌に発表した。また、令和4年度の調査の成果については、令和4年度末に報告書を刊行した。

国立大学法人会計基準の改訂動向について継続的に研究を進めた。具体的には、大学連携・支援部と研究開発部が協働で実施する『国立大学法人の財務』刊行事業において、会計基準改訂の影響を確認し、対応方法を検討するために論点の整理を行った。その上で、有識者会議を開催し、整理された論点について対応を検討した。これらの調査・研究及び検討の結果は令和4年度版以降の『国立大学法人の財務』に反映する。また、会計基準改訂の経緯と損益計算書への影響について、学会誌に論文を発表した。

もう1つの研究テーマとして、大学改革のための専門性のある支援スタッフ（高度専門支援スタッフ）に関する調査研究を実施した。具体的には、URAの研修・認定制度について調査研究を進め、成果のとりまとめを行った。

さらに、機構外の有識者を招いて「大学改革支援研究会」を令和4年度内に7回開催し、本調査研究の遂行に役立つ知見を継続的に収集した。この研究会の講演録と本調査研究のテーマ別論考を掲載した報告書を令和4年度末に刊行した。また、日本の国立大学法人における評価制度をテーマとした研究について、令和3年度までにまとめた共著論文を米国の学会で発表し、米国教育省の論文データベースで公開した。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行った。

【過去の認証評価結果の総括的な分析に基づく認証評価システムの新しい枠組みの検討】

4巡目の認証評価の設計に資する研究として、大学改革支援・学位授与機構以外の認証評価機関を含めて、認証評価制度の2巡目を対象とした総合的分析を行った。大学機関別認証評価を実施する3機関の1、2巡目の評価結果報告書の文書構造の分析及び各機関の基準の異同を調査、分析し、3評価機関の評価結果報告書ファイルの構造化変換作業を進めた。

評価事業部評価企画課と協働し、認証評価制度の3巡目を対象とした中間的な分析を実施した。研究活動・地域貢献活動・国際化に関する優れた取組の評価を認証評価に盛り込み、4巡目に向けた試行評価を令和5年度より開始するための準備を行った。

以上の調査、分析の成果は、認証評価機関連絡協議会主催の職員研修会、各種認証評価の説明会・研修会及び評価担当者研修会等で活用された。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する大学の対応状況と認証評価への影響を把握した調査の分析を行い、成果の一部は査読付き雑誌に1件掲載された。

【多様なメディアを用いた教育の質保証に関する研究】

「法科大学院におけるメディア授業の展開に関するアンケート調査」に関する報告書を作成した。その一部については、ASEAN+3における高等教育の現状に関するシンポジウム（オンライン開催）において報告がなされた。特にオンデマンド型授業に関する具体的な指針等を含めいわゆるメディア告示に関して法令適合性につき検討を進めるため、4巡目の法科大学院認証評価が令和4年度から本格的に実施されるなかで、各大学の取組状況を把握した。

【機構が実施する評価事業の有効性に関する調査研究】

第3期中期目標期間終了時の教育研究の状況についての評価（令和4年度実施分）の検証を行うため、評価者及び法人向けのアンケート項目案の作成を行った。これらは令和4年12月開催の評価に関する検証WG（第2回）の審議を経て確定し、評価者向けアンケートを実施した。

高等専門学校機関別認証評価の3巡目の前半の3年間（平成30年度から令和2年度）についての中間検証として、高等専門学校及び評価者を対象としたアンケート調査結果並びに評価結果の傾向に関する定量・定性的分析を行い、高等専門学校機関別認証評価に関する3巡目の中間検証結果報告書として公表した。

評価事業部評価企画課、及び評価支援課と研究開発部が協働し、令和3年度に実施した認証評価への意見聴取のアンケート調査を、大学機関別認証評価（対象校43校）、高等専門学校機関別認証評価（対象校16校）、及び各評価者を対象として遂行し、その回答傾向を分析するとともに、意見聴取における自由回答として寄せられた意見に対する対応状況を確認し、迅速な業務改善への資料とした。

【研究評価手法の検証と開発】

第3期中期目標期間終了時の教育研究の状況についての評価（4年目終了時）において用いられた研究業績水準判定結果に関し、評価者間の信頼性について計量分析を行い、関連学会にて発表を行った。また、大学ポートレートのIRや評価への活用状況について大学にヒアリング調査を行った。

【評価結果の検証に基づく「評価疲れ」の解明】

テキストマイニングの結果をもとに、成果を論文等で公表した。また、「評価疲れ」の解明と解決について、行動計量学的成果を発表した。さらに、大学の現場における状況に

I-5 調査研究

照らした状況の把握を行うために外部委員を委嘱し、研究会を計3回開催した。測定尺度の開発、動機づけとの関係等で分析を進めるとともに、「評価疲れ」の測定尺度の開発を中心に研究会で議論を行い、尺度開発のための質問紙調査を行った。また、面接状況を模した実験を行い、非言語的情報による評価疲れの測定についても検討し、学会発表及び紀要論文として公表した。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施した。

【質保証にかかる人材育成プログラムの開発】

外部委員3人を含む「横断的質保証研究会」を立ち上げ、高等教育と職業教育の接続を容易にするために短期の学修履歴を証明する仕組みとして、マイクロクレデンシャルの動向及びその質保証と資格枠組みに関して、月1回のペースでウェブ会議にて議論した。また、この研究会での検討をもとに、評価事業部評価企画課と協働し、高等教育機関教職員向けの「質保証人材育成セミナー」を年4回、オンラインで開催した。さらにオランダ、フローニンゲン市で開催されたフローニンゲン宣言ネットワーク年次会合（Groningen Declaration Network 11th Annual Meeting）に出席し、生涯学習のプラットフォームとしての高等教育機関、という共通理解のもと、取得されたマイクロクレデンシャルの通用性や透明性を担保することを目的とした議論に参加した。

評価事業部国際課とともに、米国高等教育ア krediyasyon協議会（CHEA）及びCHEA国際質グループ（CIQG）の2023年次会合に参加し、ポストコロナ期における高等教育質保証の動向について情報収集を行った。国内では2大学を訪問し、地域に根差した教育機関コンソーシアムの展開状況と特色あるプログラムの履修履歴を可視化する試みについてヒアリング調査を行った。以上のセミナーでの報告及び調査内容について、論文執筆の準備を進めた。

【国際共同プログラムの質保証に関する研究】

キャンパス・アジアのこれまでの展開と実績を紹介する英文論文をドイツの学術誌に寄稿し、掲載された。「ASEAN+3高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ（APTWG）」の国際会合（Quality Assurance Dialogue in the ASEAN Plus Three Region）において、国際共同教育プログラムにおける質保証のあり方について、口頭発表を行った。

【大学の国際展開と各国高等教育機関の質保証システムに関する研究】

ドイツ、豪州、米国、台湾等の高等教育システムにおける質保証の実態と新たな方式に関する調査・分析を目的として、諸外国におけるセルフア krediyasyon等の実態について毎月研究開発部教員の研究会を開催し、国際的な事例の比較検討を行った。その成果を学会大会で発表し、当テーマについての論文執筆の準備を進めた。

国際課と協働して国際的な共同学位の運営と質保証及びコロナ禍下からポストコロナに向けた一連の時期のオンライン教育の実態についてASEAN及び中韓の質保証機関を対象とした調査を行い、その成果をもとにQuality Assurance Dialogue in the ASEAN Plus

Three Regionとしてオンライン研究会を主催した。研究会では調査結果の報告と日本の事例報告を行い、アジア各国の質保証機関及び高等教育機関の代表者との議論を進めた。これらの内容についてはASEAN+3高級実務者会合での報告資料とすべく国際課と共にとりまとめを行った。また、台湾の質保証機関（HEEACT）からの依頼により、国際評価委員としてインドネシアのブンダ・ムリア大学（Bunda Mulia University）の中国語プログラム（Chinese Language/Mandarin Study Program）の認証評価（書面審査）に参加した。

【高等教育におけるNPMのあり方の国際比較に関する研究】

日本の高等教育におけるNPM（New Public Management）のあり方を調査するため、研究開発部の「大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究」と共同で令和4年度に12校の国立大学法人にインタビュー調査を行った。関連して、ドイツのNPM改革に関する論考を一般誌に発表した。ドイツの大学における業績協定に関する論考を学会誌に発表し、国立大学インタビューの調査結果をまとめた報告書を刊行した。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行った。

【質保証に係る情報の分析方法に関する調査研究】

高等教育に係る文書情報の分析に関する研究として、これまで検討してきた深層学習（Character-Level CNN）の特性を詳細に検討する試みを実施した（新たなテキストデータへの適用、システムのパラメータの変動に対する性能の検討等）。この研究成果は国際会議において発表した。また、大学の財務情報・研究教育情報について、各種データ分析方法の検討（相関性の検討、可視化方法の開発、指標選択法の検討、指標開発法の検討）を研究開発部の「大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究」と共同で進展させた。特にこれまで開発してきた分析ツールを発展させ、新たにWebアプリケーションとしてのデータの対話型可視化ツール及び指標の選択支援ツール（ダッシュボード）の開発を行い、成果の一部を国内学会と国際会議で発表した。

【質保証に係る情報の利用環境に関する調査研究】

評価事業部国立大学評価室と協働して、国立大学教育研究評価の文書管理システムの開発・管理を継続して行い、令和4年度の法人評価の実施に合わせたシステムの改修及び機構側サーバシステムの管理運用（プログラム修正、トラブル対応等）を行った。大学ポートレートシステム（国内版、海外発信版）の保守管理を大学ポートレート事務室と協働して行った（毎月）。また、令和4年度に大学ポートレートシステムに付加されたWeb API機能の開発（サンプルプログラム作成等）を行い、このWeb API機能は一般公開された。さらにWeb API機能の拡張の検討のため、各種データについてのWeb APIを検討した。

【大学改革支援情報基盤の構築】

大学評価、大学ポートレート、及び質保証連携の事業において、大学から提供を受けた様々な資料・データを、評価や支援のための基礎的な情報として活用できる情報基盤を構築することを目的に、事業で利用されている情報基盤の分析と新たな情報基盤の構築に向けた検討を進めた。現行の情報基盤の分析をもとに、新たな情報基盤において取り扱うべ

I-5 調査研究

き情報アーキテクチャを示し、現行のデータ収集・管理における問題点と解決方法を検討した。情報の表示のあり方についてプロトタイピングを通じた検討を行った。また、情報の統合の問題を取り上げ、技術的な解決方法を検討した。加えて、先導的な海外の事例（英国Jisc等の情報基盤）について訪問調査を行った。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会 of 学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。

機構が刊行する査読付きの学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度発刊）について、大学改革支援・学位授与機構への改組後、当誌で扱う研究成果の対象を従来からの大学評価、学位に加えてマネジメントを軸にした大学改革に関する研究に広げたことを明確に示すため、誌名を令和4年度に『大学改革・学位研究』に変更した。雑誌の継続性を重視して号数は引き継ぎ、第24号を令和5年3月に刊行した。本号には招待論文3編、研究ノート・資料2編を収録した。『大学改革・学位研究』は、オンライン雑誌としてウェブサイト「大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ」及び科学技術振興機構の「J-STAGE」上で刊行し、また冊子体を関係高等教育機関等に配付して、研究成果の提供・公表を行った。

各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公表したほか、機構ウェブサイト等による研究成果の公表を行った。

- 学術誌「大学改革・学位研究」、「大学評価・学位研究」（令和3年度まで）

<https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/gakujutsushi.html>



【機構の事業への成果の活用】

○事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）

大学改革支援・学位授与機構（2023）『国立大学法人の財務 令和4年度版』，令和5年3月。
 ASEAN+3における高等教育の現状に関するシンポジウム（Quality Assurance Dialogue in the ASEAN Plus Three Region, NIAD-QE, September 9, 2022, online.）に「法科大学院におけるメディア授業の展開に関するアンケート調査」結果を提供・報告
 大学ポートレートシステムに新たに付加された Web API 機能の開発（事業担当部課と協働実施）
 大学ポートレートシステム（国内版，海外発信版）の毎月の保守管理（事業担当部課と協働実施）
 国立大学法人評価における業務システムの検討と開発として、令和4年度用の文書管理システムの設計開発（事業担当部課と協働実施）
 石井徹哉，市村賢士郎，渋井進（2023）『法科大学院におけるメディア授業の展開におけるアンケート調査報告書』，大学改革支援・学位授与機構，令和5年3月。

○事業関連説明会等における情報提供

令和4年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に関する大学別研修，令和4年4月，5月，6月，計16回，ウェブ利用会議。
 大学機関別認証評価等に関する説明会，令和4年6～7月，資料掲載による説明会。
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_kanren/entry-4743.html
 法科大学院認証評価に関する説明会，令和4年6～7月，資料掲載による説明会。
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_kanren/entry-4721.html
 令和5年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会，令和4年6～7月，資料掲載による研修会。
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_kanren/entry-4743.html
 令和5年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会，令和4年6～7月，資料掲載による研修会。
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_kanren/entry-4721.html
 高等専門学校機関別認証評価に関する説明会，令和4年9月，資料掲載による説明会。
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_kanren/entry-4773.html
 令和5年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会，令和4年9月，資料掲載による研修会。
https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_kanren/entry-4773.html
 令和5年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に関する大学別研修，令和5年2月，3月，計4回，ウェブ利用会議。
 令和5年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に関する学校別研修，令和5年3月，計3回，ウェブ利用会議。
 令和5年度に実施する法科大学院認証評価に関する大学別説明会，令和5年2月，3月，計11回，ウェブ利用会議。
 令和5年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する大学別研修，令

I-5 調査研究

和5年2月, 3月, 計11回, ウェブ利用会議.

○事業協働研究会・研修会等

大学改革支援研究会, 令和4年7月2回, 10, 11, 12月, 令和5年1, 2月, オンライン開催.

大学改革支援・学位授与機構研究開発部研究会

渋井進「評価結果の検証に基づく『評価疲れ』の解明」, 令和5年2月7日, オンライン開催.

蔵川圭「大学改革支援情報基盤の構築」, 同上.

令和4年度大学等の質保証人材育成セミナー

第1回「高等教育と生涯学習を横断する質保証」, 令和4年10月6日, オンライン開催.

土屋俊「これからの認証評価－高等教育改革20年を踏まえて－」

坂口菊恵「社会における高等教育の役割と行く末－参入障壁低下がもたらすもの－」

野田文香「シームレス化する高等教育－正規教育外学習の『質保証』をめぐる国際動向－」

第2回「高等教育と生涯学習を横断する質保証：高等教育と職業教育・労働市場との接続」, 令和4年12月5日, オンライン開催.

第3回「リスキリング, アップスキリングとその評価：ヨーロッパにおける生涯学習のトレンド」, 令和5年1月30日, オンライン開催.

第4回「高等教育と生涯学習を横断する質保証」, 令和5年3月13日, オンライン開催.

坂口菊恵「学修履歴データの通用性担保に向けた国際動向」

野田文香「日本における資格枠組み（QF）の可能性」

横断的質保証研究会, 令和4年7, 8, 9, 10月, 令和5年2月, 3月, オンライン開催.

大学改革支援・学位授与機構研究開発部研究会

坂口菊恵「ポストAI時代に教育はどう変わるか」, 令和4年5月17日, オンライン開催.

野田文香, 森利枝「大学質保証フォーラムに向けて」, 令和4年9月13日, オンライン開催.

坂口菊恵「フローニンゲン宣言ネットワークとオランダの10年」, 令和5年1月17日, オンライン開催.

Quality Assurance Dialogue in the ASEAN Plus Three Region, NIAD-QE, September 9, 2022, online.

MORI Rie “A Case Study Report from Japan: Good practices and challenges on online/blended/face-to-face learning modalities during the pandemic from a quality assurance viewpoint”.

【社会への成果の提供】

○研究会・研修会等

評価結果の検証に基づく「評価疲れ」の解明研究会, 令和4年7, 11月, 令和5年2月.

○一般向け手引書・講演等

水田健輔（2022）「国立総合大学における内部資源配分の実態－運営費交付金の成果連動型配分の影響を含めて－」, 日本高等教育学会・会長プロジェクト「高等教育政策の研究」・第4回公開研究会, 2022年10月5日, オンライン開催.

水田健輔（2022）「国立総合大学における内部資源配分の現状と考察」, 国立大学協会・政策研究所・令和4年度第2回研究会, 2022年12月20日, オンライン開催.

土屋俊（2022）「教育はデジタル化できるか」, 茨城大学情報戦略機構「DXシリーズ」講演会, 茨城大学, 2022年10月28日.

【調査研究の成果の公表】

○学術論文等

- 水田健輔 (2022)「国立大学法人会計基準改訂の要因と課題」, 『公会計研究』, 23(1), pp.1-17.
- 水田健輔 (2023)「国立総合大学における内部資源配分の現状と考察」, 『大学論集』, 55, pp.93-109.
- Takenaka, Toru; Mizuta, Kensuke; Sato, Toru (2022) “Performance Measurement and Resource Allocation in Higher Education in Japan: The Realization of New Public Management in Japan”, Online Submission, Paper presented at the Annual Meeting of the Association for Education Finance and Policy (AEFP) (47th, Apr 11-12, 2022), ERIC database (ID: ED619730), U.S. Department of Education (Total 22 pages).
- 渋井進, 赤川裕美, 森一将 (2022)「新型コロナウイルス感染症に関連した国立大学法人における健康危機管理ー学長が発したメッセージの分析を通じてー」, 『グローバルビジネスジャーナル』, 7(3), pp30-39.
- 渋井進 (2022)「大学失格ー評価疲れと大学ー」, 『現代思想』, 50(12), pp53-63.
- 森一将, 澤田奈々実, 大江朋子, 橋本貴充, 渋井進 (2023)「録画型採用面接に対する妥当性評価と影響要因の分析」, 『経営論集』, 9(6), pp.1-8.
- 竹中亨 (2023)「ドイツの大学改革に学ぶものー統制と自律のバランスをどうとるか」, 『中央公論』, 2023年2月号, pp.70-77.
- 竹中亨 (2023)「ドイツの大学業績協定ー高等教育での目標管理と大学統制」, 『大学改革・学位研究』, 24, pp.45-63.
- 深堀聰子, 森利枝, 杉本和弘, 夏目達也, 白川優治 (2022)「教養教育の目的と内容・方法の国際比較ー社会的役割・専門教育との関係性に着目してー」, 『大学教育学会誌』, 44(2), pp.161-165.
- 森利枝 (2022)「米国の単位制度ー引き続く議論」, 『IDE現代の高等教育』, 645号, pp.44-47.
- Masaaki Ida (2022) “Decision Support System for the Classification of Financial Indicators”, Proceedings of the 12th International Conference on Soft Computing and Intelligent Systems and the 23rd International Symposium on Advanced Intelligent Systems, F-1-E-5 (IEEE Xplore), 4 pages.
- Masaaki Ida (2022) “Data Providing and Analysis System of Japanese Higher Education Institutions”, Proceedings of The Thirteenth Higher Education International Conference on teaching and learning quality assurance in the post-pandemic era, pp.65-76.
- Kei Kurakawa, Syun Tutiya (2022) “An architecture of the information collected from higher education institutions by NIAD-QE”, *IIAI Letters on Institutional Research*, Vol.1, DOI: 10.52731/lir.v001.008, (presented at IIAI AAI 2022 (International Institute of Applied Informatics, 12th International Congress on Advanced Applied Informatics), 12th International Conference on Data Science and Institutional Research, July 3-7, 2022, Kanazawa, Ishikawa, Japan).
- Kazuteru Miyazaki (2022) “Modeling of placebo effect in stochastic reward tasks by reinforcement learning”, *Procedia Computer Science*, Vol.213 (ELSEVIER), 2022 Annual International Conference on Brain-Inspired Cognitive Architectures for Artificial Intelligence, pp.255-262.
- Kazuteru Miyazaki, Masaaki Ida (2023) “Effectiveness of Character-level CNN and its Examination of Perturbation for Weights”, Proceedings of joint symposium AROB-ISBC-SWARM 2023, pp.313-317.

I - 5 調査研究

Masaaki Ida (2023) “Development of Indicator with Interactive Visualization System”, Proceedings of 25th International Conference on Advanced Communication Technology, 267-271.

○学会発表等

Takenaka, T., Mizuta, K. and Sato, T. (2022) “Performance Measurement and Resource Allocation in Japanese National Universities: Are the Concepts of the NPM Properly Implemented?”, The 47th Annual Conference, Association for Education Finance and Policy (AEFP), Virtual Poster Session, April 11-12, 2022.

水田健輔, 竹中亨, 佐藤亨 (2022) 「国立総合大学における内部資源配分の現状と考察」, 日本高等教育学会第25回大会, 2022年5月29日, 関西学院大学, オンライン開催.

市村賢士郎 (2022) 「コロナ禍における大学生の学習動機づけと授業満足との関連—オンライン授業と対面授業の比較—」, 日本心理学会第86回大会, 2022年9月8日-11日(ポスター発表), 日本大学, ハイブリッド開催.

渋井進 (2022) 「評価の検証への行動計量学的アプローチ—『評価疲れ』の克服へ向けて—」, 日本行動計量学会第50回大会, 2022年8月31日, 沖縄県市町村自治会館.

渋井進 (2022) 「研究業績の評価における評価者間での一致度：国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動の評価のデータを基に」, 日本心理学会第86回大会, 2022年9月10日, 日本大学文理学部.

森一将, 渋井進, 大江朋子, 橋本貴充 (2022) 「就職面接における表情変化の影響に関する分析」, 第27回日本顔学会大会, 2022年9月18日, 香川大学林町キャンパス.

渋井進 (2022) 「『評価疲れ』に関する問題提起」, グローバルビジネス学会2022年度研究発表会, 2022年10月9日, 京都大学吉田キャンパス.

Susumu Shibui, Kazumasa Mori, and Michiteru Kitazaki (2023) “Verification of the Interrater Reliability in the National University Corporation Evaluation in Japan”, 17th annual International Technology, Education and Development Conference, March 6, Hotel Meliá Valencia.

深堀聰子, 夏目達也, 森利枝, 杉本和弘, 白川優治, 福留東土 (2022) 「教養教育の目的と内容・方法の国際比較—社会的役割・専攻教育との関係性に着目して」, 大学教育学会第44回大会, 2022年6月4日.

森利枝, 野田文香 (2022) 「独台豪の高等教育機関のセルフ・アクレディテーションの機能に関する比較研究—質保証の新たな方策の検討のために」, 日本比較教育学会第58回大会, 2022年6月26日, オンライン開催.

MORI, Rie (2022) “What a Community Means to Japanese Universities: Perspectives from the Quality Assurance System”, 2022 International Conference of Community, Innovation, and Educational Research, BrainKorea21/Yeungnam University, November 25, 2022, online.

TAKENAKA, Toru and MORI, Rie (2022) “Report on Japan’s initiatives raising from 8th APTWG Meeting”, 9th Meeting of the Working Group on Student Mobility and Quality Assurance of Higher Education among ASEAN Plus Three Countries (APTWG), November 22, 2022, online.

井田正明 (2022) 「相関性による財務指標集合の分類」, 日本知能情報ファジィ学会第38回ファジィシステムシンポジウム, pp.414-416, 2022年9月, オンライン開催.

井田正明 (2022) 「資料アーカイブズに関するシステム構築と活用」, 日本知能情報ファジィ学会第38回ファジィシステムシンポジウム, pp.186-188, 2022年9月, オンライン開催.

蔵川圭 (2022) 「大学改革を支援する情報基盤の構築に向けて データベース構築の一事例と

して」，図書館総合展2022, NIIフォーラム「学術情報発見サービスの表と裏」，2022年11月16日，オンライン開催（招待講演）。

宮崎和光（2022）「強化学習を用いたネガティブツイートの抑制」，計測自動制御学会システム・情報部門 学術講演会2022, 2022年11月，大阪府。

井田正明（2022）「対話型可視化システムによる財務指標の開発」，日本知能情報ファジィ学会第27回曖昧な気持ちに挑むワークショップ, pp.34-36, 2022年12月，福岡県。

井田正明（2023）「資料アーカイブズに関する Web API 開発の検討」，日本知能情報ファジィ学会第33回ソフトサイエンス・ワークショップ, pp.1-4, 2023年3月，愛知県。

宮崎和光（2023）「マルチエージェント環境下における強化学習を用いたネガティブツイートの抑制」，第50回知能システムシンポジウム, 2023年3月，松江テルサ（ハイブリッド開催）。

○報告書等

水田健輔，竹中亨，井田正明，市村賢士郎，稲垣美幸，佐藤亨（2023）『大学改革支援に関する調査研究 2022年度プロジェクト報告書』，大学改革支援・学位授与機構，令和5年3月。

竹中亨，水田健輔，佐藤亨（2023）『国立大学法人における学内資源配分に関する調査研究報告書（続）』，大学改革支援・学位授与機構，令和5年3月。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

自己評価 B

計画に沿った調査研究活動を行い、新型コロナウイルス感染症に起因する状況下においても業務の継続性を維持し、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的意義のある成果を学術論文等によって公表した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行った。

【学位の要件となる学習の体系的な構成と成果の評価に関する研究】

高等教育機関が生涯学習の一翼を担い、社会人に対する継続教育を提供するうえで必要な条件整備と課題を把握するために、特に学位課程における学修と職業経験の成果の評価（単位化）の関係についてドイツとアメリカを例に文献調査を進めた。また、大学の教育・研究に対する質保証の手段と役割に関して、適格認定（アクレディテーション）、ランキング、及び多様な側面に着目する多元的な取組 U-Multirank を比較検討し、ドイツ高等教育開発センター（CHE）の専門家の協力を得て論稿にまとめ、日英両語で公表するための準備を終えた。

【学位等高等教育資格の国際的な承認に関する調査研究】

国際的な人の移動の促進に対応した、各国の教育制度上における学位・資格等の位置づけを整理するため、高等教育資格の国際的な承認に関する情報の収集・分析・公表に関わる調査と、全国資格枠組み（National Qualifications Framework: NQF）の開発及び運用の状況についての調査を継続した。

高等教育の資格の承認に関しては、ユネスコバンコク・アジア太平洋地域教育局と連携

して、機構内の高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）に関わる教員が APNNIC（アジア太平洋地域における NIC コンソーシアム）のディレクター会合を企画、運営して当日の司会を務めた。また国際課との協働で、令和 4 年度 NIC-Japan セミナーシリーズ「外国の教育制度・高等教育資格」として、台湾、中国、タイに関するオンラインセミナーを企画、実施し、中国の教育制度・高等教育資格に関するセミナーでは講師を務めた。さらに東京規約や世界規約、及びそれらに関連する正課外教育の質保証やマイクロクレデンシャルの認定等について、国際会議等で発表を行った。

令和 4 年度大学質保証フォーラム「大学内外の学びの接続を考えるー多様な学習が生きる社会へ」を国際課と協働して企画し、司会進行を担当した。

NQF については我が国における資格枠組みの設計の可能性を検討するため、日本の教育資格枠組み構築の課題と可能性について分析した英文論考を海外の学術誌に発表した。また、中国、韓国で公表された資格枠組みを中心とした国際比較検討を継続し、日本の NQF のうち教育資格枠組みの提案の準備を整え、文部科学省の専門会議にてその試案に関する報告を行った。

【機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査】

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会等に対して 11 件（中国 6 件、モンゴル 4 件、カナダ 1 件）の調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、基礎資格を有する者の区分（日本の大学等で学修を要する年数と必要な単位数）を確認し、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。

特に中国における学習履歴については、中国高等教育研究の専門家である研究開発部客員教授にも調査協力を依頼し、慎重に確認した。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、今後の学位授与の在り方を実証的に検討するための調査研究を行った。

【学士の学位取得を目指す申請者への学修支援の検討】

「新しい学士への途」に記載されている学位授与制度と申請要件の周知をはかるため、Webinar などの Web システムを利用した効率的な情報発信の方法や学修を支援するために必要な機能とその具体的方法について検討を進めた。また、単位積み上げ型による学士の学位の通例申請（1 項通例申請）において、レポートとして提出される学修成果の例示や作成上の留意点など、学術文書作成に関する具体的な説明の方法について検討を開始した。学位審査課との協力の下に、「新しい学士への途」令和 5 年度版発行に向けて、記載内容の精査・改定を行った。

さらに、これまでの学位授与事業を再検討・総括し、今後の学位授与事業の改善に繋げるために、令和 2 年度末から開始した学位研究 WG を令和 5 年 3 月末までに 10 回（通算 31 回）開催し、外部有識者からの情報収集を行い、学位授与事業の改善に向けた議論を進めた。

【学士の学位授与における新たな審査方式（特例）の検証】

平成 27 年度に開始した特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査（新たな審査方式）に関して、令和 3 年度申請者の「学修総まとめ科目の履修状況」の審査結果

I-5 調査研究

を分析し、課題の整理と改善に向けての検討を行った。

令和3年度申請者が提出した「学修総まとめ科目履修計画書」と「学修総まとめ科目成果の要旨等」、並びに特例適用専攻科が提出した「学修総まとめ科目の成績評価に係る書類」に関する専門委員の審査結果から、各専門委員が申請者の学修総まとめ科目の履修について付したコメントと、特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況について付したコメントを分析し、その結果をもとに、特例適用専攻科に共通する問題点と個別に早急に改善を要する問題点等を抽出し、早急に改善を要する問題点については、各専門委員会・部会及び学位審査会の承認を得て、当該特例適用専攻科に8月下旬に通知した。

これまでに実施した特例適用専攻科のインタビュー調査結果や学修総まとめ科目の実施状況の審査での専門委員の意見、学位授与事業関係WGにおける検討等を踏まえ、令和3年度の後半から開始した履修計画書の提出時期の変更を含む学士の学位授与に係る特例の改正の具体案作成を進めた。作成した原案を特例適用専攻科の審査を担当する専門委員会・部会（令和4年7月、11月、令和5年1月開催）に諮るとともに、8月に関連専門委員会・部会主査と特例適用専攻科向けの説明会をそれぞれ開催し、改正内容の周知と意見の聴取を行った。また、改正に伴う経過措置、及び学士の学位の授与に係る特例に関する規則（1項学士特例規則）の改正案についても具体的検討を進めた。

【学位に付記する専攻分野の名称に関する調査】

学位審査課と協働して、国公立大学が授与した学位に付記する専攻分野の名称に関して調査、分析、公表を行った。この過程で、令和2年度に全国の大学で授与された学位の付記名称の種類を再精査し、専門職学位を含み学士746種類、修士737種類、博士496種類であったことを確認し、集計結果をウェブサイト上で公表した。同時に公表について機構ツイッターを通じて告知した。また、令和3年度版の調査結果の整理と分析を続行してウェブサイト上での公表の準備を完了し、さらに令和4年度の調査票を学位審査課及び総務課と協働して発出した。

【機構の学位取得者と退任専門委員への直後調査による学位授与事業の検証】

令和3年度10月期及び令和4年度4月期の単位積み上げ型による学士の学位取得者に対して、通例（従来の審査方式）と特例（新たな審査方式）の双方について学位取得直後のアンケート調査を研究開発部と学位審査課が協働して実施し、その結果を分析した。通例申請による合格者（令和3年度10月期529人、令和4年度4月期275人）への学位取得直後アンケートの結果（令和3年度10月期回答者数372人、回答率70.3%、令和4年度4月期回答者数210人、回答率76.4%）を分析して学位授与事業の改善に反映させるべき事項を抽出した。また、特例申請による合格者（令和3年度10月期1,740人、令和4年度4月期6人）への学位取得直後アンケートの結果（令和3年度10月期回答者数895人、回答率51.4%、令和4年度4月期回答者数5人、回答率83.3%）の分析を行い、学位取得者は新たな審査方式についておおむね満足しているとの結果を得た。

これらの検討とともに、学位審査会専門委員会の令和3年度退任専門委員への自由記述によるアンケート（対象者数29人）を実施し、回答（18票）の内容を整理し、結果を研究開発部と学位審査課で検討した。

「令和4年度学位審査会専門委員協議会」を学位審査課との協働の下にオンラインで開催し、新任の専門委員（出席者数38人）に対して学位授与制度の理念・意義と概要、審査手順・方法等について、これまで研究開発部に蓄積された学位授与事業に関する業務実績と調査データに基づいて資料を作成し説明した。

【機構の単位積み上げ型学士学位取得者に対するアンケート調査による学位授与事業の検

証と課題抽出】

30年にわたる学位授与事業の検証と課題抽出という趣旨のもと、単位積み上げ型の学士の学位授与制度により学士の学位を授与された約6万人に対して、その動機、効果、課題を明らかにするためのアンケート調査を実施した。回答依頼への受諾を最大とするために、過去に実施された「学士学位を取得された方への1年後・5年後調査」の結果、連絡先変更の届出状況、及び学位授与申請時の区分等属性による分類を行い、依頼対象を2万5千人まで絞り込むとともに、質問紙の作成を並行して進め、委託業務を行わせる業者を選定した。また、インタビュー調査の準備を進め、調査結果の解析方法の検討、インタビュー対象者に関する予備調査と絞り込みの準備を行った。以上の準備に基づき、アンケート調査（令和4年11月～令和5年2月、回答数2,757票、回答率11.0%）とインタビュー調査を実施するとともにアンケート調査結果の整理を行った。

【学位審査業務のデジタル化に向けたAI支援プロトタイプアプリの開発研究】

学位授与事業における情報処理作業のシステム化のための要素技術として、教員業績情報等の視認性の向上及びシラバスから科目判定を支援するアプリケーションの開発を継続した。令和3年度に開発した「教員調書データに対する業績の類似性判定を行うプロトタイプアプリ」をもとに、特例適用専攻科が提出した「学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書（個表）」の内容と研究業績との類似性を判定するシステムの試作を行った。科目判定を支援するアプリケーションとしては、令和4年度に「科目分類支援システム」を試作し、学習に必要となる過去の判定結果の入力を進めるとともに、判定の際に必要なデータ整備の作業負担を軽減するための各種ツールの開発を行った。

【機構の学位授与事業におけるアカデミック・インテグリティ向上のための調査研究】

学位授与事業における専門委員の学位審査業務の改善に結び付ける技術の開発を目的として、学修成果（レポート）の「倫理的配慮」に関する適切性の判定結果を、小論文試験問題作成時の参考情報として利用する手法の開発と試行を継続した。他のレポート等との類似性に関する検討においては、iThenticateを利用した類似性指数評価を行い、令和3年度に見出した「寡乗則」の特徴に沿って解析を行うとともに、確定した合否判定に基づいて、専門分野毎の特徴の抽出などの解析を行った。個人情報に関する倫理的配慮の適切性検出に向けた取組では、学修成果に対する文書解析の前段階として、専門委員による適切性判定結果を基に、個別の学修成果に対するサンプリング解析を進めた。さらに、このサンプリング解析の結果に基づいて、検出方法の設計とアプリ開発・最適化について検討を開始した。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。

機構が刊行する査読付きの学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度発刊）について、大学改革支援・学位授与機構への改組後、当誌で扱う研究成果の対象を従来からの大学評価、学位に加えてマネジメントを軸にした大学改革に関する研究に広げたことを明確に示すため、誌名を令和4年度に『大学改革・学位研究』に変更した。雑誌の継続性を重視して号数は引き継ぎ、第24号を令和5年3月に刊行した。本号には招待論文3編、研究ノート・資料2編を収録した。

I-5 調査研究

『大学改革・学位研究』は、オンライン雑誌としてウェブサイト「大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ」及び科学技術振興機構の「J-STAGE」上で刊行し、また冊子体を関係高等教育機関等に配付して、研究成果の提供・公表を行った。

各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用して公表したほか、機構ウェブサイト等による研究成果の公表を行った。

○ 学術誌「大学改革・学位研究」

<https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/gakujutsushi.html>

【機構の事業への成果の活用】

○事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）

外国での学習履歴を持つ学習者に対する機構の学位授与制度への申請資格調査

中国 6 件

モンゴル 4 件

カナダ 1 件

単位積み上げ型による学士の学位取得者（通例）に対する学位取得直後アンケート調査

令和 3 年度 10 月期学位取得者

令和 4 年度 4 月期学位取得者

単位積み上げ型による学士の学位取得者（特例）に対する学位取得直後アンケート調査

令和 3 年度 10 月期学位取得者

令和 4 年度 4 月期学位取得者

学位審査会専門委員令和 3 年度退任委員に対する学位授与事業に関するアンケート調査

学位に付記する専攻分野の名称（令和 2 年度分）

<https://www.niad.ac.jp/publication/gakui/meishou.html>

○事業関連説明会等における情報提供

令和 4 年度学位審査会専門委員協議会，2022 年 4 月 14 日，オンライン開催。

吉川裕美子「学位授与制度の概要」

森 利枝 「単位積み上げ型の学位授与と審査」

山口 周 「専攻科の認定及び特例適用認定と修了者への学位授与」

宮崎和光 「省庁大学校の課程認定と学位授与」

大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざす方へのオンライン説明会，2022 年 6 月 18 日，大学改革支援・学位授与機構，放送大学共催，オンライン開催。

放送大学鹿児島学習センター公開講演会・学士取得説明会，2023 年 1 月 29 日，オンライン開催。

放送大学佐賀学習センター公開講演会・学士取得説明会，2023 年 2 月 25 日，オンライン開催。

放送大学岐阜学習センター公開講演会・学士取得説明会，2023 年 2 月 25 日，オンライン開催。

（いずれも「単位積み上げ型による学士の学位授与申請（通例）」説明動画提供）

○事業協働研究会・研修会等

令和 4 年度 NIC-Japan セミナーシリーズ「外国の教育制度・高等教育資格」

台湾の教育制度・高等教育資格，令和 4 年 8 月 8 日，オンライン開催。

中国の教育制度・高等教育資格，令和 4 年 12 月 19 日，オンライン開催。

李敏「中国の教育制度・高等教育資格」

タイの教育制度・高等教育資格，令和 5 年 1 月 30 日，オンライン開催。

令和 4 年度大学改革支援・学位授与機構大学質保証フォーラム「大学内外の学びの接続を考え

- るー多様な学習が生きる社会へ」, 令和4年9月28日, オンライン開催.
 大学改革支援・学位授与機構研究開発部研究会
 李敏「キャッチアップ型教育政策の終焉? 中国の最近の動向の分析から」, 令和4年6月14日, オンライン開催.
 大学改革支援・学位授与機構研究開発部研究会
 齋藤崇徳, 吉川裕美子, 李敏, 濱中義隆「機構の単位積み上げ型学士学位取得者に対するアンケート調査による学位授与事業の検証と課題抽出」, 令和5年2月7日, オンライン開催.
 宮崎和光「学位審査業務のデジタル化に向けたAI支援プロトタイプアプリの開発研究」, 同上.
 山口周「単位積み上げ型の学士の学位授与における学修成果の定量的評価に関する調査研究」, 同上.

【社会への成果の提供】

○研究会・研修会等

- 「全国資格枠組み (NQF) に関する意見交換」, 野田文香「日本の資格枠組みの構築可能性と課題について」, 文部科学省, 2022年7月8日.
 「マイクロクレデンシャルに関する意見交換」, 森利枝, 野田文香「国内外のマイクロクレデンシャルの状況について」文部科学省, 2022年12月21日, オンライン開催.

○一般向け手引書・講演等

- 森利枝 (2022)「高等教育資格の国際的承認の支援の動きー東京規約から世界規約へー」, 地域科学研究会高等教育情報センターセミナー「学修歴証明のデジタル化と国際人材交流の推進」, 2022年11月29日, オンライン開催.
 MORI Rie (2022) “Tidying up: Micro-Credentials and Qualification Frameworks from a Novice Perspective”, The 2nd Plenary of the Asia-Pacific Network of National Information Centres, December 2, 2022, online.
 野田文香 (2023)「日本における資格枠組み (NQF) 構築可能性をどう考えるか」, 文部科学省専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議 (第28回), 文部科学省, 2023年3月30日.

【調査研究の成果の公表】

○学術論文等

- 李敏 (2022)「中国の大学におけるエンゲージド・ラーニングー『第二課堂』を中心にー」, 『信州大学総合人間科学研究』, 16, pp. 218-226.
 NODA Ayaka (2023) “Exploring the possibilities and challenges in developing the Japanese qualifications framework”, *Higher Education Evaluation and Development*, Vol. ahead-of-print No. ahead-of-print. <https://doi.org/10.1108/HEED-05-2022-0019>
 山口周 (2022)「我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員会 (研究力委員会) の活動」, 『IDE現代の高等教育』, 640号, pp. 23-28.
 齋藤崇徳 (2023)「大学の『リーダー主義』論と日本における考察ー戦後日本の『学長のリーダーシップ』に関する政策文書の分析ー」, 『大学改革・学位研究』, 24, pp.65-80.

○学会発表等

- 李敏 (2022)「中国の大学院教育の大衆化ー量と質の両立は可能だろうかー」, 高等教育学会第25回大会, 関西学院大学, 2022年5月28日, オンライン開催.
 李敏 (2022)「日本の大学に勤める人文社会系 外国人教員に関する研究ー国立大学を中心と

I - 5 調査研究

してー」, 比較教育学会第58回大会, 東北大学, 2022年6月25日, オンライン開催.

MORI, Rie (2022) “Introducing NIC-Japan: What it does and what is expected”, Summer Institute on International Education, Japan 2022, August 27, 2022, Kansai University.

李敏 (2022) 「中国人留学生が日本で高等教育を学習・研究するにはどうすればよいか」, 広島大学高等教育研究開発センター公開研究会, 2022年8月28日.

Taiji HOTTA (2022) “UNESCO’s Tokyo Convention and the Future Task for the Quality Assurance of Educational Curriculum in Higher Education in the Post-Pandemic Era”, APCCSID 2022/Curriculum Studies in the Post-Pandemic Era Transforming Education for Sustainable Development, Panel Discussion: Lessons learned from Higher Education, October 30, 2022, Hiroshima University.

HOTTA Taiji and UMEMURA Hisako (2022) “Update on Japan’s Educational System and Higher Education Qualifications”, UKENIC22 Annual Digital Conference, November 14-15, 2022, UK ENIC, (online).

LI Min (2022) “Who and why did they choose China as a higher education study-abroad destination?”, Online International Symposium: Why International Students Move Internationally and What Does the Increase in International Student Mobility Mean for Higher Education in Europe and Asia, December 20, 2022, Hiroshima University.

Miyazaki, K., Yamaguchi, S., Mori, R., Yoshikawa, Y., Saito, T., and Suzuki, T. (2022) Proposal and evaluation of a course classification support system emphasizing communication with the sub-committees within the Committee of Validation and Examination for Degrees, Preliminary Soft-Proceedings 4th EAI International Conference on Artificial Intelligence for Communications and Networks, pp.122-129, 2022年12月1日, オンライン開催.

I－6 大学・高専成長分野転換支援

＜年度計画＞

（１）基金の設置

国から交付される補助金をもって、助成業務に要する費用に充てるための基金を設け、あわせて、適切な運用を行うための体制を整備する。

（２）助成金の交付準備

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条の2に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針（令和5年2月28日文部科学大臣決定）に即して助成業務の実施に必要な関係規則等を制定する。

（１）基金の設置

国から交付される補助金をもって、助成業務に要する費用に充てるための基金を設け、あわせて、適切な運用を行うための体制を整備する。

自己評価 B

助成業務を迅速に推進するため助成業務実施準備室を設置し、国から交付された補助金をもって、助成業務に要する費用に充てるため、大学・高専成長分野転換支援基金を造成した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

助成業務を迅速に推進するため、令和4年12月13日付けで助成業務実施準備室を設置した。

中期目標、中期計画の変更を受けて、国から交付された補助金により、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、機動的かつ継続的な支援を行うため、基金を令和5年3月9日付けで造成した。

(2) 助成金の交付準備

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条の2に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針（令和5年2月28日文部科学大臣決定）に即して助成業務の実施に必要な関係規則等を制定する。

自己評価 B

助成金の交付準備のため、基金に関する設置規則を制定するほか、関係規則の整備を行った。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

大学・高専成長分野転換支援基金の設置及び運用のため、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金設置規則」（令和5年3月7日制定、令和5年3月9日施行）を制定するほか、組織運営規則、会計規則等の関係規則の整備を行った。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

<年度計画>

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和３年度予算に比較して３％以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和３年度予算に比較して１％以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、効果的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）については、令和３年度予算に比較して３％以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）については、令和３年度予算に比較して１％以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、効果的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

自己評価 B

令和４年度実績は令和３年度実績と比較して、効率化になじまない特殊要因を除き、業務効率化等により、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）については△４,４５５千円（△３.８％）の減、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く）については、△１８,５４７千円（△６.６％）の減となっている。

また、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保、配分及び収益化単位ごとに四半期ごとのモニタリングを実施した。

デジタル庁からのPMOに関する情報を随時確認している。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

○ 令和３年度と令和４年度の予算・実績比較（自己収入を除く）

（単位：千円）

		令和３年度	令和４年度	
			金額	削減割合
予算	一般管理費物件費	142,119	137,855	△3.0%
	その他事業費物件費 ※1	561,054	555,443	△1.0%
実績	一般管理費物件費 ※2	118,513	114,059	△3.8%
	その他事業費物件費 ※2	280,981	262,434	△6.6%

※1 特殊経費及び新規拡充分を除く

※2 特殊経費、新規拡充分及び効率化になじまない特殊要因を除いた額

PMO設置に向けた取組

PMOの設置に向け、他機関のPMOの設置状況や、PMOに関する市場の調査を実施するなど検討を行った。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

DX推進ワーキンググループ

6月には情報化委員会の下にDX推進ワーキンググループを新たに設置し、機構内で実施したアンケート及びヒアリングを通して情報システムの現状把握を行うとともに、DX推進活動の一環としてMicrosoft365利用ノウハウ共有サイト構築や、システムロードマップ作成に着手し、Microsoft365利用ノウハウ共有のための教職員向けのSharePointサイト「IT質問箱」を2月に公開した。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

自己評価 B

年度計画のとおり、調達等合理化計画を策定し、計画に基づく取組を着実に実施した。

契約監視委員会において、調達等合理化計画に基づく取組が実施されていること、また、個々の契約案件について、手続きが適正であることを確認した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を以下のとおり着実に実施するとともに、令和4年度の計画や令和3年度の自己評価結果を機構ウェブサイト公表した。契約状況等は表「令和4年度契約状況及び一者応札・応募状況の前年度比較」のとおりである。

○競争性を確保するための取組

- ・調達事務の合理化を図るため複数年契約への移行を検討し適否を精査した。
- ・規定（10日以上）より公告期間を長く設け（概ね20日以上）、また、業務準備期間を考慮した上で、契約期間を早期に設定するなど、新規参入者の参入を促すよう努めた。
- ・令和4年度より、ウェブサイトにおいて年度ごとの入札予定の公表を行い、業者が入札参加予定の見通しを立てることができるよう配慮した。
- ・入札を見送った業者に対する聴き取り調査を実施し、その結果を踏まえた上で、入札参加条件や仕様書等の見直しや改善を図った。
- ・参加資格については、過度の制約とならないよう必要最小限の設定とし、競争性の確保に努めた。
- ・基準額未満の案件でも技術的要素にかんがみて総合評価落札方式を実施した。

○調達に関するガバナンスの徹底に関する取組

- ・発注・契約権限と検収の取扱いの適正化・随意契約に関する法人内部チェックとして監査室の点検を受けた。
- ・令和4年6月27日に、各課室の調達担当者等を対象に契約手続業務の知識の向上並びに情報共有を目的とした研修会を開催し、全課室より40人の参加があった。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 令和４年度契約状況及び一者応札・応募状況の前年度比較

		令和３年度		令和４年度		比較増△減	
		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
契約 状況	競争性のある契約	44	520,495	37	821,879	△7	301,384
	競争入札等	42	498,275	35	796,909	△7	298,634
	企画競争、公募	2	22,220	2	24,970	0	2,750
	競争性のない随意契約	5	12,001	4	12,778	△1	777
	合計	49	532,497	41	834,656	△8	302,159
一者 応札 ・ 応募 状況	２者以上	19	170,188	19	563,812	0	393,624
	１者以下	25	350,308	18	258,066	△7	△92,242
	合計	44	520,495	37	821,879	△7	301,384

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

契約監視委員会

契約監視委員会を２回開催し、令和４年度調達等合理化計画と令和３年度調達等合理化計画に対する自己評価の点検を行った。また、令和３年１０月から令和４年９月までの契約のうち随意契約、一者応札・応募を中心１１件の点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。

また、契約監視委員会の審議概要をウェブサイトで公表した。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

自己評価 B

役職員の給与規則を国に準じて改正し、給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっており、文部科学大臣から給与水準は適正であると評価を受けている。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

令和3年の人事院勧告（令和3年8月10日）を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年4月6日付けで成立したこと、また、令和4年の人事院勧告（令和4年8月8日）を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年11月11日付けで成立したことに伴い、給与規則等の一部改正をそれぞれ令和4年5月と令和4年11月に行った。

また、令和3年度の役職員の報酬・給与等の検証結果や取組状況について、令和4年6月に公表した。給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっており、文部科学大臣から給与水準は適正であると評価を受けた。

< 事務職員給与の対国家公務員指数 >

	令和3年度	令和4年度
年齢勘案	97.1	96.3
年齢・地域勘案	97.0	95.5
年齢・学歴勘案	95.4	94.5
年齢・地域・学歴勘案	96.3	94.6

**Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）
収支計画及び資金計画**

Ⅳ 短期借入金の限度額

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

Ⅵ 剰余金の使途

<年度計画>

**Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）
収支計画及び資金計画**

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78億円
- 2 短期借入金が必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

Ⅲ～Ⅵ 予算、収支計画、資金計画等

Ⅲ～Ⅵ 自己評価 B

令和4年4月～令和5年3月の小平第二住宅の入居率は62.8%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。このほか、適切な執行管理により短期借入金を必要とする事態は生じなかった。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり

実績・参考データ

Ⅲ-1 予算

○ 令和4年度収入状況

(単位：千円)

収入	予算額	決算額	差引増減額	備考
運営費交付金	1,862,274	1,862,274	0	
大学等認証評価手数料	196,966	177,672	△ 19,924	
学位授与審査手数料	127,563	127,796	233	
大学ポータル運営負担金収入	0	79,916	79,916	
大学等高専成長分野転換支援基金補助金	300,242,250	300,242,250	0	
長期借入金等	56,100,000	58,367,509	2,267,509	
長期貸付金等回収金	65,853,035	65,512,542	△ 340,493	
長期貸付金等受取利息	2,834,547	1,837,042	△ 997,505	
財産処分収入	400,000	400,000	0	
財産賃貸収入	60,054	59,105	△ 949	
財産処分収入納付金	72,022	600,769	528,747	
補助金等収入	0	15,602	15,602	
受託研究収入	0	9,022	9,022	
寄附金等収入	0	1,737	1,737	
有価証券利息	1,738	1,738	0	
その他	7,575	14,049	6,474	
計	427,758,024	429,309,024	1,551,000	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ～Ⅵ 予算、収支計画、資金計画等

○ 令和4年度支出状況

(単位：千円)

支出	予算額	決算額	差引増減額	備考
業務等経費	1,584,754	1,249,521	△ 335,233	
うち、人件費 (退職手当を除く)	931,941	909,644	△ 22,297	
うち、物件費	597,587	329,159	△ 268,428	
うち、退職手当	55,226	10,718	△ 44,508	
大学等評価経費	196,966	180,954	△ 16,012	
学位授与審査経費	127,563	127,796	233	
大学ポータル運営負担金支出	0	79,916	79,916	
補助金支出	0	15,602	15,602	
受託研究支出	0	3,874	3,874	
寄附金支出	0	500	500	
一般管理費	292,661	636,970	344,309	
うち、人件費 (退職手当を除く)	154,806	332,434	177,628	
うち、物件費	137,855	300,714	162,859	
うち、退職手当	0	3,822	3,822	
施設費貸付事業費	55,604,053	57,871,562	2,267,509	
施設費交付事業費	2,109,700	2,009,700	△ 100,000	
長期借入金等償還	65,781,001	65,442,787	△ 338,214	
長期借入金等支払利息	2,718,405	1,753,198	△ 965,207	
公租公課等	18,626	19,617	991	
債券発行諸費	13,860	13,970	110	
債券利息	36,897	13,418	△ 23,479	
計	128,484,486	129,419,385	934,899	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ～Ⅵ 予算、収支計画、資金計画等

Ⅲ-2 収支計画

○ 令和4年度収支計画

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
費用の部	7,251,194	6,192,835	△ 1,058,359
経常費用	7,251,194	6,192,835	△ 1,058,359
業務等経費	1,525,947	1,249,521	△ 276,426
大学等評価経費	196,668	180,954	△ 15,714
学位授与審査経費	127,563	127,796	233
大学ポータル運営負担金経費	0	79,916	79,916
施設費交付事業費	2,109,700	2,009,700	△ 100,000
支払利息	2,783,621	1,771,546	△ 1,012,075
処分用資産売却原価	103,301	101,648	△ 1,653
その他の業務経費	18,626	19,617	991
一般管理費	270,691	469,400	198,709
減価償却費	101,216	145,272	44,056
財務費用	13,860	13,973	113
収益の部	5,617,630	5,151,528	△ 466,102
経常収益	5,617,630	5,151,528	△ 466,102
運営費交付金収益	1,630,000	1,561,950	△ 68,050
大学等認証評価手数料	196,966	177,672	△ 19,294
学位授与審査手数料	127,563	127,796	233
大学ポータル運営負担金収益	0	79,916	79,916
補助金等収益	7,566	30,700	23,134
処分用資産賃貸収入	60,054	59,105	△ 949
処分用資産売却収入	400,000	400,000	0
施設費交付金収益	72,022	600,769	528,747
受取利息	2,863,948	1,840,816	△ 1,023,132
財務収益	228	2,521	2,293
賞与引当金見返に係る収益	104,939	85,739	△ 19,200
退職給付引当金見返に係る収益	53,417	32,802	△ 20,615
資産見返物品受贈額戻入	52	52	0
資産見返寄附金戻入	416	744	328
資産見返運営費交付金戻入	92,884	136,237	43,353
雑収入	7,575	5,511	△ 2,064
臨時損失	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
臨時利益	0	0	0
資産見返負債戻入	0	0	0
純損失	1,633,564	1,041,308	△ 592,256
前中期目標期間繰越積立金取崩額	707	622	△ 85
大学改革支援・学位授与機構法第18条 積立金取崩額	1,632,857	1,013,536	△ 619,321
総利益	0	△ 27,150	△ 27,150

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ-3 資金計画

○ 令和4年度資金計画

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
資金支出	440,488,403	245,627,441	△194,860,962
業務活動による支出	62,599,756	63,858,454	1,258,698
投資活動による支出	79,508	116,519,043	116,439,535
財務活動による支出	65,788,158	65,449,944	△ 338,214
次年度への繰越金	312,020,981	199,594,862	△112,426,119
資金収入	440,488,403	435,341,536	△ 5,146,867
業務活動による収入	371,658,024	370,947,998	△ 710,026
運営費交付金による収入	1,862,274	1,862,274	0
国庫補助金収入	300,242,250	300,260,123	17,873
承継債務負担金債権の回収による収入	16,901,086	16,901,086	0
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	541,205	541,205	0
施設費貸付金の回収による収入	48,951,949	48,611,456	△ 340,493
施設費貸付金に係る利息の受取額	2,293,342	1,295,837	△ 997,505
処分用資産の売却による収入	400,000	400,000	0
処分用資産の貸付による収入	60,054	59,105	△ 949
施設費交付金の納付による収入	72,022	600,769	528,747
利息及び配当金の受取額	1,738	1,785	47
その他の収入	332,104	87,029	△ 245,075
投資活動による収入	6,040,000	6,240,000	200,000
財務活動による収入	56,086,140	58,353,539	2,267,399
前年度からの繰越金	6,704,240	9,880,766	3,176,526

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

実績・参考データ

短期借入金を必要とする事態は発生しなかった。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

実績・参考データ

令和4年4月～令和5年3月の小平第二住宅の入居率は62.8%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。

また、令和2年度より小平第二住宅環境整備事業（令和2年度～令和5年度）を開始し、令和4年度においても引き続き老朽箇所の改善を実施した。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

実績・参考データ

令和3年度決算において発生した利益を積立金として整理した。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

＜年度計画＞

1 内部統制

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。

(2) 内部統制の機能状況の検証

- ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 令和3年度の業務の実績の自己点検・評価を行う。
また、令和4年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う。
また、緊急時において業務継続性を確保するため、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の強や、業務のデジタル化の推進を行う。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、外部のセキュリティ機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

- ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。
- ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

Ⅶ 内部統制、情報、人事

Ⅶ 自己評価 B

法人としての管理・運営の方針、重要事項は各種会議を通じて役職員に共有され、各種監査、自己点検・評価、リスク管理等により内部統制が十分に機能しており、セキュリティ対策も適切に推進した。また、新規事業等による業務の増加に対応するため、組織改編を行うとともに必要な職員を確保し適正に配置した。大きく増減する業務量に対応し、確実に事業を実行するため、適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

1 内部統制

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。

(2) 内部統制の機能状況の検証

- ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 令和3年度の業務の実績の自己点検・評価を行う。
また、令和4年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う。
また、緊急時において業務継続性を確保するため、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の強や、業務のデジタル化の推進を行う。
- ④ 多様性の拡張を推進するため、職員の多様な働き方に係る環境整備や機構の業務への社会の多様な意見の反映を図る。

実績・参考データ

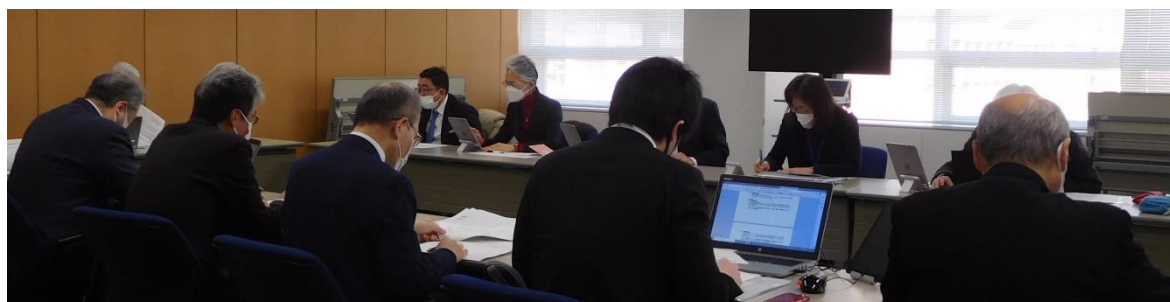
(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議を月1回開催した。それにより機構の管理・運営や業務等を法令及び機構の規則等に則って実施しているか、法令等に違反する行為がないか等を確認するとともに、情報の把握や機構のミッション等の役職員への周知徹底を行った。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面審議やウェブ会議システム等を併用して開催した。

陪席者を限定して開催することで幹部職員同士の活発な意見交換を行う等、運営方法を一部変更することにより議論の充実に努めた。

また、機構の管理・運営及び業務等に対する企画立案機能の強化等を図ることを目的として設置している企画室（理事を室長とし、理事、部課長等により構成）において、企画調整会議の議題や、機構全体に係る当面の課題等の情報共有及び意見交換等を月1回行った。

○ 企画調整会議の様子



機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、評議員会を組織した。

評議員会では業務運営に関する重要事項の審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和4年6月29日に開催した第49回、令和5年2月15日に開催した第51回はウェブ会議システム等によりオンライン、令和4年11月に開催した第50回、令和5年3月に開催した第52回は書面審議による開催とした。

○ 令和4年度の評議員会の開催実績

	開催日	主な審議事項
第49回	令和4年6月29日 (※オンライン開催)	・令和3年度業務実績報告書等について ・令和3年度財務諸表等について ・中期計画の変更について
第50回	令和4年11月17日 ～11月25日 (※書面審議)	・名誉教授の称号の授与について ・人事院勧告等に伴う機構役職員の給与規則等の改正方針について
第51回	令和5年2月15日 (※オンライン開催)	・助成業務について ・中期計画、令和4事業年度計画及び予算の変更について ・業務方法書の変更について ・「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の共通経費の配賦基準」の制定について ・会計規則の改正について
第52回	令和5年3月17日 ～3月24日 (※書面審議)	・令和5事業年度計画（案）について ・第4期中期目標期間における各事業の実績及び第5期中期目標期間に向けた方向性（案）について ・令和5年度機構内予算（案）について

また、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織した。

運営委員会では、事業の運営実施に関する事項の審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和4年9月27日に開催した第64回、令和5年3月15日に開催した第65回はウェブ会議システム等によるオンライン開催とした。

Ⅶ 内部統制、情報、人事

○ 令和4年度の運営委員会の開催実績

	開催日	主な審議事項
第64回	令和4年9月27日 (※オンライン開催)	・名誉教授の称号の授与について ・客員教員の選考について
第65回	令和5年3月15日 (※オンライン開催)	・教員の選考等について ・各種委員会委員等の選考について ・令和5年度調査研究計画(案)について

(2) -① 監査

ア. 監事監査

年度当初に監査計画を作成し、監査室や会計監査人と連携しながら業務監査及び会計監査を行った。

業務監査としては、法令遵守状況、中期計画・年度計画の進捗状況、予算等の執行状況、内部統制等を監査した。監査方法は、機構長へ直接ヒアリングを行うとともに、評議員会、企画調整会議、自己点検・評価委員会等へ出席し、運営における重要事項や業務の進捗状況等について確認した。また、必要に応じて役職員に説明を求めた。

会計監査としては、財務諸表等の検証、契約状況等の監査を実施した。特に、契約状況の監査は、契約監視委員会に出席し、関係書類の点検を行うとともに、必要に応じて職員に説明を求めた。

重点監査としては、国立大学教育研究評価の監査を行った。

イ. 内部監査

年度当初に監査計画を作成し、監査室長及び専属の常勤職員3人からなる監査室が、日常監査、定期監査の他、情報セキュリティ監査を行った。

日常監査では、すべての会計伝票、契約書等を都度確認した。

定期監査では、3日間に渡り、施設費貸付・交付業務、会計処理状況、科学研究費補助金、法人文書、保有個人情報等について監査を行った。

情報セキュリティ監査では、情報セキュリティ対策の状況等について監査を行った。

監査の結果、法令等に違反する重大な事実は認められなかった。

ウ. 会計監査人監査

財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)の監査を受けている。

エ. 監事、監査室、会計監査人の連携

監事、監査室、会計監査人で構成する監査協議会を3回開催し、各々の監査計画、監査方法、監査結果、課題等について意見交換を行い、緊密に連携しながら、監査の充実を図った。

(2) -② 自己点検・評価

ア. 令和3年度の業務に対する自己点検・評価

令和4年5月26日に監事を構成員に含む自己点検・評価委員会(第1回)を開催し、

令和3事業年度における業務の実績について最終的な自己点検・評価を実施した。この内容を「業務実績報告書（案）」としてとりまとめ、令和4年6月開催の企画調整会議、評議員会での審議を経て、令和4年6月30日付けで『令和3事業年度業務実績報告書』として文部科学大臣に提出するとともに、ウェブサイトで公表した。

なお、令和4年8月に通知された、文部科学大臣による「令和3年度における業務の実績に関する評価」においては、評価は「B」*であったが、「国立大学法人等の施設整備支援」の項目では評価「A」（中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる）となっている。

※「B」評価

年 度 評 価：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

イ. 令和4年度業務に対する自己点検・評価

令和4年度の業務等に関して、業務開始から半年経過した令和4年11月22日及び年度終了前の令和5年2月28日に自己点検・評価委員会を開催し、それぞれ9月末時点、1月末時点におけるすべての業務・事業に対する自己点検・評価を実施した。また、2月開催の同委員会では、令和3年度の業務の進捗状況等を踏まえ、令和4事業年度計画の原案及び時期中期目標・中期計画に向けての方向性(案)を検討した。さらに、1月に同委員会を審議を経て開催し、新規事業の開始に伴う第4期中期計画及び令和4事業年度計画の変更案について審議した。変更案は令和5年2月開催の企画調整会議及び評議員会を経て確定し、中期計画については令和5年2月28日付で文部科学大臣に申請、令和5年3月6日付で認可を受け、令和4事業年度計画については令和5年3月6日付で文部科学大臣に届け出た。

令和5事業年度計画案については、令和5年3月開催の企画調整会議及び評議員会の議を経て確定し、令和5年3月28日付で文部科学大臣に届け出た。

(2)－③ リスクの把握と対応

ア. 内部統制委員会

機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の共有のため、機構長を委員長とする内部統制委員会を組織し、令和4年7月20日に内部統制委員会（令和4年度第1回）を開催し、令和4年度当初時点の各業務におけるリスクについて、監事を含む役職員間で確認した。

令和4年度の内部統制の機能状況のモニタリングとして、リスクへの対応状況の調査を行った。調査結果については、令和5年3月7日開催の内部統制委員会（令和4年度第2回）において報告され、監事を含む役職員で共有がなされた。その結果、項目ごとに設定されたチェック項目に対しそれぞれ必要な対応がなされていることが確認された。

イ. 新型コロナウイルスに関連した感染症拡大防止のための対応

新型コロナウイルスに関連した感染症について、感染拡大を防止し、機構の役職員の

Ⅶ 内部統制、情報、人事

健康及び生命を守るとともに、事業の継続を可能とするため、令和2年2月4日付けで機構長が発出していた「新型コロナウイルスに関連した感染症に関する対応について」（以下「対応について」という。）を、政府の方針等に応じて令和4年10月1日付けの第11版まで更新し、随時全役職員に周知を行った。

「対応について」（第11版）では、感染予防のために各職員がとるべき対応、感染の恐れがある場合や感染した場合の対応と取扱い、時差出勤や在宅勤務の取扱い、海外渡航や外国人の受入、会議・シンポジウム等の開催などについて、機構としての統一方針を示した。

この「対応について」に基づき、各種会議において審議を書面によるものとしたり、オンライン開催としたりするなど、代替措置の実施や関係各機関との連携等を図った。さらに、通勤による感染者等との接触など、人との交わりを低減するとともに、職場内における感染拡大防止の観点から、在宅勤務の実施や、公共交通機関を利用する職員の希望に応じた時差出勤の実施など、当該リスクに対処しつつ、事業推進のため可能な対応を行った。

ウ. 業務継続性の確保のための措置

緊急時において業務継続性を確保するため、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の強化や、業務のデジタル化の推進に向けて、以下の取組を行った。

- ① 基幹業務システムについて、令和3年度よりクラウド移行を実施し、令和4年9月より本稼働を開始した。
- ② 電子決裁・文書管理システムについて、令和4年7月からの試行運用を経て、令和5年1月より本稼働を開始した。
- ③ 勤怠管理システムについて、令和4年4月より本稼働を開始した。

（２）－④ 多様性の拡張

職員の多様な働き方を推進する取り組みとして、在宅勤務及び早出遅出勤務制度について、令和4年10月1日より柔軟化（要件の緩和）に向けた試行を開始した。うち、早出遅出勤務制度は、令和5年1月より本格実施に移行した。

また、社会の多様な意見を機構の運営や各事業にも反映できるよう、各種委員会等における女性委員の占める割合の目標を設定するなど、多様性の確保に努めた。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、外部のセキュリティ機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

実績・参考データ

情報セキュリティ対策

情報セキュリティ委員会において、以下のPDCAサイクルに基づき、セキュリティ対策を行うことが承認され、以下の取組を行った。

- ① Plan（セキュリティ対応計画）
 - ・情報資産の洗い出しとリスク分析を行い、セキュリティ対応計画を立案した（令和4年7月）。
- ② Do（情報セキュリティ対策実施）
 - ・セキュリティ対応計画をもとに情報セキュリティへの意識向上を目的とした研修を実施した（令和5年1月）。
 - ・各種実施手順書の改訂・制定を行った。
 - ・外部サービス利用可否の判断基準及びセキュリティ要件に係る手順（令和4年9月）
 - ・情報システム等の委託先選定及び管理の手順（令和4年9月）
 - ・PC及びサーバにおいて利用を認めるソフトウェアの一覧及びそれ以外のソフトウェアは原則禁止する手順書（令和4年9月）
 - ・機密性3情報、要保全情報又は要安定情報が記録されたUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体を要管理対策区域外に持ち出す際の許可手続き（令和4年11月）
 - ・情報資産取扱い手順書（令和5年3月）
 - ・セキュリティ対応計画をもとに標的型攻撃メール対応訓練を2回実施した（令和4年10月、令和5年2月）。
- ③ Check（内部監査）
 - ・各部署において情報セキュリティの自己点検を実施した（令和5年1月）。
 - ・内部監査（情報セキュリティ）を受けた（令和5年3月）。
- ④ Act（ポリシーの見直し・改訂）
 - ・内部監査の結果等を受け、情報セキュリティポリシー改訂の検討を開始した（令和5年3月）。

Ⅶ 内部統制、情報、人事

3 人事に関する計画

- ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。
- ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

実績・参考データ

①-1 柔軟な組織体制の構築

学位審査課が所管する委員会等の大幅改編に係る諸手続の増加や、機関別認証評価の申請校数の減少等に伴う業務量の増減に対応するため人員配置の変更を行った。

また、業務の継続性等を勘案し、4月に令和3年度の国立大学法人等職員採用試験合格者から2人、独自採用試験合格者から6人、事務職員を新規採用した。

教員人事については、大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に係る業務並びに質保証に係る国内外の連携に関する調査研究、高等教育、高等教育機関に係る情報の収集、整理、分析及び提供等の業務及び当該業務に関わる調査研究、学位授与事業及び学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究等に携わるため、令和4年4月に教授2人、特任教授1人を採用した。

①-2 人事交流による幅広い人材の確保

組織の活性化と機構の業務に即応できる人材の確保のため、国立大学法人等の協力により、幅広く人材を確保し、確実に業務を実施できるよう適正に職員を配置した。

令和4年度末 常勤事務職員数 155人（9人減）
うち課長補佐以下の人事交流者数 36人（22人減）29法人

①-3 職員数の適正化

令和4年度の業務量の増減等を踏まえて、適切な人員配置を以下のとおり行った。

< 令和4年度 部課別職員数 >

部課等名	職 員 数		増 減	備 考
	R3年度末	R4年度末		
審議役・調査役	2(0)	1(0)	-1(0)	3/30 付け退職による減
監査室	3(0)	3(0)	0(0)	
企画室	2(1)	2(1)	0(0)	
管理部	51(11)	58(6)	7(-5)	
	総務課	22(2)	25(1)	3(-1)
	会計課	10(2)	11(3)	1(1)
	学位審査課	18(7)	21(2)	3(-5)

Ⅶ 内部統制、情報、人事

評価事業部		91 (41)	74 (25)	-17 (-16)	機関別認証評価業務の減による職員の減
	評価企画課	13 (3)	13 (2)	-1 (1)	
	評価企画課 国立大学評価室	15 (11)	16 (11)	1 (0)	
	評価支援課	41 (24)	24 (10)	-17 (-14)	
	国際課	21 (3)	20 (2)	-1 (-1)	
大学連携・支援部		15 (5)	17 (6)	2 (1)	参事役を含む。
	大学運営連携課	6 (1)	8 (3)	2 (2)	
	国立大学施設 支援課	7 (4)	7 (3)	0 (-1)	
研究開発部		18 (0)	20 (0)	2 (0)	
合 計		182 (58)	175 (38)	-7 (-20)	

※ () 内の数字は、課長補佐以下の人事交流者数で内数。

※ 備考に記載のない職員数の増減は、産休、病休の代替、退職等により一時的に生じたもの。

※ 令和4年度末の組織図を基準に比較したもの。

② 実践的研修の実施、専門的研修事業の活用

機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修に事務系職員を積極的に参加させ、業務遂行に必要となる職員の資質及び能力の向上を図った。

㊦ 実践的研修等（機構実施）

- ・ パソコン研修（デジタル庁主催情報システム統一研修を利用）を、全職員を対象にeラーニング形式にて四半期毎に実施。延べ50人参加。
- ・ ハラスメント研修を、全職員を対象にeラーニング形式にて令和4年6月から8月にかけて実施。137人受講。
- ・ 令和4年度のハラスメント相談員、研究開発部常勤教員及び係長・専門職員以上の事務系職員を対象に、ハラスメント相談員研修を、eラーニング形式にて令和4年6月から8月にかけて実施。36人受講。
- ・ メンタルヘルス研修（セルフケア）を、全職員を対象にeラーニング形式にて令和4年11月から12月にかけて実施。ストレスチェック対策コースを延べ274人、セルフケアコースを延べ665人受講。
- ・ メンタルヘルス研修（ラインケア）を、研究開発部常勤教員及び係長・専門職員以上の事務系職員を対象に、eラーニング形式にて令和4年11月から12月にかけて実施。ラインケアコースを延べ700人受講。
- ・ 英語研修を、主に採用後3年以下のプロパー職員を対象として、令和4年10月から令和5年1月にかけて実施。18人受講。
- ・ 公文書管理研修を、全職員を対象に、内閣府が各独立行政法人に配布した教材を用い、eラーニング形式にて令和4年8月から9月にかけて実施。146人受講。
- ・ 個人情報保護研修を、全職員を対象に、個人情報保護委員会が作成した教材及び機構が作成した教材を使用し、eラーニング形式にて令和4年12月から令和5年1月にかけて実施。189人受講。
- ・ 情報セキュリティ研修を、全職員を対象に、機構が作成した動画を教材としてeラーニング形式にて令和5年1月から2月にかけて実施。200人受講。

Ⅶ 内部統制、情報、人事

- ① 専門的研修等（外部機関実施）
放送大学の活用並びに情報システム、会計及び人事等に関する研修等に参加。（29 件の研修、セミナー等に延べ 80 人参加。）
- ⑦ 文部科学省関係機関職員行政実務研修（令和 4 年度は事務系職員延べ 2 人派遣。）
- ⑨ 事務系職員の研修等助成（事務系職員が自主的に行う研修及び資格取得に係る経費を一部助成。令和 4 年度は 8 月に 3 人、2 月に 4 人に助成額を支給。）

＜参 考＞

- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（令和４年度）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

平成31年3月1日

(一部変更) 令和4年7月21日

(一部変更) 令和5年2月28日

文部科学省

目 次

(序文)	1
I 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II 中期目標期間	2
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1 大学等の評価	2
(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価	2
(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価	2
2 国立大学法人等の施設整備支援	3
(1) 施設費貸付事業	3
(2) 施設費交付事業	4
3 学位授与	4
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	4
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与	5
(3) 学位授与事業の普及啓発	5
4 質保証連携	5
(1) 大学等連携・活動支援	5
(2) 国際連携・活動支援	6
5 調査研究	7
(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究	8
(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	8
6 大学・高専成長分野転換支援	9
IV 業務運営の効率化に関する事項	9
1 経費等の合理化・効率化	9
2 調達等の合理化	9
3 給与水準の適正化	10
V 財務内容の改善に関する事項	10
1 予算の適切な管理と効果的な執行等	10
2 資産の有効活用	10

VI	その他業務運営に関する重要事項.....	10
1	内部統制	10
2	情報セキュリティ対策	10
3	人事に関する計画.....	10

※Ⅲ 1 ～ 6 までの各項目を一定の事業等のまとまりとする。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成 28 年 4 月に大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合し設立された。その起源は、大学以外で学位を授与する我が国唯一の機関として平成 3 年に創設された学位授与機構である。その後、国立大学等への施設費貸付・交付、認証評価、国立大学教育研究評価、国公立大学の教育情報の公開、これらの業務に関連する調査研究なども含め、高等教育に係る社会的要請の高い課題に果敢に取り組み、文部科学省の政策目標達成に欠くことのできない法人として高等教育の発展の一翼を担い続けている。

現在、我が国では「Society 5.0」の実現に向け戦略的取組が始まりつつあり、大学に対しては産業・社会構造の変化に対応する高度な教養と専門性を備えた人材育成やイノベーション創出の牽引が求められている。このため各大学においては、その役割や特色・強みをより一層明確にし、教育研究の質を向上させる改革が急務となっている。また、少子化が進展する中で、各大学が質の高い教育研究活動を行っていくためには、各大学がマネジメント機能や経営力などの運営基盤を強化するとともに、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、大学等の連携を円滑に進める仕組みの構築が必要とされている。一方、世界に目を向けると、グローバル化の進展等によって学生の国境を越えた流動性が高まる中、学習履歴・学位等の国際通用性を確保することが大きな課題となっている。また、2018 年の WHO の統計によると、我が国の健康寿命は 74.8 歳であり、世界トップクラスの長寿社会を迎えている。この長い人生の間、国民がいつでも活躍できる社会を実現するために、生涯のあらゆる段階で学び直せる環境の整備や多様な年齢層のニーズに応える学習プログラムが必要となっている。

機構は、学位授与事業、大学等評価、施設費の貸付・交付事業を行うことにより高等教育の発展に貢献してきており、これらの業務を通じて大学等に関する様々な情報が蓄積されるとともに、内外における高等教育に関する他機関とのネットワークが構築されている。機構には、これらの特色を活かし、国際的な質保証活動への積極的参画、国内外の高等教育制度や資格に関する情報等の収集・提供機能、リカレント教育の拡充の支援が期待されている。加えて、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合したことによる相乗的な効果をより発揮する観点から、今後は、それぞれの機関が蓄積していた教育研究情報及び財務情報を活用し、新たに大学の運営基盤の強化促進も行うことにより、大学改革を強力に支

援していくことが望まれている。

また、令和4年（2022年）12月2日、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律」が成立（令和5年（2023年）2月20日施行）し、機構の目的として、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条の2に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和5年2月28日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）に基づき、学部等の設置その他組織の変更に係る助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することが求められている。

以上を踏まえ、機構は我が国の高等教育の発展に資するとともに、我が国社会の発展に寄与するという業務の公共的重要性に鑑み、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得て、以下に示す業務運営を行う。

（別添）政策体系図

Ⅱ 中期目標期間

機構は、我が国の高等教育の発展に資することを目的として業務を実施していることから、中期目標の期間は、平成31年（2019年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの5年間とする。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大学等の評価

我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。

（1）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。

また、現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施し、評価の選択肢の拡充等に資する。

これらにより、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、先進的な評価手法を開発するとともに、取組の成果等を評価機関

や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。

なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施する。

評価に当たっては、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポータルや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努める。

【評価指標】

- 1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況（実施校数等を参考に判断）
- 1-2 認証評価の先導的役割の取組状況（説明会や研修等の開催実績や成果等を参考に判断）
- 1-3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施状況（実施機関数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を適切に実施し、結果を提供・公表したか、評価申請校数、評価実施校数、評価体制、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。
- 1-2 文部科学省と連携し、内部質保証を重視した効果的・効率的な評価システムを開発したか、また、取組の成果等を提供し、我が国の認証評価における先導的役割を果たしたか、評価システムの開発に向けた取組の状況、取組の成果を提供するための説明会や研修等の開催実績や成果物等を参考に判断する。
- 1-3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施し、結果を文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表したか、評価実施に向けた準備状況、評価実施体制、評価実施機関数、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。

2 国立大学法人等の施設整備支援

我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。

(1) 施設費貸付事業

国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。

事業の実施に当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な回収に努め、債務を確実に償還する。

(2) 施設費交付事業

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

なお、中長期的視点からの財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

【評価指標】

- 2-1 施設費貸付の実施状況（貸付の審査状況等を参考に判断）
- 2-2 施設費交付の実施状況（実施件数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 2-1 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の貸付けを適切に行ったか、貸付の審査状況、現地調査実施件数（平成 26～30 年度の各年度平均実績：6 箇所）、債権回収率（平成 26～30 年度の実績：毎年 100%）、財政融資資金及び債券に係る債務償還率（実績：毎年 100%）、機構の事業と債券発行の意義を理解してもらうための投資家の訪問件数（平成 26～30 年度の各年度平均実績：16 箇所）等を参考に判断する。
- 2-2 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の交付を適切に行ったか、交付件数、交付の審査状況、現地調査実施件数（平成 26～

30年度の各年度平均実績：13箇所）等を参考に判断する。

3 学位授与

高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

短期大学・高等専門学校卒業者等でさらに一定の学修を行い単位を体系的に修得した者に対して、審査により、学士の学位を授与する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

各省庁の教育施設に置かれる課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認めるものを修了した者に対して、審査により、学士、修士又は博士の学位を授与する。

(3) 学位授与事業の普及啓発

機構による学位の授与に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとともに、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供する。

【評価指標】

- 3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断）
- 3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断）
- 3-3 アクセス情報の分析に基づく学位授与事業の普及啓発に向けた取組状況（申請者数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、電子申請利用率、認定審査件数等を参考に判断する。
- 3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。
- 3-3 アクセス情報の分析に基づいてパンフレット配布や説明会を開催しているか、申請者数等を参考に判断する。

4 質保証連携

我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。

(1) 大学等連携・活動支援

大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、運営基盤の強化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための教育情報の公開・活用等を支援する。

① 大学等との連携

大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

少子化が進展する中で、各大学がマネジメント機能や経営力などの運営基盤を強化するとともに、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することが求められていることを受け、国立大学法人の大学のマネジメント機能等の運営基盤の強化促進を支援するため、大学等と協働して、必要な情報の収集、整理、分析を行い、また広く大学等にその成果の提供を行う。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、大学ポートレートを運用する。

本中期目標期間中に運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

なお、運用に当たっては、利用者が容易に比較・検討を行えるよう利便性の向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。

④ 評価機関との連携

我が国の大学評価の更なる質の向上のため、他の評価機関と連携し、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した情報発信等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼の確保に向け、国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(東京規約)に基づき、我が国における国内情報センター(N I C)として、国内外の高等教育制度等に関する情報提供を行う。

① 国際的な質保証活動への参画

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に参画し、国内外の質保証に係る教育制度に関する情報の交換・共有を図る。

② 学位等高等教育資格の承認に関する情報提供

我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性を確保し、諸外国との円滑な承認に資するため、日本及び諸外国の高等教育や質保証の制度等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

【評価指標】

- 4-1-1 大学等と連携して実施した取組の実施状況(研修等の開催実績等を参考に判断)
- 4-1-2 国立大学法人等の運営基盤の強化促進の支援のための取組状況(指標開発への取組状況及び大学等への成果の提供状況を参考に判断)
- 4-1-3 大学ポータルサイトの運用状況(参加大学数等を参考に判断)
- 4-1-4 評価機関と連携して実施した取組の実施状況(会議開催実績等を参考に判断)
- 4-2-1 国際的な質保証活動への参画及び情報の発信状況(交流実績や成果等を参考に判断)
- 4-2-2 高等教育の資格の承認の推進に資するための情報の収集、整理、提供の状況(情報提供の件数等を参考に判断)

【目標水準の考え方】

- 4-1-1 大学等と連携し、大学等の支援に取り組んだか、研修参加者数、研修終了後のアンケート結果、ウェブサイト等を用いた情報提供の状況等を参考に判断する。
- 4-1-2 大学にとって有用な指標が開発されているか、大学等へ適切な方法で成果を提供しているか、大学等への提供状況及び大学の活用状況等を参考に判断する。
- 4-1-3 大学ポータルサイトを適切に運用し、機能の改善・充実に努めたか、参加大学数、ウェブサイトのアクセス件数、利用促進や閲覧者の利

便性向上のための取組状況等を参考に判断する。

- 4－1－4 評価機関と連携し、認証評価の改善・充実等に取り組んだか、会議開催実績、研修の実績や成果物等を参考に判断する。
- 4－2－1 国際的な質保証活動に積極的に参画し、活動したか、交流実績（平成26～30年度の各年度平均実績：29回）、海外の質保証機関等との共同の取組状況及び成果物等を参考に判断する。
- 4－2－2 高等教育の資格の承認の推進に資するため、必要な情報を収集・整理し、適切な方法で提供したか、情報提供の件数、ウェブサイトのアクセス件数等を参考に判断する。

5 調査研究

我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。

（１）大学等の改革の支援に関する調査研究

我が国の高等教育における教育研究活動等の改革を支援するため、大学等におけるマネジメントの改善・向上、質の保証及び維持・向上のための評価、質保証に係る国内外の連携及び情報の分析方法と利用環境に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する評価事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。

（２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、多様な学習機会に対する社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価と学位等高等教育資格の承認に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。

【評価指標】

- 5－1 機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況
- 5－2 社会への調査研究の成果の提供状況
- 5－3 研究成果の公表状況

【目標水準の考え方】

- 5－1 調査研究の成果が機構が行う各事業に反映されたか、各事業の改善に活用されたか、各事業担当部課と連携して実施した調査、事業関連説明会数等を参考に判断する。

- 5－2 調査研究の成果が社会に提供されたか、研究会・研修会数等を参考に判断する。
- 5－3 調査研究の成果が関連学協会及び機構の学術誌等に公表されたか、学術論文・学会発表・報告書等数を参考に判断する。

6 大学・高専成長分野転換支援

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条の 4 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、基本指針に即して助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、基本指針及び実施方針に基づき、大学等に対して、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金の交付等を行う。

【評価指標】

- 6 助成金の交付の実施状況（公募・審査状況、実施件数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 6 基本指針及び実施方針に基づき、助成金の交付を適切に行ったか、公募の実施状況、申請件数、交付件数、交付の審査状況等を参考に判断する。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。

なお、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 3 % 以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 1 % 以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、透明性及び外部性を確保

しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

V 財務内容の改善に関する事項

1 予算の適切な管理と効果的な執行等

自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。

2 資産の有効活用

保有資産については、その保有の必要性について不断の見直しを図る。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制

機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。

また、内部統制の機能状況について、内部監査、監事監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また研修等により職員の能力向上に努める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に係る政策体系図

1. 国の政策目標・方針等

■文部科学省の政策目標

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上、施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

■教育振興基本計画(平成30年6月15日 閣議決定)

目標(4)問題発見・解決能力の修得、目標(8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションをけん引する人材の育成、

目標(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、目標(18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 等

■2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(平成30年11月26日 中央教育審議会)

・人生100年時代を見据え、様々な年齢や経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスを実現するためには高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生に教育できる体制が必要となり、リカレント教育の重要性が増していくこととなる。

・ユネスコの枠組みの下で採択した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(以下「東京規約」という。)」の発効を受け、

国内情報センター(National Information Center: NIC)の設立準備を進める。

・我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要 等

■国立大学経営力戦略(平成27年6月16日 文部科学省)

・国立大学が、その役割を果たしつつ、今後更なる改革を進めていく上では、各国立大学が、学長のリーダーシップの下、責任ある経営体制を構築し、法人化のメリットを最大限に生かしていくことが求められる

■人づくり革命 基本構想(平成30年6月 人生100年時代構想会議)

・大学は、知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力である。人づくり革命を牽引する重要な主体の一つとして、時代に合ったかたちに大学改革を進めなければならない

■物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日 閣議決定)

・学校教育段階から社会で活躍し評価される人材を育成していくため、成長分野への大学・高専の学部再編等促進(略)を進めていく。

2. 機構の目的

■ 大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第104条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資すること。(機構法第3条第1項)

■ 文部科学大臣が定める基本指針に基づいて学部等の設置その他組織の変更に関する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与すること。(機構法第3条第2項)

3. 機構の事業

各事業の実施を通じ、我が国の高等教育の質の向上を支援し、我が国高等教育の発展に寄与

我が国社会の発展に寄与

評価事業 国際通用性の高い評価の実施 (認証評価、国立大学教育研究評価等)	学位授与事業 多様な学習成果に基づく 学位取得の機会の提供	施設費貸付・交付事業 国立大学等の 施設費等の貸付・交付	助成事業 大学等の組織変更に関 する助成金の交付
質保証連携 情報の収集・整理・提供、大学等及び国内外の質保証機関等との連携			
調査研究 質保証に係る調査研究の推進			

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 大学等の評価

（1）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

さらに、選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発し、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。

なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ、より実質的な評価を行うための方法を検討するなど、評価システムの改善につなげる。

（2）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況について、令和2年度に4年目終了時評価を、令和4年度に中期目標期間終了時評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、評価担当者の研修を実施する。評価の実施に当たっては、大学ポータルサイトや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の作業負担の軽減に努める。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証し、第4期の評価に向けた評価方法等の改善につなげる。

2 国立大学法人等の施設整備支援

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。

貸付けに当たっては、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

② 資金の調達

貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

民間資金の調達にあたり、I R（インベスター・リレーションズ）活動として投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

貸付事業に係る債権を確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。また、そのために貸付先訪問調査を実施する。

④ 調査及び分析

機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、交付先訪問調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について適切に管理処分を行う。

3 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

短期大学や高等専門学校を卒業、あるいは専門学校を修了するなどし、さらに大学等において高等教育レベルの学修を行った申請者に対し、修得単位の審査、学修成果についての審査及び試験等を行い、学士の学位を授与する。

なお、インターネットを利用した電子申請の推進など、申請者の利便性向上に引き続き取り組む。

② 専攻科の認定

学位の取得に必要な単位を修得する機会の拡大を図るため、短期大学及び高等専門学校からの申出に基づき、当該短期大学等に置かれた専攻科の教育課程等について審査を行い、大学教育に相当する水準の教育を行っている専攻科を認定する。

機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した専攻科に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

機構が認定した省庁大学校の課程を修了した申請者に対し、単位修得と課程修了を審査するとともに、修士及び博士については申請論文の審査及び試験を行った上で、学士、修士又は博士の学位を授与する。

② 課程の認定

省庁大学校からの申出に基づき、当該大学校に置かれた課程の教育課程等について審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行っている課程を認定する。

機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した課程に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に係る機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

4 質保証連携

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。また、大学等の教職員向けの研修の開催等により、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。

国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供する。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

本中期目標期間中に運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、認証評価の改善・充実

や受け手である社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信、職員の能力の向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力し、高等教育の質保証に関する活動への参画及び情報の交換・共有を図る。

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

我が国における国内情報センター（NIC）として、我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資する国内外の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供を行う。

5 調査研究

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して財源、身分、人材育成等の制度設計の基礎となる研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

6 大学・高専成長分野転換支援

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条の 4 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条の 2 に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針」（令和 5 年 2 月 28 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）に即して助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、基本指針及び実施方針に基づき、大学等に対して、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野の学部等の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成金の交付等を行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化の推進等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。

なお、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 3 % 以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき 1 % 以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

また、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努めるとともに、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。

さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- | | |
|--------|-----------|
| 1 予算 | 別紙 1 のとおり |
| 2 収支計画 | 別紙 2 のとおり |
| 3 資金計画 | 別紙 3 のとおり |

IV 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 78 億円

- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制

機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。特に監事、監査室及び会計監査人の連携を強化し監査を行い、その結果を公表する。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 施設・設備に関する計画

なし。

4 人事に関する計画

大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

5 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、機構の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

長期借入金

(単位：百万円)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
長期借入金 償 還 金	65,257	65,110	63,196	62,947	62,458

区 分	中期目標 期間小計	次期以降 償 還 額	総 債 務 償 還 額
長期借入金 償 還 金	318,968	622,990	941,958

6 積立金の使途

前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の財源に充てる。

令和元年度～令和5年度 予算

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	大学・高専成長 分野転換支援	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等							
収入										
運営費交付金	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	0	1,446	8,648
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	0	616
大学等成長分野転換支援基金補助金	0	0	0	0	0	0	0	300,242	0	300,242
長期借入金等	0	0	0	260,000	0	0	0	0	0	260,000
長期貸付金等回収金	0	0	0	338,574	0	0	0	0	0	338,574
長期貸付金等受取利息	0	0	0	24,810	0	0	0	0	0	24,810
財産処分収入	0	0	0	7,403	0	0	0	0	0	7,403
財産賃貸収入	0	0	0	147	0	0	0	0	0	147
財産処分収入納付金	0	0	0	392	0	0	0	0	0	392
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	40	40
計	1,116	325	1,147	632,132	1,272	2,871	1,469	300,242	1,485	942,060
支出										
業務等経費	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	132	0	7,334
うち 人件費(退職手当を除く)	0	161	646	364	596	1,654	907	88	0	4,416
物件費	0	92	500	442	60	1,217	561	44	0	2,916
退職手当	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,485	1,485
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	774	774
物件費	0	0	0	0	0	0	0	0	711	711
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
助成業務等事業費	0	0	0	0	0	0	0	4,398	0	4,398
施設費貸付事業費	0	0	0	253,525	0	0	0	0	0	253,525
施設費交付事業費	0	0	0	20,000	0	0	0	0	0	20,000
長期借入金等償還	0	0	0	343,968	0	0	0	0	0	343,968
長期借入金等支払利息	0	0	0	24,171	0	0	0	0	0	24,171
公租公課等	0	0	0	61	0	0	0	0	0	61
債券発行諸費	0	0	0	76	0	0	0	0	0	76
債券利息	0	0	0	510	0	0	0	0	0	510
計	1,116	325	1,147	643,117	1,272	2,871	1,469	4,530	1,485	657,333

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積り]

期間中総額:5,102百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = Pc(y) + E(y) + Tc(y) + Pr(y) + R(y) + Tr(y) + \varepsilon(y) - B(y) \\ = Pc(y-1) \times \sigma + E(y-1) \times \beta \times \alpha 1 + Tc(y) + Pr(y-1) \times \gamma \times \sigma + R(y-1) \times \beta \times \gamma \times \alpha 2 + Tr(y) + \varepsilon(y) - B(y)$$

A(y): 当該事業年度に交付する運営費交付金。

B(y): 当該事業年度における自己収入。

E(y): 当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

R(y): 当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

Pc(y): 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

Pr(y): 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Tc(y): 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

Tr(y): 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

$\varepsilon(y)$: 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\alpha 1$: 一般管理効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.97と仮定して試算。

$\alpha 2$: 事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.99と仮定して試算。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

(1) 人件費

毎事業年度の人件費P(y)については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = Pc(y) + Pr(y) + Tc(y) + Tr(y) \\ = \{Pc(y-1) + Pr(y-1) \times \gamma\} \times \sigma + Tc(y) + Tr(y)$$

P(y): 当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。

Pc(y): 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

Pr(y): 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Tc(y): 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

Tr(y): 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

(2) 事業経費(R(y)+Pr(y)+Tr(y))

毎事業年度の事業経費中の物件費R(y)については、以下の数式により決定する。

$$\text{事業経費中の物件費 } R(y) = R(y-1) \times \beta \times \gamma \times \alpha 2$$

R(y): 当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

$\alpha 2$: 事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.99と仮定して試算。

(3) 一般管理費 ($Pc(y) + E(y) + Tc(y)$)

毎事業年度の一般管理費中の物件費 $E(y)$ については、以下の数式により決定する。

$$\text{一般管理費中の物件費 } E(y) = E(y-1) \times \beta \times \alpha 1$$

$E(y)$: 当該事業年度における一般管理費中の物件費。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

$\alpha 1$: 一般管理効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.97と仮定して試算。

(4) 事業収入

毎事業年度の事業収入 $B(y)$ の見積額については、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

令和元年度～令和5年度 予算

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
収入		
長期借入金等	260,000	260,000
長期貸付金等回収金	338,574	338,574
長期貸付金等受取利息	24,810	24,810
財産処分収入	7,403	7,403
財産賃貸収入	147	147
財産処分収入納付金	392	392
計	631,327	631,327
支出		
施設費貸付事業費	253,525	253,525
施設費交付事業費	20,000	20,000
長期借入金等償還	343,968	343,968
長期借入金等支払利息	24,171	24,171
公租公課等	61	61
債券発行諸費	76	76
債券利息	510	510
計	642,311	642,311

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度～令和5年度 予算

(助成業務等勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学・高専成長分野転換支援	金 額
収入		
大学等成長分野転換支援基金補助金	300,242	300,242
計	300,242	300,242
支出		
業務等経費	132	132
うち 人件費(退職手当を除く)	88	88
物件費	44	44
助成業務等事業費	4,398	4,398
計	4,530	4,530

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度 予算

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	1,446	8,648
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
その他	0	0	0	0	0	0	0	40	40
計	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
支出									
業務等経費	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	0	7,202
うち 人件費（退職手当を除く）	0	161	646	364	596	1,654	907	0	4,328
物件費	0	92	500	442	60	1,217	561	0	2,872
退職手当	0	0	0	0	0	0	2	0	2
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,485	1,485
うち 人件費（退職手当を除く）	0	0	0	0	0	0	0	774	774
物件費	0	0	0	0	0	0	0	711	711
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和５年度 収支計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	大学・高専成長 分野転換支援	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等							
費用の部	1,124	339	1,213	47,693	1,321	2,868	1,547	4,537	1,571	62,214
経常費用	1,124	339	1,213	47,693	1,321	2,868	1,547	4,537	1,571	62,214
業務等経費	9	267	1,196	836	675	2,487	1,536	4,537	0	11,543
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査等経費	0	0	0	0	616	0	0	0	0	616
施設費交付事業費	0	0	0	20,000	0	0	0	0	0	20,000
支払利息	0	0	0	24,627	0	0	0	0	0	24,627
処分用資産売却原価	0	0	0	2,082	0	0	0	0	0	2,082
その他の業務経費	0	0	0	61	0	0	0	0	0	61
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,524	1,524
減価償却費	0	0	17	11	29	380	10	0	47	495
財務費用	0	0	0	76	0	0	0	0	0	76
収益の部	1,124	339	1,213	33,542	1,321	2,868	1,547	4,537	1,571	48,062
運営費交付金収益	0	253	1,129	806	626	2,349	1,461	0	1,420	8,044
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	0	616
補助金等収益	0	0	0	0	0	0	0	4,523	0	4,523
処分用資産賃貸収入	0	0	0	147	0	0	0	0	0	147
処分用資産売却収入	0	0	0	7,403	0	0	0	0	0	7,403
施設費交付金収益	0	0	0	392	0	0	0	0	0	392
受取利息	0	0	0	24,753	0	0	0	0	0	24,753
賞与引当金見返に係る収益	0	11	59	25	42	116	64	15	54	386
退職給付引当金見返に係る収益	9	2	8	5	8	22	12	0	10	76
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	17	11	29	380	10	0	47	495
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	40	40
臨時損失	67	19	69	42	69	192	105	0	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	0	2	8	5	8	22	12	0	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入	67	16	61	37	61	170	93	0	79	585
臨時利益	67	19	69	42	69	192	105	0	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金見返に係る収益	0	2	8	5	8	22	12	0	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金見返に係る収益	67	16	61	37	61	170	93	0	79	585
純損失	0	0	0	14,151	0	0	0	0	0	14,151
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	0	0	14,151	0	0	0	0	0	14,151
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度 収支計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
費用の部	46,847	46,847
經常費用	46,847	46,847
施設費交付事業費	20,000	20,000
支払利息	24,627	24,627
処分用資産売却原価	2,082	2,082
その他の業務経費	61	61
財務費用	76	76
収益の部	32,695	32,695
処分用資産賃貸収入	147	147
処分用資産売却収入	7,403	7,403
施設費交付金収益	392	392
受取利息	24,753	24,753
純損失	14,151	14,151
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	14,151	14,151
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度～令和5年度 収支計画

(助成業務等勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学・高専成長分野転換支援	金 額
費用の部	4,537	4,537
経常費用	4,537	4,537
業務等経費	4,537	4,537
収益の部	4,537	4,537
補助金等収益	4,523	4,523
賞与引当金見返に係る収益	15	15
純利益	0	0
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	1,124	339	1,213	847	1,321	2,868	1,547	1,571	10,829
経常費用	1,124	339	1,213	847	1,321	2,868	1,547	1,571	10,829
業務等経費	9	267	1,196	836	675	2,487	1,536	0	7,006
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,524	1,524
減価償却費	0	0	17	11	29	380	10	47	495
収益の部	1,124	339	1,213	847	1,321	2,868	1,547	1,571	10,829
運営費交付金収益	0	253	1,129	806	626	2,349	1,461	1,420	8,044
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
賞与引当金見返に係る収益	0	11	59	25	42	116	64	54	371
退職給付引当金見返に係る収益	9	2	8	5	8	22	12	10	76
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	17	11	29	380	10	47	495
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	40	40
臨時損失	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入	67	16	61	37	61	170	93	79	585
臨時利益	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金見返に係る収益	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金見返に係る収益	67	16	61	37	61	170	93	79	585
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和５年度 資金計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	大学・高専成長 分野転換支援	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等							
資金支出	1,116	325	1,147	648,998	1,272	2,871	1,469	300,242	1,485	958,926
業務活動による支出	1,116	325	1,129	299,073	1,242	2,349	1,461	4,526	1,460	312,680
投資活動による支出	0	0	18	0	30	522	9	0	26	604
財務活動による支出	0	0	0	343,968	0	0	0	0	0	343,968
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	5,957	0	0	0	295,716	0	301,673
資金収入	1,116	325	1,147	648,998	1,272	2,871	1,469	300,242	1,485	958,926
業務活動による収入	1,116	325	1,147	372,132	1,272	2,871	1,469	300,242	1,485	682,060
運営費交付金による収入	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	0	1,446	8,648
国庫補助金収入	0	0	0	0	0	0	0	300,242	0	300,242
承継債務負担金債権の回収による収入	0	0	0	102,990	0	0	0	0	0	102,990
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	0	0	4,451	0	0	0	0	0	4,451
施設費貸付金の回収による収入	0	0	0	235,584	0	0	0	0	0	235,584
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	0	0	20,360	0	0	0	0	0	20,360
処分用資産の売却による収入	0	0	0	7,403	0	0	0	0	0	7,403
処分用資産の貸付による収入	0	0	0	147	0	0	0	0	0	147
施設費交付金の納付による収入	0	0	0	392	0	0	0	0	0	392
その他の収入	1,116	72	0	0	616	0	0	0	40	1,844
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	259,924	0	0	0	0	0	259,924
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0	16,942	0	0	0	0	0	16,942

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度 資金計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
資金支出	648,192	648,192
業務活動による支出	298,267	298,267
財務活動による支出	343,968	343,968
次期中期目標期間への繰越金	5,957	5,957
資金収入	648,192	648,192
業務活動による収入	371,327	371,327
承継債務負担金債権の回収による収入	102,990	102,990
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	4,451	4,451
施設費貸付金の回収による収入	235,584	235,584
施設費貸付金に係る利息の受取額	20,360	20,360
処分用資産の売却による収入	7,403	7,403
処分用資産の貸付による収入	147	147
施設費交付金の納付による収入	392	392
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	259,924	259,924
前期中期目標期間よりの繰越金	16,942	16,942

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度～令和5年度 資金計画

(助成業務等勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学・高専成長分野転換支援	金 額
資金支出	300,242	300,242
業務活動による支出	4,526	4,526
投資活動による支出	0	0
財務活動による支出	0	0
次期中期目標期間への繰越金	295,716	295,716
資金収入	300,242	300,242
業務活動による収入	300,242	300,242
国庫補助金収入	300,242	300,242
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	0	0
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度～令和5年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
業務活動による支出	1,116	325	1,129	806	1,242	2,349	1,461	1,460	9,887
投資活動による支出	0	0	18	0	30	522	9	26	604
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
業務活動による収入	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
運営費交付金による収入	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	1,446	8,648
その他の収入	1,116	72	0	0	616	0	0	40	1,844
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（令和４年度）

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 大学等の評価

（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。
- オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減を図る。

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

- ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 89 法人の第３期中期目標期間終了時における教育研究の状況の評価について、評価結果を確定し、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出する。
- イ 中期目標期間終了時評価の検証に着手するとともに、第４期中期目標期間におけ

る教育研究の状況の評価について、評価方法等を改善するための検討を進める。

2 国立大学法人等の施設整備支援

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。

イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達

ア 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。

イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

ウ 民間資金の調達に当たって、IR（インベスター・リレーションズ）活動として、訪問又はウェブ会議システム等の活用により年間 20 箇所以上の投資家に説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

高度化・複雑化する債権・債務の管理を適切に行い、長期借入金債務等の償還を確実に行う。

また、訪問又はウェブ会議システムの活用により年間 6 箇所以上の貸付先調査を実施する。

④ 調査及び分析

機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、貸付先調査での意見聴取や審査基準に関する調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

交付事業の実施に当たって、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

また、そのために訪問又はウェブ会議システムの活用により年間 14 箇所以上の交付先調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する42国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

ア 国から承継した旧特定学校財産（東京大学生産技術研究所跡地）について、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、分割して売却する。また、未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。

イ 処分後の財産（広島大学本部地区跡地）の利用状況について、適切に把握する。

3 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

② 専攻科の認定

学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

② 課程の認定

学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

4 質保証連携

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。

イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

ア 国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。

イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して、これまでに得た試作結果の有用性等の検証と改善を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供するための検討を行う。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

本中期目標期間中における運営費交付金の削減目標の達成に向けて取り組む。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

国際的な質保証ネットワークや、覚書締結機関をはじめとする諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等を通じ、アジアにおける大学間交流プログラムに対する国際質保証制度設計業務に取り組む。

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）として設置した「高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）」の活動を推進し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外の高等教育制度等に関する調査及び情報提供並びに海外のNIC等との連携を行う。

5 調査研究

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる

調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して、認定制度と研修制度に関する基礎研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

6 大学・高専成長分野転換支援

(1) 基金の設置

国から交付される補助金をもって、助成業務に要する費用に充てるための基金を設け、あわせて、適切な運用を行うための体制を整備する。

(2) 助成金の交付準備

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条の2に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針（令和5年2月28日文部科学大臣決定）に即して助成業務の実施に必要な関係規則等を制定する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和3年度予算に比較して3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和3年度予算に比較して1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、効果的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

III 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算 別紙1のとおり

2 収支計画 別紙2のとおり

3 資金計画 別紙3のとおり

IV 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78 億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制

（１）法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。

（２）内部統制の機能状況の検証

- ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 令和３年度の業務の実績の自己点検・評価を行う。
また、令和４年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う。
また、緊急時において業務継続性を確保するため、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の強化や、業務のデジタル化の推進を行う。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、外部のセキュリティ機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

- ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。
- ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

令和4年度 予算

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	大学・高専成長 分野転換支援	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等							
収入										
運営費交付金	0	54	235	129	169	587	403	0	285	1,862
大学等認証評価手数料	177	20	0	0	0	0	0	0	0	197
学位授与審査手数料	0	0	0	0	128	0	0	0	0	128
大学等成長分野転換支援基金補助金	0	0	0	0	0	0	0	300,242	0	300,242
長期借入金等	0	0	0	56,100	0	0	0	0	0	56,100
長期貸付金等回収金	0	0	0	65,853	0	0	0	0	0	65,853
長期貸付金等受取利息	0	0	0	2,835	0	0	0	0	0	2,835
財産処分収入	0	0	0	400	0	0	0	0	0	400
財産賃貸収入	0	0	0	60	0	0	0	0	0	60
財産処分収入納付金	0	0	0	72	0	0	0	0	0	72
有価証券利息	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8
計	177	74	235	125,451	297	587	403	300,242	293	427,758
支出										
業務等経費	0	54	235	129	169	587	403	8	0	1,585
うち 人件費(退職手当を除く)	0	52	137	95	147	281	214	5	0	932
物件費	0	1	98	34	22	306	134	3	0	598
退職手当	0	0	0	0	0	0	55	0	0	55
大学等評価経費	177	20	0	0	0	0	0	0	0	197
学位授与審査経費	0	0	0	0	128	0	0	0	0	128
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	293	293
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	155	155
物件費	0	0	0	0	0	0	0	0	138	138
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設費貸付事業費	0	0	0	55,604	0	0	0	0	0	55,604
施設費交付事業費	0	0	0	2,110	0	0	0	0	0	2,110
長期借入金等償還	0	0	0	65,781	0	0	0	0	0	65,781
長期借入金等支払利息	0	0	0	2,718	0	0	0	0	0	2,718
公租公課等	0	0	0	19	0	0	0	0	0	19
債券発行諸費	0	0	0	14	0	0	0	0	0	14
債券利息	0	0	0	37	0	0	0	0	0	37
計	177	74	235	126,412	297	587	403	8	585	128,484

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度 予算

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
収入		
長期借入金等	56,100	56,100
長期貸付金等回収金	65,853	65,853
長期貸付金等受取利息	2,835	2,835
財産処分収入	400	400
財産賃貸収入	60	60
財産処分収入納付金	72	72
有価証券利息	2	2
計	125,321	125,321
支出		
施設費貸付事業費	55,604	55,604
施設費交付事業費	2,110	2,110
長期借入金等償還	65,781	65,781
長期借入金等支払利息	2,718	2,718
公租公課等	19	19
債券発行諸費	14	14
債券利息	37	37
計	126,283	126,283

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度 予算

(助成業務等勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学・高専成長分野転換支援	金 額
収入		
大学等成長分野転換支援基金補助金	300,242	300,242
計	300,242	300,242
支出		
業務等経費	8	8
うち 人件費(退職手当を除く)	5	5
物件費	3	3
計	8	8

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度 予算

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	54	235	129	169	587	403	285	1,862
大学等認証評価手数料	177	20	0	0	0	0	0	0	197
学位授与審査手数料	0	0	0	0	128	0	0	0	128
その他	0	0	0	0	0	0	0	8	8
計	177	74	235	129	297	587	403	293	2,194
支出									
業務等経費	0	54	235	129	169	587	403	0	1,577
うち 人件費（退職手当を除く）	0	52	137	95	147	281	214	0	927
物件費	0	1	98	34	22	306	134	0	595
退職手当	0	0	0	0	0	0	55	0	55
大学等評価経費	177	20	0	0	0	0	0	0	197
学位授与審査経費	0	0	0	0	128	0	0	0	128
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	293	293
うち 人件費（退職手当を除く）	0	0	0	0	0	0	0	155	155
物件費	0	0	0	0	0	0	0	138	138
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	177	74	235	129	297	587	403	293	2,194

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度 収支計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	大学・高専成長分 野転換支援	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等							
費用の部	181	76	244	5,165	304	623	355	15	289	7,251
経常費用	181	76	244	5,165	304	623	355	15	289	7,251
業務等経費	4	55	239	133	173	556	352	15	0	1,526
大学等評価経費	176	20	0	0	0	0	0	0	0	197
学位授与審査等経費	0	0	0	0	128	0	0	0	0	128
施設費交付事業費	0	0	0	2,110	0	0	0	0	0	2,110
支払利息	0	0	0	2,784	0	0	0	0	0	2,784
処分用資産売却原価	0	0	0	103	0	0	0	0	0	103
その他の業務経費	0	0	0	19	0	0	0	0	0	19
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	271	271
減価償却費	0	0	5	3	4	67	4	0	18	101
財務費用	0	0	0	14	0	0	0	0	0	14
収益の部	181	76	244	3,532	304	623	355	15	289	5,618
運営費交付金収益	0	49	223	121	154	520	325	0	239	1,630
大学等認証評価手数料	177	20	0	0	0	0	0	0	0	197
学位授与審査手数料	0	0	0	0	128	0	0	0	0	128
補助金等収益	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8
処分用資産賃貸収入	0	0	0	60	0	0	0	0	0	60
処分用資産売却収入	0	0	0	400	0	0	0	0	0	400
施設費交付金収益	0	0	0	72	0	0	0	0	0	72
受取利息	0	0	0	2,864	0	0	0	0	0	2,864
財務収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賞与引当金見返に係る収益	0	5	12	9	13	25	19	7	14	105
退職給付引当金見返に係る収益	4	2	5	4	6	11	9	0	12	53
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	4	2	3	66	2	0	16	93
資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8
純損失	0	0	0	1,633	1	0	0	0	0	1,634
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	0	0	1,633	0	0	0	0	0	1,633
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度 収支計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
費用の部	5,029	5,029
經常費用	5,029	5,029
施設費交付事業費	2,110	2,110
支払利息	2,784	2,784
処分用資産売却原価	103	103
その他の業務経費	19	19
財務費用	14	14
収益の部	3,396	3,396
処分用資産賃貸収入	60	60
処分用資産売却収入	400	400
施設費交付金収益	72	72
受取利息	2,864	2,864
財務収益	0	0
純損失	1,633	1,633
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	1,633	1,633
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度 収支計画

(助成業務等勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学・高専成長分野転換支援	金 額
費用の部	15	15
経常費用	15	15
業務等経費	15	15
収益の部	15	15
補助金等収益	8	8
賞与引当金見返に係る収益	7	7
純利益	0	0
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	181	76	244	135	304	623	355	289	2,207
経常費用	181	76	244	135	304	623	355	289	2,207
業務等経費	4	55	239	133	173	556	352	0	1,511
大学等評価経費	176	20	0	0	0	0	0	0	197
学位授与審査経費	0	0	0	0	128	0	0	0	128
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	271	271
減価償却費	0	0	5	3	4	67	4	18	101
収益の部	181	76	244	135	304	623	355	289	2,206
運営費交付金収益	0	49	223	121	154	520	325	239	1,630
大学等認証評価手数料	177	20	0	0	0	0	0	0	197
学位授与審査手数料	0	0	0	0	128	0	0	0	128
賞与引当金見返に係る収益	0	5	12	9	13	25	19	14	98
退職給付引当金見返に係る収益	4	2	5	4	6	11	9	12	53
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	4	2	3	66	2	16	93
資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	8	8
純損失	0	0	0	0	1	0	0	0	1
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	1	0	0	0	1
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度 資金計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	大学・高専成長 分野転換支援	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等							
資金支出	177	74	235	138,181	297	587	403	300,242	293	440,488
業務活動による支出	176	74	233	60,617	294	544	398	4	258	62,600
投資活動による支出	0	0	0	0	2	41	4	0	32	80
財務活動による支出	0	0	2	65,781	1	1	1	0	2	65,788
翌年度へ繰越	0	0	0	11,783	0	0	0	0	0	11,783
資金収入	177	74	235	138,181	297	587	403	300,242	293	440,488
業務活動による収入	177	74	235	69,351	297	587	403	300,242	293	371,658
運営費交付金による収入	0	54	235	129	169	587	403	0	285	1,862
国庫補助金収入	0	0	0	0	0	0	0	300,242	0	300,242
承継債務負担金債権の回収による収入	0	0	0	16,901	0	0	0	0	0	16,901
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	0	0	541	0	0	0	0	0	541
施設費貸付金の回収による収入	0	0	0	48,952	0	0	0	0	0	48,952
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	0	0	2,293	0	0	0	0	0	2,293
処分用資産の売却による収入	0	0	0	400	0	0	0	0	0	400
処分用資産の貸付による収入	0	0	0	60	0	0	0	0	0	60
施設費交付金の納付による収入	0	0	0	72	0	0	0	0	0	72
利息及び配当金の受取額	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
その他の収入	177	20	0	0	128	0	0	0	8	332
投資活動による収入	0	0	0	6,040	0	0	0	0	0	6,040
財務活動による収入	0	0	0	56,086	0	0	0	0	0	56,086
前年度より繰越	0	0	0	6,704	0	0	0	0	0	6,704

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度 資金計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
資金支出	138,052	138,052
業務活動による支出	60,488	60,488
投資活動による支出	0	0
財務活動による支出	65,781	65,781
翌年度へ繰越	11,783	11,783
資金収入	138,052	138,052
業務活動による収入	69,221	69,221
承継債務負担金債権の回収による収入	16,901	16,901
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	541	541
施設費貸付金の回収による収入	48,952	48,952
施設費貸付金に係る利息の受取額	2,293	2,293
処分用資産の売却による収入	400	400
処分用資産の貸付による収入	60	60
施設費交付金の納付による収入	72	72
利息及び配当金の受取額	2	2
投資活動による収入	6,040	6,040
財務活動による収入	56,086	56,086
前年度より繰越	6,704	6,704

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度 資金計画

(助成業務等勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学・高専成長分野転換支援	金 額
資金支出	300,242	300,242
業務活動による支出	4	4
投資活動による支出	0	0
財務活動による支出	0	0
翌年度へ繰越	300,238	300,238
資金収入	300,242	300,242
業務活動による収入	300,242	300,242
国庫補助金収入	300,242	300,242
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	0	0
前年度より繰越	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	177	74	235	129	297	587	403	293	2,194
業務活動による支出	176	74	233	129	294	544	398	258	2,108
投資活動による支出	0	0	0	0	2	41	4	32	80
財務活動による支出	0	0	2	0	1	1	1	2	7
翌年度へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	177	74	235	129	297	587	403	293	2,194
業務活動による収入	177	74	235	129	297	587	403	293	2,194
運営費交付金による収入	0	54	235	129	169	587	403	285	1,862
その他の収入	177	20	0	0	128	0	0	8	332
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度より繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。